

リベアサンをわが手に

リベアサンをわが手に

S・オルフェウス 著

〈第三勢力〉の
選挙教程



保革政治にどう勝利するか



S・オルフェウス氏

著者 オルフェウス氏は語る

今こそ保革の政治独占・保革アベック支配体制に憤りを抱く人々は全国各地で立ち上がる好機だ。ロッキード・スキャンダルで混乱する保守、検察の広張しかたを革新、この事件は保革両者の危機であり、支配体制に反抗する第三勢力が登場しうる状況の開始と言える。選挙を保革の「みせぎ」の場にさせない為には、保革に対決する、無名の若い人々が政治登場することが必要である。

日本全土に〈第三勢力〉候補を乱立させよ！

いわゆる「戸村選挙」では、その行動マニュアルとして1950年代に日共が作った「操典」をほとんどそのまま採用していたという話を聞いて驚いた。

組織がその「操典」を、全く思想も目的もちがう組織のものを使うという奇怪なる発想を私は理解できない。「組織」とは目的集団の総動員であり、その「操典」は、目的に対する突進のしかたを書いたものだ。この点から見て、彼らは選挙組織と運動体を混同していたとしか考えようがないように思う。

この本は、〈第三勢力〉が既成大政党をおしのけて登場するためだけの「単用操典」として書かれている。言うまでもなく〈第三勢力〉とは、まだ何者とも評価できない。つまり彼らが〈保革〉にしたいげられたアクトローであるかぎり、革命派も民族派もファシストも保者プロレタリア群も地方住民・農民連も位相としての〈第三勢力〉となり得る。だから、何者ともしれぬ彼らや官の武器であるこの本は、大変おそろしいものだ。

『遠方から』松本礼二氏 談

政治の退廃・爛熟とリバイアサン

—本書を推薦するわれわれの立場—

はるか昔、旧約聖書に登場し、近世に至りホッブスが新たなイメージで描き、そしてカール・シュミットが問題とされる格を与えた、リバイアサンというきわめて憎悪すべき怪物をS・オルフェウス氏が再びとりあげた。

「リバイアサンをわが手に！」とは何と危険な発想か、というのが、おそらく世の穏健な人々の評価になるにちがいない。事実、政治の現状をスターテックに見ようという人々にとって、本書に書かれているきわめて単純で、しかも目的—つまりΛ保革Vを打倒し、Λ第三勢力Vを「急成長」させるといふ目的にひたすら突撃する過激な思想は、ちょうどデパートがスーパーマーケットを見るような気持をおこさせるにちがいない。

刷新を目指す革命派の発想とは、まさにこのような思想を指すのである。史上どのような革命・変革といえども、本書が述べているごとき怒濤のような、しかも未分化な集団の驀進と、相互の抗争という過程を通らないで実現されたものはない。

しかも、変革とはしゅせん「勝機」をつかんで急上昇する思想・集団のみが行なえるものであることは自明である。コツコツと閉鎖的大「政党」が形成され何が起こるといふことは絶対にありえない。

本書のいうΛあなたVもそのダイナミズムを実際にやってみて味わうしかない。「ブディングの味は食べてみなければわからない」のだから。

ΛあなたVにとって今最大の課題は「候補者」をさがすことだろう。本書によれば、候補者は「政治好きで代議士になりたい意志をもつこと」であり、さらに我々がつけ加えるならば、その人はタスキガケなどというバカバカしいことをΛあなたVにかわってやっつてのけることをみずから申しでるほどの政治的な度量があることである。

そのような献身的な人のみと、ΛあなたVは同盟し、この人為的階級闘争を闘い、Λ刷新Vのために大きな力となるΛ選挙Vを闘えばよいのである。今度の衆院選はそのように考えるΛあなたVにとって千載一遇のときなのである。

一九七六年九月一日

遠方から 編集委員会

東 風 編集委員会



8・オルフェウス

リバイアサンをわが手に
！

第一章 史上第三の「選挙の時代」へ……………7

政治の腐敗に憤り、△選挙の勝利▽をめざす無名の△あなた▽へ／
しまこそ「政治の初心」に帰ろう／過去に二度真に人民の闘う選挙
があった／選挙にはかつてどのような理想が託されていたか／第三
の「選挙の時代」を創ろう

第二章 選挙戦略としての△地方▽△第三勢力▽……………17

「政治の初心」を「戦略」と結合すること／「保革逆転」議論はナ
ンセンスである／「日本棄権党」代表としての△あなた▽／やっ
てはならない選挙―都市型および全国区選挙／ただし近い将来に「デ
マゴギー型選挙」の可能性が生れる／やっではない選挙―利益
誘導およびイデオロギー宣伝型選挙／政治空間としての△地方▽／
動揺する地方政治の構造／地方における△第三勢力▽としての△あ
なた▽／△あなた▽の選挙は△地方▽の政治に何をもたらすか

第三章 選挙―この人為的な階級闘争……………37

選挙は独自の法則をもつ／選挙は独特の魔力をもつ／選挙では国家
が万人に「自由と平等」を保障する／かつてファシストは選挙を通
じて躍進した／選挙を奴隷とすること、選挙の奴隷とならぬこと

第四章 事前運動……………45

事前運動は旧来の地方政治にたいする破壊活動である／やるべき選
挙の一例―茨城県知事選挙と△茨城地方党▽／保革政治に「弱点」
と「敵」をみつけること、つくること／事前運動で選挙戦の実戦部
隊をつくること／「金権候補」を事前にたたく法／田舎自民党・田
舎社会党の内部亀裂を拡大すること／「確固たる保守派」としての
日本共産党を浮きぼりにせよ／既成地方政治への破壊活動は結果と
して第三勢力運動（候補者）を浮上させる／事前運動によって「孤
立無縁」となることを恐れる必要はない

第五章 選挙組織……………61

選挙組織とは「人為的階級闘争」を闘う組織である／選挙組織は一
時的な実戦部隊である／選挙組織は第三勢力の選挙戦略の合意を唯
一の条件として形成される／選挙構成員の「出自」は問わない／「
思想」も「営業活動」も各構成員にとって自由である／選挙組織は
住民にたいする「工作者集団」ではない／地方政治結社としての△
地方党▽と選挙組織／法定確認団体としての△地方党▽／△地方党▽
つぶしをねらった公選法を乗り越える法／組織図／選挙参謀とはな
にか／参謀をどのように選ぶのか／選挙事務長（「総括責任者」）

および会計（「出納責任者」）／候補者とはなにか／候補者になく
てはならないこと／候補者にあつてはならないこと／参謀相互およ
び参謀と候補者の関係／組織運営においては「朝令暮改」せよ／組
織運営十戒／参謀の対外工作／選挙にカネはつきものか／武器・兵
糧は各自に持参させること

第六章 選挙運動操典……

93

△第三勢力選挙Vにとって「政策」とはなにか／「政策語らず手も
振らず」／攻撃相手を具体的にはっきり名指すこと／攻撃目標の設
定にあつて注意すべきこと／△第三勢力Vのスローガンを連呼す
ること／選挙中は候補者が保革政治の代名詞である／積極的に敵候
補に接触し遭遇戦を展開せよ／選挙ではマス・コミは「公正」「平
等」である／「泡沫候補」から「有力候補」へ――まず差別させし
かる後に差別を撤回させよ／差別糾弾の実例／マス・コミ対策を徹
底的に重視せよ／ジャーナリズムに「友人」をつくること／選挙の
「合法性」をとことん活用せよ／「暴力」はどこまで活用できるか
ゲームとしての選挙戦／車輛／印刷機／ポケットベル／アンブ装置
（テレコを含む）／ピラ／選挙公報および立候補声明／政見放送用
原稿／新聞広告／葉書／ポスター／看板など／党歌および党のシン

ボルマーク／選挙カーから流される「声」／選挙事務所／実弾射撃
専前運動期／運動前期／立合演説期間／運動後期／運動最終日／農
村地域のポスター貼りは農家に宿泊せよ／街頭戦

第七章 公職選挙法摘要……

140

公選法も日本語ではない／立候補者の資格および制限／立候補の制
限／立候補の届出／後援団体／専前運動／選挙用自動車／ピラ／ポ
スター／葉書／選挙公報／政見および経歴放送／新聞広告／機関紙
誌／選挙期間前に（ある場合には期間中に）用意した文書類を適宜
使用することについてはあらためて述べない／選挙運動員／氣勢を
張る／連呼する／演説する／立合演説会／個人演説会／推薦演説会
政談演説会／選挙犯罪のうち、選挙妨害罪にあたる規定を、とくに
△あなたVに必要なかぎり抜粋しておこう

第八章 「敗北」の後に……

162

選挙統計の読み方／得票率の意味／地方政治地図を塗り変える／得
票率の地域偏差

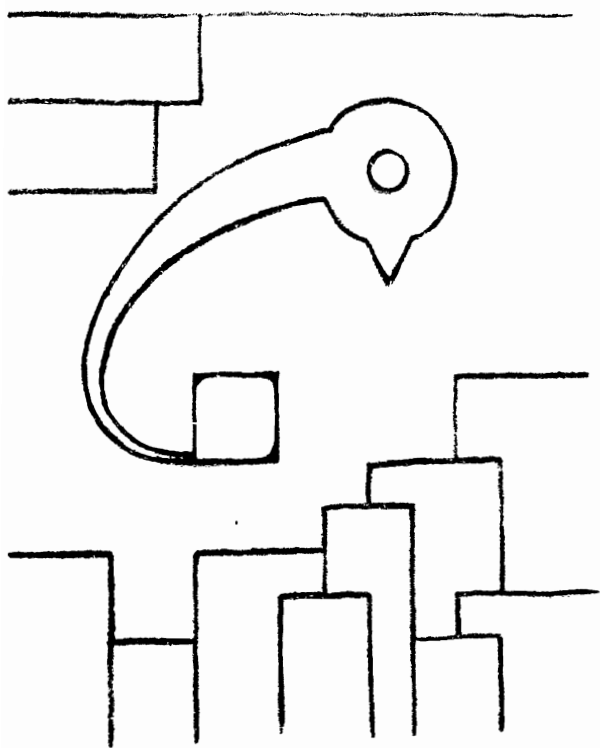
第九章 あと書きに代えて……

170

表紙カバー
本文カット
塚野明
亜紀朗

第一章

史上第三の「選挙の時代」へ



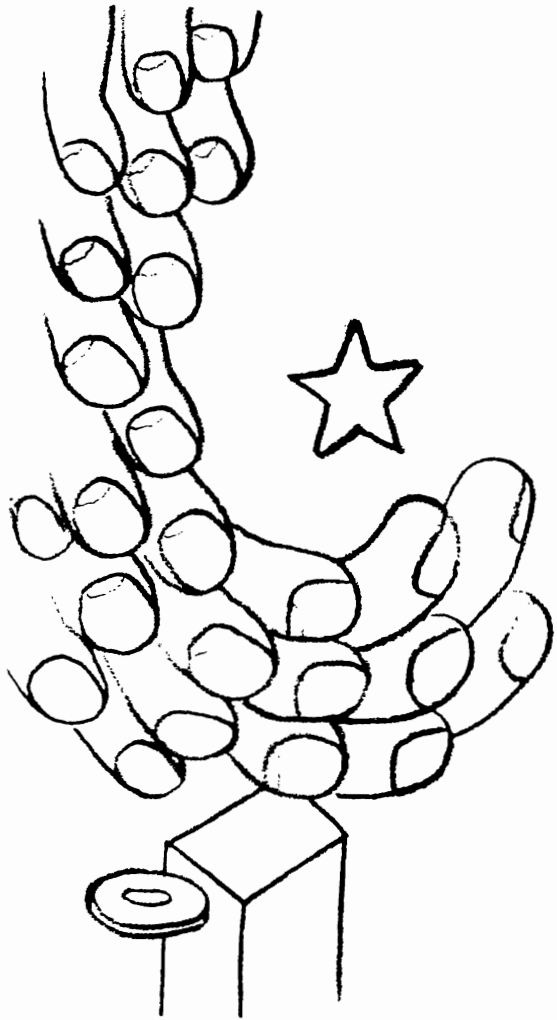
1 政治の腐敗に憤り、△選挙の勝利▽をめざす無名の△あなた▽へ

この選挙教程を、来るべき選挙に△勝利▽しようとしている△あなた▽に贈る。あなたが候補者自身であるか、あるいは選挙を戦おうとしている集団の一員であるかは問わない。ただあなたは、選挙を軽蔑し、当落など「度外視」して、自分のイデオロギーの宣伝のために選挙を「利用」しようなどと考えている者ではない。もちろん、売名およびちっぽけな利権のための万年泡沫候補でもない。「まじめに」選挙運動をやりぬき、当然「当選」を目ざしているあなたである。

しかし、あなたは、従来選挙の勝利のための三要素といわれた「地盤」も「看板」も「カバン」も、もっていない。幸か不幸かそれらは、あなたにとってこれから「作る」ものであっても、すでに「ある」ものではない。

けれどもその代り、あなたは、現在の政治のあり方にたいする激しい憤りをもっている。保守と革新とを問わず、今回のロッキード・スキャンダルをめぐってにわかに暴露された戦後政治の腐敗と無力にたいする憤りである。

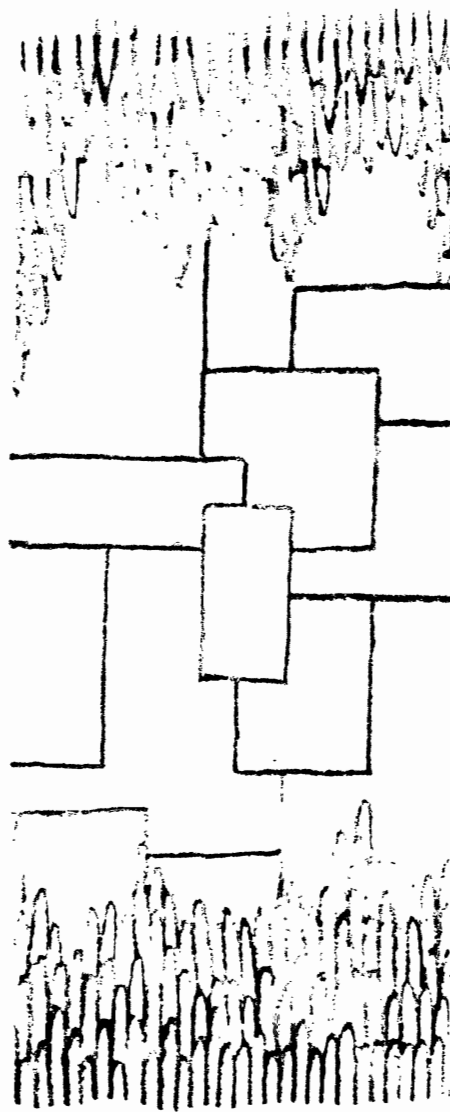
そしてまた、あなたは、ロッキード・スキャンダルをめぐってひきおこされた従来の政治構造の動揺、周章狼狽に、すかさずつけ入ろうとする抜け目のなさをもっている。来るべき選挙こそ、戦後政治が安定してからこのかたはじめて、政治の「新人」「素人」そして「新しい勢力」が登場しうる、まさに好機なのだ、ねらいをつけているあなたである。



このような△あなた▽が、来るべき選挙戦の勝利のために有効な事前準備をし、選挙がはじまれば候補者ともども「楽しく有益な」選挙運動を展開し、そうして選挙に「勝利」し、あなたの地方の民衆にしっかりと根を下すことができるように——私たちは、この「はう・とう・せんきょ」を、△あなた▽に贈る。

2 いまこそ「政治の初心」に帰ろう

ロッキード・スキャンダルをめぐって、今回にわかに表面化した政治の腐敗と無力は、偶然で一時的なものだろうか——そんなことはない。敗戦後の混乱がおさまって以降三十年近く、この国の政治というものを独占してきた保守と革新の政治構造が、ここにいたって音たてて崩れ再編されようとしているのである。彼ら既成の政治家たちは、この世には保守と革新しかなく、政治はそのどちらかの下に参加することしかない、これまで国民に思い込ませてきたのである。ところがどうか。今回の事態は、保守政治の動搖に乗じて、革新が自らの権力に近づくという風には少しも進行していない。



多くの人々は習慣的に、今回も革新陣営に一時は期待の目を向けた。しかし、彼らはこの期におよんで内部の混乱を露呈するばかりで、その政治的無力はおおいがたい。彼らはどうして、保守政治の息の根を止める策のもとに団結し、またこれによって国民の大動員をはからないのか。彼らの労働者階級はどこへいったのか。

スキャンダルに彼らも巻き込まれているという枝葉の問題ではなく、今回の革新の無力はもっと根本的なものである。

保守政治については、くだくだいうまでもない。これを好機に、彼らが文字通り戦後政治のウミを出し、起死回生の動きに乗りだすとしたらそれはそれでよい。この動きがたとえ「指揮権発動」のように超反動的なものであっても、それはそれで日本の保守政治の根強さと活力とを国民に見せることになる。しかし、彼らにはそれができないのだ。選挙にいたるまでずるずると内輪もめをくり返すしかなく、自民党は分裂することすらできない。だから、戦後保革政治の無力と腐敗にたいする、あなたの憤りは全く正当である。政治家のみならず、すべての民衆が、いま、政治の初心に帰ることが求められている。保守や革新の手直しの小細工ではなく、民衆のための政治という政治の原点にたち帰って再出発することだ。

このように政治の初心に帰ることが求められているときこそ——そのときにのみ——、選挙というものが既成政治家の私事ではなく一つの政治的事件でありうるのである。また、古き世代の政治家には人敗北Vを、あなた方新しい政治家に人勝利Vをもたらす鍵も、ただ政治的事件としての選挙にのみあるのである。

3 過去に二度真に人民の闘う選挙があった

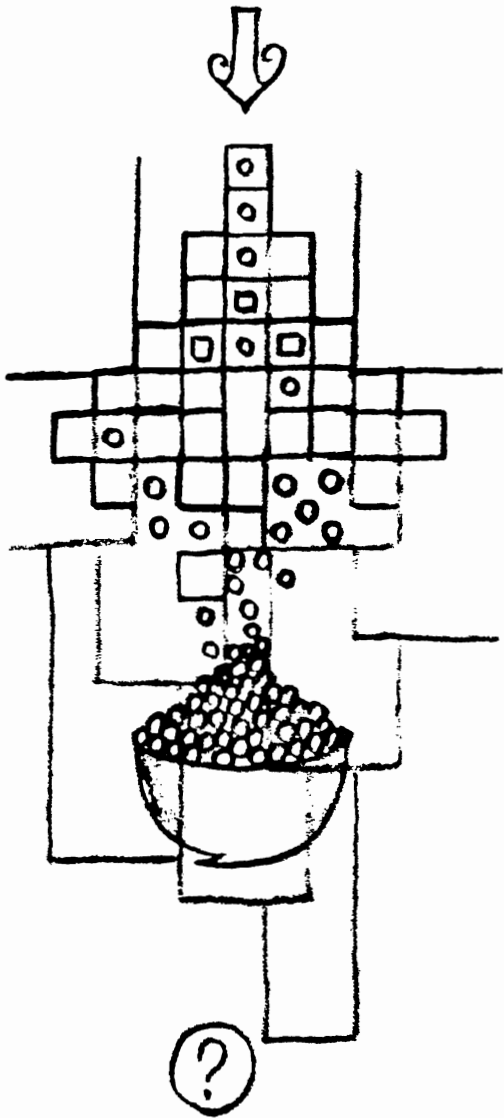
それでは、選挙が一大政治事件であったような例が、わが国で過去にあったらうか。確かに二回は存在した。

はじめの例は、明治二十二年の国会開設にもとづく最初の衆議院選挙である。いうまでもなく、明治維新にもなう封建体制の崩壊と混乱のなかで、この国がどのような政治体制を選択するのが、この時国民に迫られていた。たしかに、制限選挙制は一部の金持にしか選挙権を与えていなかった。しかし、藩閥政府に国会開設を迫る民衆の力が背後にあり、これは自由民権運動という国民的運動となって現われていた。実際、第一回の選挙では、権力の干渉にもかかわらず、反政府派が多数派を占める結果になったのである。

したがって、この第一回選挙に立って衆議院議員となった民権派の大江兆民が次のようにいうとき、それは当時の政治状況からいって、決して誇張でも景気づけでもなかったのである——「本年開設せらる可き国会は、独り我日本帝国の創設なるに非ずして亜細亜大洲中の創設なり。我日本人民が見物するのみならず、亜細亜大洲の人民皆見物す可し」(「選挙人目ざまし」)。

第二回目の国民的選挙は、時代はとんで第二次大戦後の民主憲法下の選挙である。旧勢力の瓦解にもなう混乱という事情はいうまでもなく同様であった。そして、戦争勢力を憎み戦争の傷から立ち直ろうとする人民大衆は、広範な国民運動のもとに結集した。

それゆえ、敗戦後の最初の選挙は、およそ今日の常識とは別のものだった。政治を根本から変えようとする国民的エネルギーを背後にして、選挙もまた一つの事件だった。今日政党の幹部におさまっている連中が、この時に発した熱い呼びかけの言葉が、いまでもあなただ方の耳に残っているはずだ。



4 選挙にはかつてどのような理想が託されていたか

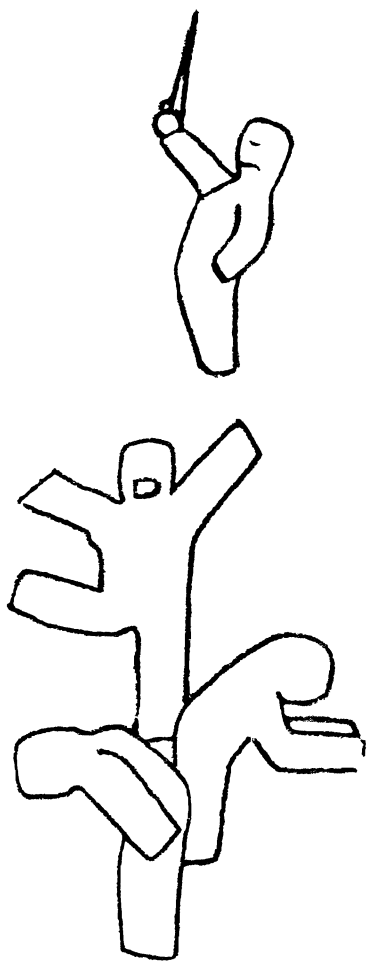
ひるがえってみれば、もともと選挙とは近代民主主義の革命的精神を表現するものであった。選挙という制度があるから民意が表現されるのではなく、自ら政治の創出を願う民衆のエネルギーが、選挙という狭い窓からあふれてくるのである。選挙がたんなる制度となったときには、かつて選挙に託されていた政治の理想も死ぬ。

近代民主主義の元祖であり日本の自由民権派にも大きな影響を与えたかのルソーは、かつて次のようにいった

人民の代議士は、人民の代表ではないし代表たりえない。彼らは人民の使用人ではない。彼らは、何ひとつとして決定的な取り決めをなしえない。人民がみずから承認したものでない法律は、すべて無効であり断じて法律ではない。

それゆえ、民主主義の根本の理想からいえば、制度化された「人民の代表」などはすでに墮落であった。当時進んだ民主主義制度の祖国であったイギリスについても、「人民は自由だと思っているがそれは大まちがいだ」とルソーは書いた。「彼らが自由なのは、議員を選挙する間だけのことで、議員が選ばれるやいなや、イギリス人民は奴隷となり無に帰してしまふ」。

この国の戦後三十年、保守と革新の代議士たちがそれぞれ体制・反体制の「人民の代表」としておさまり続けているのを見たら、はたしてルソーは何と評したか。かつて選挙に託



された理想からすれば、選挙とは人民が代議士を好き勝手にとり代えることだった。いい代えれば、当選十何回を誇る代議士などではなく、人民の意志次第で議員が毎回激しく浮沈をくりかえす選挙こそが、実は正常な選挙といふべきなのだ。等しく「人民の使用人」として、すべての候補者が本来的に「泡沫候補」でなければならぬ。

選挙が政治的事件であるような選挙の時代とは、このような選挙の理想が回復される時期のことをいうのである。

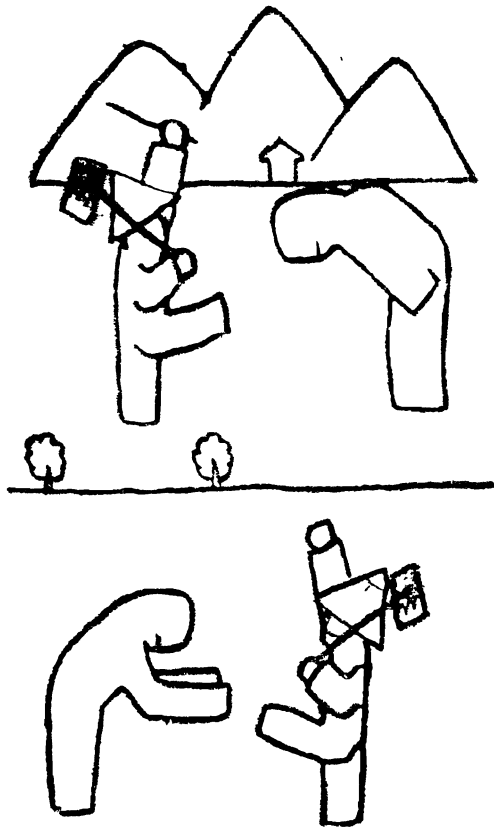
いまこそ「政治の初心」に帰ることが必要だとすれば、この時における選挙もまたまさに選挙の名にふさわしいものでなければならぬ。過去二回の「選挙の時代」のように、政治を根本から再建する目的のまえて、誰もが「泡沫候補」であり「素人」「新人」として一線に並んで人民の選択を受けるのだ。無名の人物と無名の団体が乱立し、いり乱れてしを削りあう事態こそは、選挙というものの理想であるばかりでなく、およそ変革期にふさわしい政治のあり方ではないか。これこそ、一民族の民衆の「活力」といふべきである。

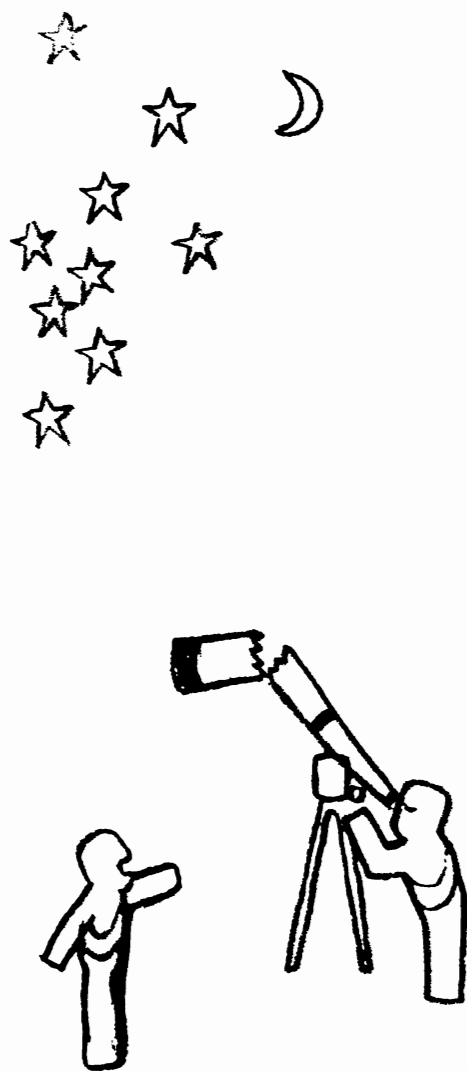
こうして、政治の現状に憤慨し、あるいはこの機に乗じて、選挙に打ってようとしている「新人」のあなたにとっては、来るべき選挙はただの選挙ではない。戦後政治の選挙の「常識」など通用しないような選挙にとり組む以外にない。そして、このように決意する人あなたVが全国的に乱立するとき、その時はまさしく第三の「選挙の時代」の幕開けとなるに違いない。

だからもちろん、次の選挙ただ一発の「賭け」などと考える必要はない。来る秋の総選挙は、むしろあなたにとって出発であるにすぎない。要は、期せずしてでもまたしめし合せてでもよい、あなた方一人一人が第三の「選挙の時代」を創ること、「選挙の時代」にふさわしい選挙をすることなのだ。「やるべき選挙」の見本を内外に示すことなのだ。

第二章 選挙戦略としての〈地方〉

〈第三勢力〉





来るべき選挙は、「政治の初心に帰ろう」という呼びかけを根本にもたなければならぬ。しかし、政治は、したがって選挙も、それだけで充分とはいえぬことはいうまでもない。政治の現状にたいする憤りは、政治を改革する有効な政治戦略と結合してはじめて、

たんなる「世論」以上のものになりうる。選挙についても全く同様である。

このことは、ロッキード汚職にたいする世論とマスコミの憤激が、ただちに「票」のゆくえに結びついてはいないという事実一つ見ても明らかである。

けれども、選挙の戦略といっても、従来の選挙のように技術の有効性をいくら改良してみても得られるものではない。現在一般に手に入れることのできる唯一の選挙教科書である『近代選挙入門』（飯島清著、ごま書房）についても、このようにいえる。これは、「発想の転換」の必要をさかんに唱えているけれども、「候補者の戦略」「組織づくりの戦略」等々も、たんなる「選挙戦略」の枠内でとらえられているかぎりには、あなたに有効な知恵を少しもさずけてはくれない。

ただ「具体的に」書かれているだけでは、すぐに「使える」選挙戦略にはならないところに、「選挙の時代」の選挙のおもしろ味があるのである。あなたは、何よりも「第三の選挙の時代」を創ろうとしていたのである。だから、「選挙の時代」には、選挙の戦略といえども、たんなる「選挙戦略」を越えた戦略を持たねばならない。

では、あなたの選挙戦略とは何か。あなたの選挙の政治的性格として△第三勢力V、あなたの選挙の舞台として△地方V——これである。

もちろん、ヤブから捧に「地方」「第三勢力」と唱えてみてもはじまらない。要は、その意味するところを、直観的に、本能的に、そしてラジカルに自分のものとし、そのうえに華麗なる選挙技術の数々を展開することだ。それがあなたの選挙である。

2 「保革逆転」議論はナンセンスである

△地方▽△第三勢力▽の戦略といっても、どこかの「革命戦略」や「民主的・革新統一戦線」などのようにムツカシイことを唱えているわけではない。あなたにとってすでに「常識」となっている事柄をたんに確認するだけでよいといっても過言ではない。では、簡単に確認していこう。

「常識」の第一は、現在の選挙民動向の確認である。

御承知のように、「保革逆転」そして「保革逆転」も真近かだと、世にいわれている。たしかに、これまでの選挙では、自民党の得票率の一貫した低下と対照的に、野党全体としての得票率の増加傾向が認められる。ここから、近い将来に保革の得票率の逆転が起りそれは民心が大きく野党⇄革新に傾いたことの決定的なメルクマールとなるかに思いこまれている。

けれども、このような推理には、実はたいして確かな根拠があるわけではない。保革の得票率がたとえ逆転しても、それ自体が日本の政治の根本的变化につながると結論するのは、明らかに飛躍である。その時に何か大変なことが起るかに思い込むのは、数字の魔術にひっかかっているにすぎない。

また、次のことも考慮に入れねばならない。つまり、都市の革新・農村の保守というこれまでの図式が、ともに成り立たなくなっていることである。これは、労働者階級を中心



とする大組織および農村共同体という地盤が、風化・解体したことの端的な表現である。したがって、革新の得票率の増加といっても、その組織の政治的力量の増大ということでは全くない。今は、保守も革新も、組織や地盤という集票機構を欠き、等しく直接的に「住民」に直面しなければならぬ。票の政治的性格が、いずれの場合も、全くわけがわからなくなっているのである。この時に、得票率の数字の一、二%の変動に一喜一憂して何の意味があろう。

3 「日本棄権党」代表としてのあなたV

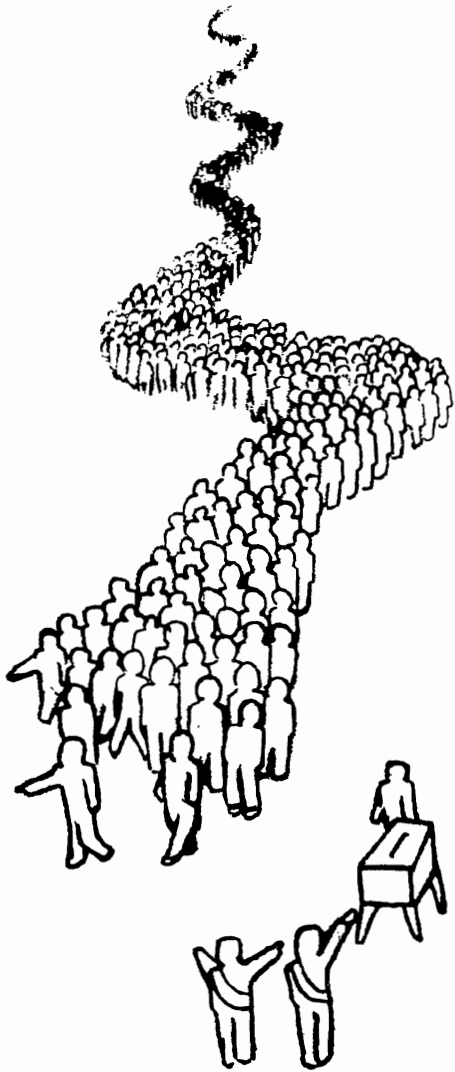
さらに根本的な問題がある。「保革逆転」論議は、一つの単純で自明の事実を考慮に入れることを、わざと忘れている。世にいう「政治（政党）不信」すなわち棄権票の動向である。

すでに何年も前から、総選挙のたびごとに有権者の最大部分は、自民党ではなく、実は「日本棄権党」に投票してきた——つまり棄権してきたのである。「棄権党」などというの、この棄権票は政治に目覚めていないいわゆる「無関心層」の存在を意味するのでは決していないからだ。それは「支持政党なし」層がこの棄権票と大きく重なっている事実をみてもわかる。

調査にさいして、「支持政党なし」と答える有権者は、都市部で五割以上全国平均で四割に達している。そしてこの内、政治的関心をもっているが支持すべき政党がないといういわば「積極的な」支持政党なし層が、全有権者の三割を越え、自民党支持者を上まわっているのである。すなわち、陰然たる第一党としての「日本棄権党」である。

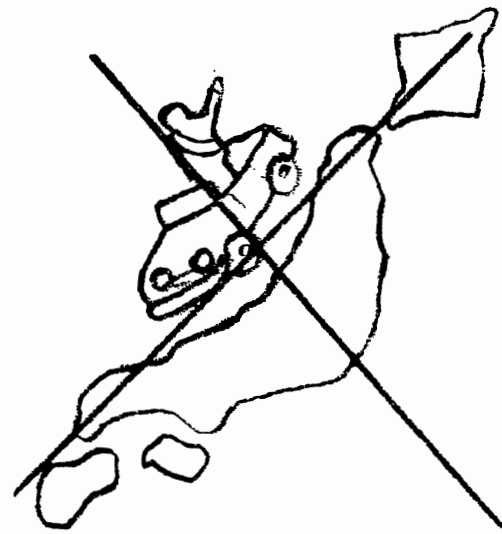
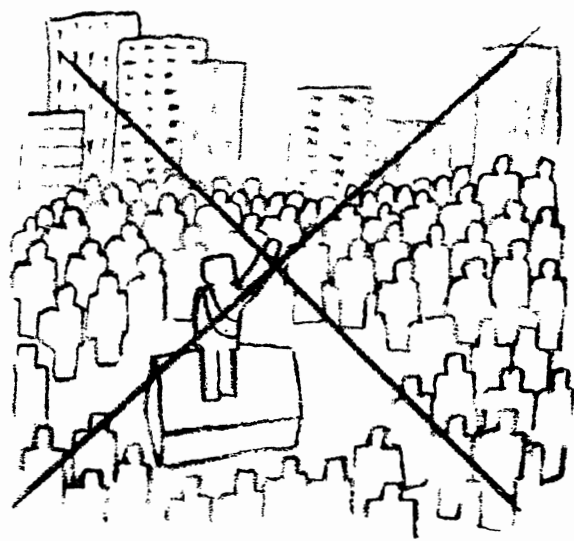
それゆえ、本当に重大な関心をはらうべきは、保革逆転のときコップの中の嵐などではなく、来るべき「選挙の時代」に、日本棄権党の面々がどのような政治的形をとって表面に——したがって選挙に——登場してくるかということなのである。

保革政治の動揺につけ入ろうとねらっている「無名の新人」あなたにとっても、本当に



気にすべきは、保革の枠内からのオコボレをひろうことではなく、日本棄権党の顕在化にどのようにかわれるかということはずだ。大体、あなたの登場そのものが、棄権党が政治に登場する動向のまさに一環なのだと思えるべきである。

あなたは、こうして事実上「日本棄権党」代表である。あなたが有効に政治に登場しえたときこそ、日本棄権党が自ら「解党」して、今度は明確な政治集団（潮流）として登場するときなのだ。



「日本棄権党」の面々と「支持政党なし」の人々が全国的に多数派であり、ことに都市部で有勢だというのは、確かな事実である。けれども、この事実から単純に判断して人は「やってほならない選挙」を安易にやってしまおう——その第一は、あなたが大都市あるいは全国区に立候補することである。

大体、「新人」のあなたにとっては、大都市とりわけ全国区という選挙区はとほうもなぐ広すぎる。結局あなたは、選挙戦という名の物見遊山をすることで終ってしまう。前回の参議院選挙で全国区から立った戸村一作氏が、結局全国各地のまばらな「支援組織」に挨拶まわりをするだけに終わったように、このことは自明であろう。それに、あなたは「有名人」ではない。看板・地盤・カバンもなく、ただ政治の初心だけがある者だということ、あなた自身にあらためて思いださせる必要があるまい。

大都市・全国区型の選挙をやってはならないもっと根本的な理由は、現在の「選挙民」の性格にもとづいている。棄権党の増加という事実は、従来保守・革新の集票機構であった「地盤」と「組織」が、機能しなくなっていることの端的なあらわれである。いうまでもなく、現在のところ彼ら棄権党は、保守と別の政治を具体的に選択したために棄権党に「投票」するのではない。要するに彼らは、スローガンの遠吠えなどで政治に应答するような者たちではない。政治的には「わけのわからない」住民である。

一般に、地盤や組織という媒介が崩壊して、候補者は「住民」に直接呼びかけるしかなく、しかもこの住民たるや政治的に何者なのかを誰もつかんでいないというのが現状なのである。まして、大都市の「浮動票」となればなおのことだ。

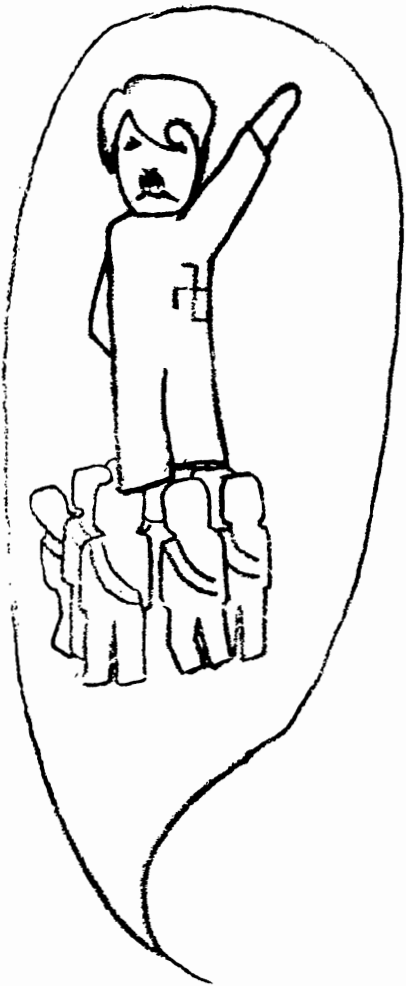
それゆえ、世論が政治の変革と「新人」の登場を求めているからといって、「浮動票」をあてこんで全国区に立ったりしたら、あなたは文字通り「雲をつかむ」ことになり「砂を噛むような」大衆を相手とすることになってしまいうだろう。

5 ただし近い将来に「デマゴギー型選挙」の可能性が生れる

大都市・全国区型の選挙をやってはならないといっても、ただ次のことは頭の片すみに入れておいてよい。「砂を噛む」ような大衆の存在こそ、たとえばヒトラーのように有能なデマゴグが選挙で民心をひっさらうことを許すということである。

今日の先駆的な例では、石原慎太郎氏の選挙ではなく、先の参院選挙東京地方区での野坂昭如氏（失礼！）の選挙をあげることができる。全国区で立てば当選確実な有名人であるにもかかわらず、この人は地方区を選んだ。実際、彼はいわゆる浮動票ばかりでなく、大都会で組織も仲間もたないがしかし新しい政治を求める気持を失っていない若い人々の票をも集めたのだった。ここには、「無名」のあなたが参考にすべき重要な問題が数々あるはずである。

けれども、石原氏はもとより野坂氏のような選挙が「有名人選挙」ではなく、何か別の新しい政治的性格を持ちうるためには、この国の新しい政治的対立状況がもっとはっきりと表面に出てくる時期を待たねばなるまい。ありていにいって、マス・コミの「煽動」によってではなく、国民が政治の熱に浮かされるような時期である。このような時には、大都市や全国区の選挙で成功する政治家といえども、もはや決して「有名人」などではなく、国民の熱狂に政治的に応えうる戦略と組織とをもった者ということになる。雪崩をうって勝ちはじめた時期のヒトラーのように。



わが国でも、この「デマゴギー・タイプ」の選挙を、良しにつけ悪しきにつけ、真剣に考慮に入れねばならぬ時期がやがて到来しよう。けれども、あなたの現在の力量からいって、また大都市・全国区という選挙区の性格からいって、今はなおこの時期ではない。

とりわけ、全国区を舞台に選ぶというのには最低である。大都市の場合は、右のような近き将来の選挙のための「調査」と「実験」として、意味のある舞台となることはありうるだろう。けれどもいま、全国に通用する戦略のもとに選挙の「本番」にとりかかるうとしているあなたは、そちらの方に気をむけることは必要ではない。

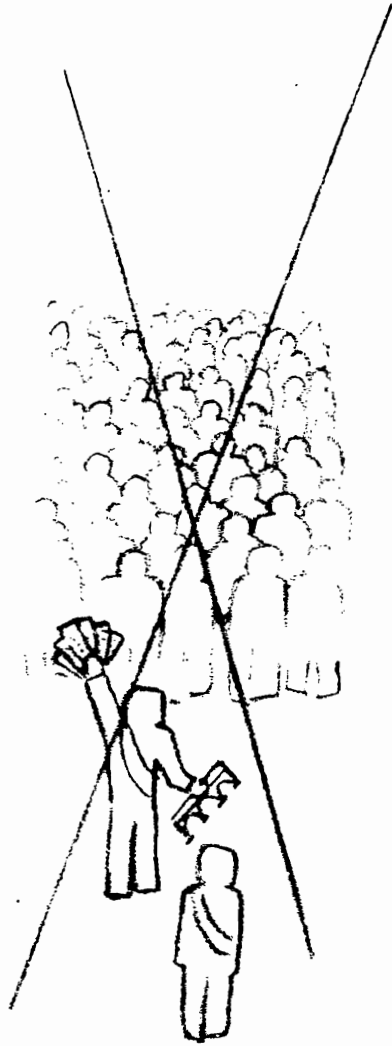
6 やってはならない選挙——利益誘導およびイデオロギー宣伝型選挙

やってはならない選挙のその二は、この一見対照的なタイプの選挙である。

地元「橋を架け、道を作ります」式の先生方の選挙——いわゆる「きめ細かな」選挙ではいまやどうしようもないことは、一般にもすでに確認されていることだといつてよいだろう。大体、地元の利益をこの先生方は何処から持ってくるというのか。この意味では先生方の所属が自民党から共産党に代ったところで同じことだ。それに、「強大な党」の候補でもない無名の新人であるあなたには、いずれにしてもそんな「政治力」はない。

では、この「物質的」選挙の対極にあるみたいに見える「イデオロギー選挙」を、なぜやってはならないのか。ここでイデオロギー選挙というのは、たとえば選挙や「議会主義」を軽蔑する左翼の少数派などが、当選を度外視して「思想」の宣伝のために選挙を利用する、といったタイプを指す。さきの参院選に新左翼がたてた戸村一作氏の選挙などがこの例である。これは「選挙」というより「宣伝」が主目的であるから、地方よりも当然大都市の目ざめた有権者に主眼をおく。また、いまのところ有権者との具体的な応答の関係をもちえない少数の革命派だから、選挙としては「全国」から広く浅く票を集めようとする。これらの点で、イデオロギー選挙も「やってはならない選挙」のその一の部類に入るともいえるのである。

けれども、全国区型としてのイデオロギー選挙ということに加えて、このイデオロギー



が選挙というものを不用意に軽蔑しているというもっと根本的な問題がある。もとより共産党のように革命は選挙を通じてするものと考えて選挙を重視する必要などはない。しかし、今直面しているのはただの選挙ではない。「選挙の時代」へむけての選挙である。このような時代の選挙をイデオロギー的に軽蔑する者は、結局、選挙を悪利用する者たちによって復讐を受けることになるだろう。

選挙をしようとするものは、「まじめに」選挙をしなければならぬ。この世の少数派も選挙という調査と実験を重ねて経験をつみ、来るべき「選挙の時代」の闘いにそなえねばならぬ。

7 政治空間としての△地方▽

以上のように「やっではない選挙」を一つ一つとりのけていくと、あとに、あなた選挙の舞台として△地方▽が残ることになる。

実際問題として、「無名」で「無力」なあなたが身を粉にして走り回ることができないのは、せいぜい地方という選挙区の領域でしかない。このあなたの「郷里」では、全国区や大都市相手の雲をつかむような選挙とは何か別の選挙をやれると期待するのは、自明であり当然である。

けれども、選挙戦略としての△地方▽は、むしろこのような地理的特徴だけを指すものではない。なによりも、政治的空間としての△地方▽である。

いまあなたは、戦後三十年にわたってこの列島を吹き荒れた「都市化」と「工業化」の嵐（「高度成長」）が過ぎ去った時点に立っていることを、なによりも想起すべきである。この都市中心主義と工業の肥大化が、人々の物心両面にわたって、どのような弊害をもたらしたかは、今や誰でもが気づいている。それゆえ現在政治は、このような従来の路線を根本から反省し、新しい道を模索することを第一の課題としている。

あなたの地方でも、都市化と工業化の嵐の爪跡は歴然としている。農業の荒廃、大企業の開発による人心の荒廃、一口に言ってまさに地方の疲弊である。戦後三十年のみならず日本近代の百年にわたって、常に都市・工業を支える人間とエネルギーの供給源の位置に

置かれ続けてきた△地方▽は、今や死につつある。

けれども、△地方▽から搾り取って△都市▽が栄えたであろうか。逆である。人間らしい人間の関係が結果として完全に解体しつくされたのはまさに△都市▽である。大都市の選挙が砂のような大衆を相手とせねばならず、ヒトラー風の選挙にますます斜きつつあるのも、このためなのだ。これにくらべれば、△地方▽にはまだ人間が活力をとりもどすかすかな望みがあり救いがある。人間らしい人間の関係（共同性）が、そこでは随所に残存して都市化の波に抵抗しているのを発見することができる。高成長の終りとともに、人口の広範なUターン現象が起きているのも、都市に流出した人々が自分のふるさとと土を求めぬ気持ちに気づいた結果に他ならない。工業化の成果として封建的な地方も進歩的となり目ざめたから、田舎に帰ってもよいと決心したのではないのだ。

政治の改革が、根本のところでは新しい人間関係（社会関係）を再建することだとすれば、まず△地方▽が都市と工業の植民地たることを止め、自前の抵抗力と活力を発揮することからはじめるべきであり、△地方▽だけがこのようにできるのだ。

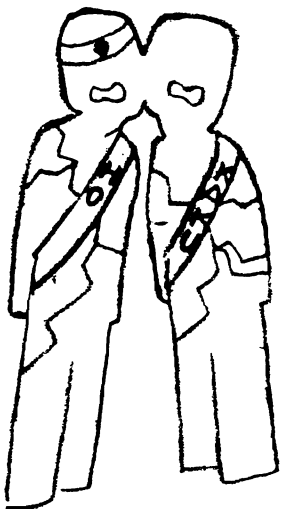
過日の茨城知事選挙で「△地方▽の息吹を！」というスローガンがあらわれた意味もここにあり。

8 動揺する地方政治の構造

都市化と工業化のゆきづまりは、都市と工業の奴隷となり東京の使用人となってきたこれまでの「地方政治」にも、大きな動揺をもたらさずにはいない。実際、これまでは地方から選出された代議士といえどもその地方（住民）の「代表」などといえるものではなかった。たとえば地元を橋をかけるという。しかしそのためには、我が地方の先生方は何よりも「中央」に日参し「中央」での顔を利用して、補助金や利権を獲得しなければならなかった。組合代表、党の代表といっても、それぞれ「中央本部」の迷惑にもとづいて行動する点で、少しも変わってはいなかった。「東京の植民地」としての地方政治の姿である。けれども、今や、地方政治で何かが確実に変わりつつある。「無名の新人」が割り込む好機だというあなたのカンも、むしろこの変化をかきとっているからである。

第一には、保守と革新の区別とけじめが、とりわけ地方で失われていることだ。保守の先生をかつげば中央の利益に直結し、革新派につけばイデオロギーの満足がえられるといった時代ではない。何が保守で何が革新かが根本から問いなおされ、これまでの両者の境目などは無効とせねばならない。

第二には、従来の保守と革新の代名詞、自民党と社会党が多くの方で泥沼的内輪もめにおち入っていることだ。公認候補の選認がこんなにもめてしまう時期もめずらしい。両党は、他の「中央集権」的党に比べれば、比較的な意味でそれぞれ地方利害により密着し

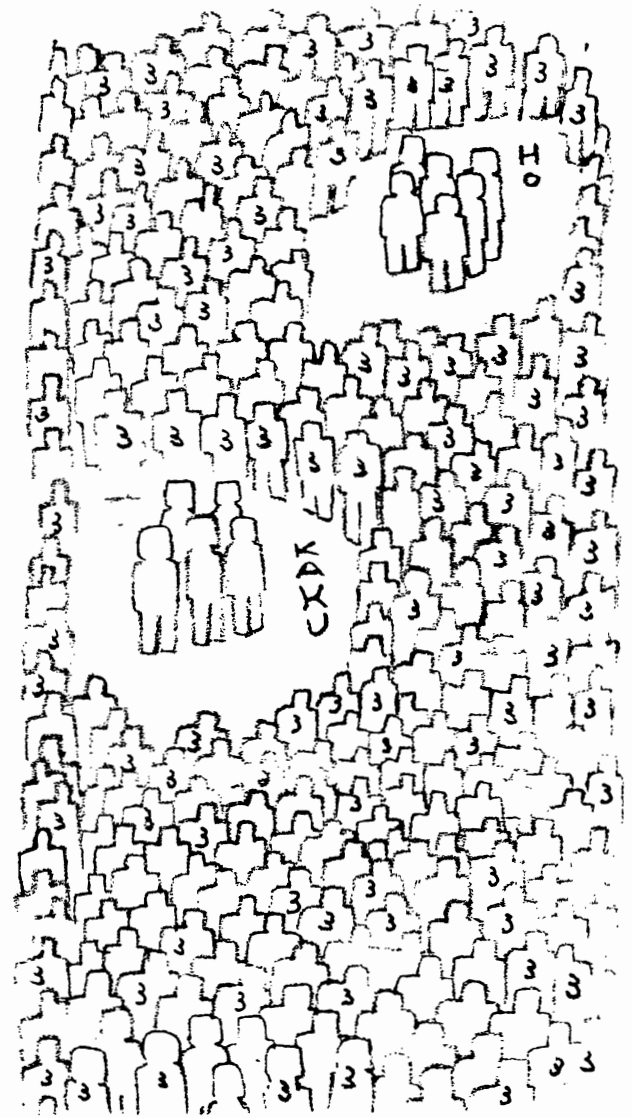


てきただけに、その内輪もめは地方政治の混乱を端的に浮きぼりにしている。

第三に結果として、この世に保守と革新しかなく、保守でなければ革新、革新でなければ保守という区分が、地方ではますます崩壊しつつある。保守でも革新でもない「わけわからぬ」候補がこれから増加していく。そしてその内には、既成の保守と革新に明確に対決する「第三の」道を主張する候補も生れてきているのである。

茨城知事選での△第三勢力▽代表の登場は、たんにこの傾向のハシリというにすぎない。それゆえ、△地方▽を舞台とするあなたの選挙は、地方の利益を「きめ細く」配慮するという意味でも、感傷的な「ふるさと選挙」をすることでもありえない。なによりも、地方政治の混乱に乗じ、既成政治勢力に切り込んでいくという意味で、△地方▽の選挙なのである。

9 地方における△第三勢力▽としての△あなた▽



地方政治の混乱につけ入ろうとねらっているあなたは、そのことによって、すでに事実上「第三の勢力」である。それゆえ、△第三勢力▽とはむつかしい理論からひきだされる

結論ではなく、新しく政治に登場しようとする者がいつどこでも立たされる事実なのである。ただ、戦後保革政治の鐘の音が諸業無常とびびく現在にいたって、この第三勢力は全国的に乱立する勢いとなり、だからこの事実は同時にいま戦略的問題となっているというにすぎない。選挙とは別のことだが、この間の住民運動が全国的に、保守でも革新に属するのでもなく、しかも地方政治の決定に大きく参与しうる事実上の第三の権力であったことを想起しよう。

事実としての第三勢力がいまや戦略問題に登場したとすれば、事実上の第三勢力であるあなたは、自らはっきりとこれを自覚し内外に第三勢力としての旗幟を鮮明にしなければならぬ。といっても、革命派を称する者がよくやるように、「既成勢力」にたいする公式的・イデオロギー的批判ではどうしようもない。解体の対象として地方における「第一・第二勢力」（保革構造）をはっきり具体的に名指すことだ。この旧勢力に切り込みその混乱を拡大し、これに取って代ることのできる自信をはっきり表明することである。それは、あなた自身を地方政治の自覚的な担い手の一人に直接に押しあげることの意味している。選挙にかぎっていえば、保革の代表を押しつけて、△第三勢力▽のあなたが、まさに当選することである。

「やっちはならない選挙」を捨て、「やるべき選挙」の見本をあなた自身がつくる道が、こうしていまやはっきりする。地方政治における△第三勢力▽の代表としてあなたが選挙に打って出ることであり、かくしてこのあなたが当選することである。

10 △あなたVの選挙は△地方Vの政治に何をもちたらすか

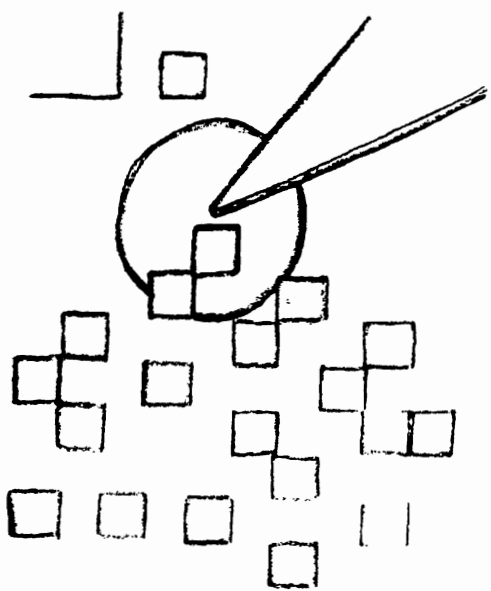
あなたの選挙戦略としての△地方Vと△第三勢力Vは、結局いま、「敵」としての既成の地方政治は混乱しており「弱く」、「味方」としての新しい△第三勢力Vは「強い」という判断にもとづいている。したがって「味方」の攻撃は、孤立した住民運動の「告発」やら田舎文化人の啓蒙や、草の根民主主義の「シッコシッコ」では、全く不十分であり立ち遅れているといわねばならない。

来たるべき選挙におけるあなたの登場が、ただ一発の選挙で終るわけにいかない理由もここにある。あなたの登場は地方政治に衝撃を与えるだけではない。無名の住民たちがただちにあなたの新しさを感知する。好奇心と恐れと期待とが、登場したあなたに向けられる。これだけであなたはすでに地方・住民との間に一つの政治関係を結んでしまったことになる。砂を噛むような有権者との関係に比べれば、これは何という幸運であり、また何と「そら恐ろしい」ことだろう。

それゆえ、今回の選挙の結果がどうなろうと、あなたは「選挙の時代」の次の選挙を目ざすことができる。それだけでなく、選挙の根本にあるもっと大切な政治、すなわち地方政治を改革し地方住民に深く根を下す仕事、投票の翌日からスタートする。もしもあなたがこの仕事で住民のいざいた好奇心と恐れと期待を裏切るならば、あなたはしよせん選挙一つもろくにできない選挙屋にすぎないと判断されても仕方がないであろう。

第三章 選挙

—この人為的な階級斗争



1 選挙は独自の法則をもつ

「選挙の時代」の選挙はそれ独自の法則をもっている。普通選挙の原則からいえば、選挙は民意の直接的な反映のほすであるが、現代の選挙がそんな具合にいかぬことはよく知られている。選挙は世論調査ではない。むしろ選挙の結果が「民意」を決める。

現代では選挙は政治の道具となっているためにこのようなことが起るのである。すべての技術と同じように、選挙という道具も主人（人民）を離れて勝手に一人歩きを開始した。けれども他方、選挙は政治の権力者たちによってどうにでもなる道具になりきったかといえは、そうではない。思いがけぬときに選挙はその使い手に復讐する。とりわけ、選挙の時代の選挙はそうだ。このときは、選挙という本来は中立的な道具を通じて、選挙を私物化してきた支配者に、人民が復讐するのである。

選挙はこのように、たんに支配者の道具でもなく、人民がその意志を反映させる制度なのでもない。誰がこの道具（制度）を使おうと、道具であるかぎり選挙とはつくられた（人為的）ものである。「自然発生的な」階級闘争という言葉と対照させていえば、選挙とは「人為的な階級闘争」である。戦争とは、選挙の法則に従い各「階級」が自分の道具を競い合って勝負を決めるゲームである。道具をうまく使いこなす者がこのゲームに勝つのであり、勝負は各「階級」の力量や熱意によって決まるとはかぎらないのである。

それゆえ、人民は選挙という道具を使いこなす経験を積みねばならない。

2 選挙は独特の魔力をもつ

すべてのゲームや賭け事と同じように、選挙は選挙をするあなたという当人を取りこする独特の魔力をもっている。

大体、選挙などという人為的な道具が見も知らぬ大衆をそれこそ五万と釣ることができるといのは驚ろくべきことである。選挙でどれほど「実弾」をばらまこうと、幾万の間を買えるという点では、この勝負は文字通りタダ同然である。

それゆえ、一回でもこのポロもうけの味をしめた者はその魔力から逃れるのがむつかしい。当人は、偉大な人民の意志をも自由に操作し勝手に民意を決定できる魔術師みたいに錯覚する。彼が選挙に乗りだすにあたって、どのようになじめな政治の初心をいだいても、この選挙の魔力に抗することはむつかしい。実際、「革命」を夢みて出発した多くの若い政治家が選挙を通じて墮落していった。ヒトラーの例などを想起するまでもないだろう。

革命をめざす政党のいわゆる「議会主義への墮落」ということも、明らかにこのことに関連する。この墮落は本来作られた階級闘争にすぎない選挙というものを、まさに重大な階級闘争だといいくるめる瞬間にはじまる。老エンゲルスが、ドイツ労働者階級の選挙を通じてした偉大な前進を階級闘争の新しいあり方として称賛したときに、ドイツ社会民主党の議会主義への道がスタートした。あなたは、「プロレタリアートの独裁」を捨てた日本共産党のことを、思いだすだろう。

3 選挙では国家が万人に「自由と平等」を保障する

ゲームとしての選挙は、もう一つの外的な要因のために完璧なものとなる。選挙は、他ならぬ国家が万人に等しく「自由と平等」を保障する、おそらく唯一の場合である。大体、選挙期間中は諸政党の通常の政治活動は一切停止され、ただ選挙運動だけが法律によって認められる。法律が一時、人為的で排他的な政治空間を設定するのであり、全国に一大競馬場を設営するに似ている。

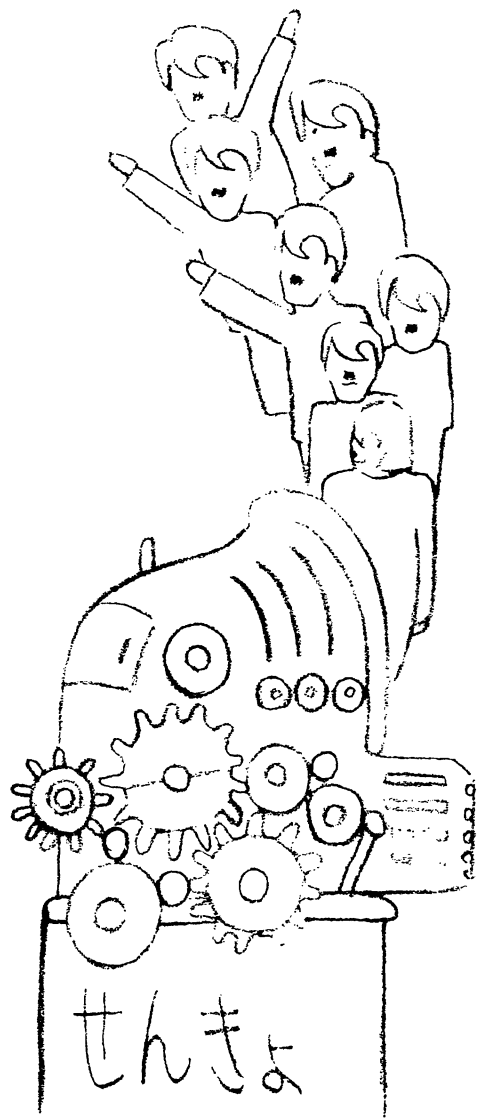
この人為的政治空間の中では、諸政党は通常のそれぞれの力量などは無視され、当確の候補にも泡沫候補にも、等しく機械的に自由と平等が与えられる。地方当局（選挙管理委員会）も警察も、候補者（集団）にたいしてはさながら機械的民主主義のたてまえの奴隷という観を呈する。選挙干渉の汚名を何よりも恐れるため、国家は暴力すらも事実上合法化する。

民主主義とは「不遍不党」のことであり、公式には犯してはならない「たてまえ」なのだと考えるこの国の常識が、ここ選挙ではきわめつきとなるのである。

同様にNHKから地方紙にいたるまで、報道とは「不遍不党」のことだというたてまえを護持せねばならぬこの国のマス・コミが、こぞって国家の機械的民主主義に協力する。紙面構成一つをとっても、きっちり同じ行数が各候補者に割りあてられるのである。選挙公報をはじめ、どのように過激かつ奇矯な言辞にも等しいスペースが与えられる。



かつて人民が闘いこったものである民主主義が、民主主義の名によって、選挙というゲームと政治家という魔術師を保障するというのは、真に逆説的である。もしかしたら、つねに僭主の出現を許したギリシャの昔からこれは大衆民主主義がもちつづけている逆説であるかもしれない。いずれにしても、独自の法則と独特の魔力をもつ選挙というものは、操作される道具としての制度民主主義の存在と不可分のものなのである。



近代民主主義の選挙を道具として使いつくし、また逆にこの道具の奴隷となった最初の例が、ヒトラーをはじめとするファシストの登場だった。宣伝係のゲッペルスが開発した選挙用の道具だての数々を思いだしてみるまでもあるまい。これらはいまではほとんど常

識とすらなっている。アメリカの大統領選挙は、御承知のように、人民が大統領を選ぶことではなく、巨大な選挙機械（マシーン）が、一定期間フルに稼動することを意味している。

ファシストの場合も、時の政治構造（つまり保守と革新、右と左）からみれば、当初はどこかの馬の骨ともわからぬ過激な少数派であった。彼らはヒトラーをはじめすべて政治の素人であり新人であり、また「第三勢力」として登場したのだった。そして選挙は、何よりも彼らの奇矯さと暴力とを合法化し人々の常識と化するための道具として使われた。ヒトラーが合法的に政権に近づくことにどんなに気を使ったかはよく知られている。

彼らファシストが選挙を道具にしたと同時にこの道具の奴隷となったということも、これに関連する。ファシズム運動の当初にみられた大衆の自発性と自発的な暴力——いいかえれば第三勢力としてのある種の革命性——は、選挙に利用されることによって逆に完全に型にはめられていった。そして、選挙を通じて政権をとってからは、ついに彼らは国全体を選挙マシンのモデルに従って組織し支配しようとするまでになったのである。

だからといってむろん、あなたは選挙を恐れる必要はない。選挙は人間がつくった人間の道具である。道具そのものは悪でも善でもない。選挙を過信しても軽蔑してもならない。ただ一点、「やっってはならない選挙」と「やるべき選挙」の区別があるだけである。

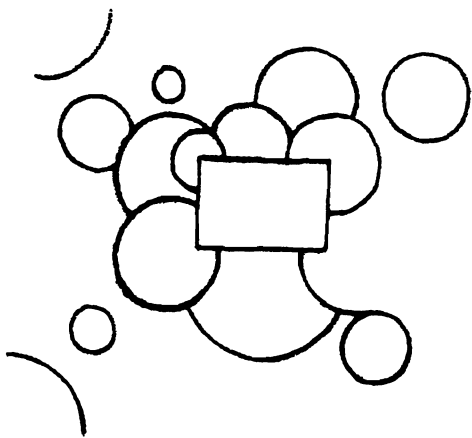
5 選挙を奴隷とすること、選挙の奴隷とならぬこと

結局のところ、あなたは以下の各章で述べるような選挙の法則と技術を使いこなしながら、選挙が人為的な階級闘争であるという原則を、片ときも忘れてはなるまい。

ことにあなたが、地元住民の大衆運動団体などに以前からのつながりをもっている場合、これと選挙運動との接続関係に偽りがあるってほならない。つまり、あなたの選挙がその大衆運動の「発展形態」だなどといいくるめたり、逆に選挙運動を利用して特定の大衆運動の力を増強できるなどといわぬがよい。大衆の闘いは闘いであり、選挙は要するに選挙である。選挙運動が直接人民にたいする「工作」だなどと思ってはならないのである。このことはもちろん、選挙にもなって大衆運動が独自に展開されることを否定するものではない。要は、選挙をやるあなたにとっては、選挙の熱狂を組織するとともに選挙ということに醒めていることが必要なのである。

選挙が作られた階級闘争であるという大切な原則は、以下の選挙法則と技術の展開のなかでも、要所要所で確認されることになるであろう。そこで、この選挙教程の「序論」にあたる以上の三章を要約すれば、こうなる——「選挙を奴隷とすること、選挙の奴隷とならぬこと」。

第四章 事前運動



1 事前運動は旧来の地方政治にたいする破壊活動である

事前運動とは、一般的にいえば、本番のためのウォーミング・アップであり、選挙戦の実戦部隊の形成である。けれども、従来からおこなわれている「ニコ・ボン」と「よろしく」という事前運動については、ここで特にとりあげる必要はあるまい。いわれなくてもあなたの仲間には、すでにはじめているだろう。

しかしあなた独得の選挙戦略である△地方Vの△第三勢力Vにもとづくならば、あなたの事前運動のあり方も独特のものでなければならぬ。すなわち、右往左往を開始した旧来の地方政治の動揺を拡大し、これに引導を渡す政治活動が、あなたの事前運動である。

「敵」は動揺し弱く、△第三勢力Vのあなたは強いのだと、先に第二章で述べたけれども、これは現在の政治情勢の自然の勢いであって、あなたはこの事実をあらかじめ地方政界と住民にはっきりと見せつける努力をしなければならぬ。それゆえ、ここでいう「事前運動」とは、多少とも公衆めあての公然活動のことを指す。地方政界にたいする非公然・隠密の事前工作については、後に触れる。あなたはこの事前工作とは別に、地方政治・政党に特定の具体的な「弱点」をみいだし、これを攻撃することを通じて既成の地方政治の構造の解体作業を加速し、結果としてあなたと△第三勢力Vとしてのあなたの政治性格とが公衆に浮きぼりになるようにすること——あなたの事実前動はこれだ。

2 やるべき選挙の一例——茨城県知事選挙と△茨城地方党V

今後本書の技術編では、やるべき選挙の一見本の「事例研究」として、茨城県知事選挙における「第三勢力候補」のことをしばしばひきあいにだすので、あらかじめその概要を述べておく（松本礼二事務所発行『遠方から』第四号に集録されている資料集——「茨城知事選ドキュメント」による）。

昨年（五〇年）春の統一地方選挙における茨城知事選挙では、「革新統一候補」どころか社会党も候補者をたてられないまま、保守系候補（高級官僚上りの新人）の事実上の無競争当選が予定されていた。そして「対立候補」は勝負を度外視した共産党のみで、同党は「自共対決」こそ新しい政治のあり方であることを印象づけるために、この選挙を最大限利用しうることになる形勢であった。文字通り、保守構造内部の「対立」に民衆の目をくぎ付けにするために、「自共対決」は格好の図柄であった。

しかしここで、選挙公示の数日前に「自共対決の茶番を粉碎する」べく、一人の無名新人候補が立候補を決意した。「自共対決」にたいして文字通り△第三Vの勢力の登場である。彼はスローガンとして「△地方Vの息吹きを」「茨城を東京の植民地にするな」等をかかげ、また法定確認政治団体としての「茨城地方党（準）」の推薦を受けた。ただ、この地方党も立候補者も、従来から茨城の地で活動してきた何らかの住民（運動）団体とは



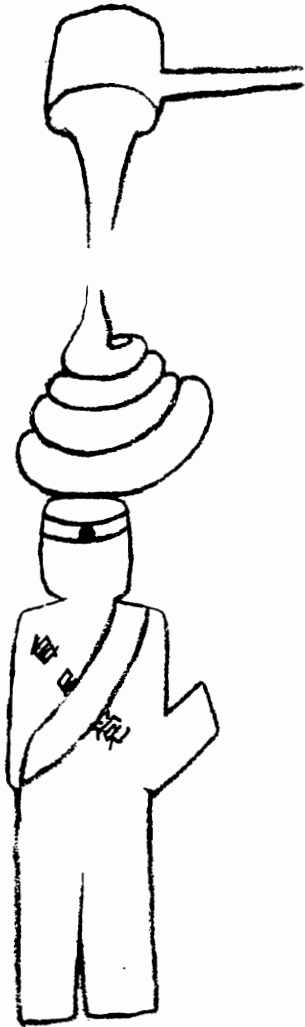
直接の関係を全くもっていないかった。ほとんど文字通り即席の党であり候補である。

こうして、「自共対決」は事実上消えてなくなり、第三勢力Vがいわゆる「有力候補」の一人として、これに割り込むことになった。ただ、この「先駆的」選挙戦は、当人たちによって「調査」「実験」と位置づけられており、実際全体として選挙戦が第三勢力V主導のものとなるまでにはいたらなかった。選挙民の関心は低く、投票率は五〇万人、三六七%で「史上最低」であった。内分は、保守四四万(七四%)、日共一〇万(一七%)、第三勢力V四万(七%)。第三勢力Vの得票は、過去の茨城知事選における日共の得票率をいずれも越えており、また東京知事選における「第三」候補松下氏の五八%をも越えている。

3 保守政治に「弱点」と「敵」をみつけること、つくること

さて、あなたの事前運動にもどろう。

あなたを第三勢力として事前に浮上させるためには、旧来の政治や保守にたいする批判を、全国新聞のように体裁よく一般的におこなうのでは不十分である。これまでの地方政治におけるウミを具体的に切開する調査とそれにもとづく暴露とがぜひ必要だ。とりわけ目標として次の選挙の保守本命——それも「中央」とのつながりの強い人物を「敵」とねらい定めて、その恥部を発見しあるいは上手にねつ造する。その他の人物あるいは革新などは、この主要攻撃目標にたいするあなたの「迫力」ある対決をつくりえれば、その余波を必ずこうむって自らぐらついてくるものだ。



ロッキード・スキヤンダルが起ってからは、スキヤンダルに関連づけうる保革の候補者はそれこそ全国いたるところで発見しうるのだから、あなたは右のようなネタに事欠かないはずだ。ただくりかえすが、現状では金権政治を嘆き「クリーン」を強調するのは全候補者と世論に共通する「常識」にまでなっているのだから、あなたの戦術は通り一べんのスローガンではなくあくまで攻撃的かつ具体的な「暴露」と「売名」でなければならぬ。

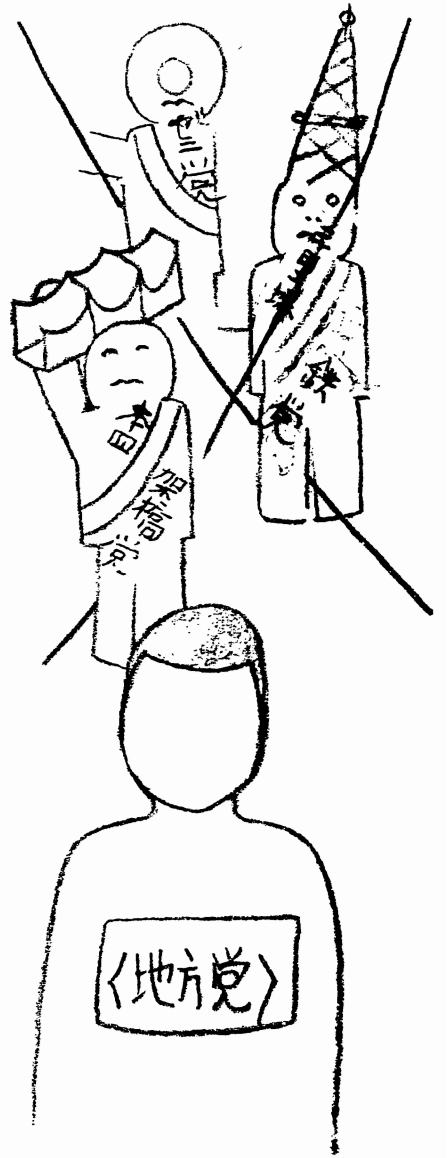
この場合、敵を攻撃し現在の政治を否定してばかりいてはダメで、あなた自身の「建設的」プランとヴィジョンを出せ、という共産党的意見がある。しかしこれは全く気にする必要はない。民衆は気の抜けた建設プランなど求めてはいない。徹底してウミを出すことを求めているのだ。ここでもΛ地方Vという政治空間は、住民がマス・コミを通じてでなく直接的に皮膚感覚的に、不正と闘うことのできる格好の場所であることを忘れてはならない。あなたの方の「積極的」主張としては、後の選挙戦でも使うことになる二・三の鮮明なスローガンのくり返して充分である。「××追放を祭壇に↓Λ地方Vを復権しよう」「Λ地方Vの息吹きを」のようにである。

4 事前運動で選挙戦の実戦部隊をつくること

あなたの事前運動は、Λ第三勢力Vとしてのあなたの「売名」だけが目的ではない。この運動に多くの人々——地元住民と否とを問わず——を投入・動員することによって、本番におけるあなたの実戦部隊を形成できるし、またしなければならぬ。

事前運動の「運動」という側面に、このことは関連する。あなたの事前運動は公然のものであるが、必ずしも住民のいわゆる「大衆運動」として展開されることは常に必要な条件ではない。しかしもちろん、保革の地方政治にたいする攻撃が大衆運動として展開できるにこしたことはない。そうすれば、たんに選挙戦の実戦部隊が事前に形成できるだけでなく、この運動に参加した住民は各々「地元（住民）」でのあなたの選挙運動員に転化するであろう。

事前運動をになう集団の性格にもこの二面性がある。選挙の実戦部隊の性格のうえで、後に述べるように、あなたが全く人為的にこしらえた部隊であってよい。だが、事前運動が大衆運動の性格をもつようになれば、当然集団も選挙用の集団という狭い枠をはなれて、あなたの地方における新しい政治結社という性格をもつようになる。そうなれば、選挙部隊はこの住民の政治運動（集団）から改めて募集（招集）することになる。Λ第三勢力Vの主導で、あなたが、あなたの地方の選挙戦を席卷しうるためには、いずれにしても、Λ選挙Vを越える大衆運動を、選挙の前も最中も、解き放つことが必要となる。



事前運動をになう集団の名前は、後に選挙の際にあなたの候補者を推して選挙戦をとものに闘える法定確認団体の名前として使えるものであることが望ましい。こうすれば、大衆運動と選挙運動という右の二面性を、名実とともにこの法定確認団体のうちに統合しうる。けれども、後に述べるように、これには法律上の困難がともなっているので、二つの名前が一致しなくてもいたし方ない。

一般的にいえば、事前運動をになう集団の名前は「××地方党」というようなのがよい。地方の政治結社であることをはっきりさせ、したがって特定の目的に限定した名前（「××反対同盟」など）は避ける。こうして、実質はいうまでもなく、名前としても、選挙の後も地方の第三勢力として通用するものをあらかじめ「有名」にすることができると。

5 「金権候補」を事前にたたく法

前二節の事前運動の実例として「茨城地方党」の事前運動を簡単に紹介しよう。模範的な例という意味ではなく、保守系本命候補を「金権候補」にしたてあげるやり方の一例として、ロッキード事件発覚以前のものだが参考になるであろう。なおくわしくは前記ドキュメントの資料にあたってほしい。

昭和五十年三月末の知事選挙にたいして、自民党系候補の決定とそのいきさつがはっきりしだす二月はじめから、公然たる事前運動が開始された。運動の形は主に水戸（県庁所在地）における小型トラックを使った街頭宣伝およびピラマキというプリミティブなものである。ほぼ時間を追って、ピラから宣伝のテクニクをうかがおう。

○はじめに「闘争宣言」が出され、「△地方▽復権のための闘い」が宣伝される。ピラの発行元も「△地方▽復権のための百人委員会」というえたいの知れない団体である。具体的内容は、知事候補者選定のいきさつの不明朗さに集中されている。「△地方▽の発展を考えるべき知事（候補）が△東京▽でつくられるのはなぜ？」「多くの△県民▽がそのことを不思議に思わないのはなぜ？」かという呼びかけである。

○その名も週刊「金権ニュース」がではじめる。知事候補の座が数億円の金で買われたらしいという「いきさつ」がバクロされる。さらに、この金は、建設官僚であった候補が、青森のむつ小川原開発からむ土地ころがしによって得たもので、転売先が丸紅であると指摘される。

○同時に、衆議院予算委で社会党議員がこの土地ところがしを追求し、全国紙に報道される。
○候補は「政治資金を公開しろ」という要求が打ち上げられ、以後くり返しスローガンとなる。

○返す刀で、革新はなぜ統一候補を立てられず金権候補の独走を許すのか、と問いを出し、革新は「鹿島開発」はじめ「開発に反対しない」という態度のため、ひいては独走を許さざるをえないのだと結論される。

○「もはや右も左も、保守も革新もない。我々はこの金権選挙の内容を必ず具体的に指し示すことによって摘発する」。

○候補を支える県下の建設・土地会社のグループに関するデータがくり返し提供される。金権のからくりを推理するのである。

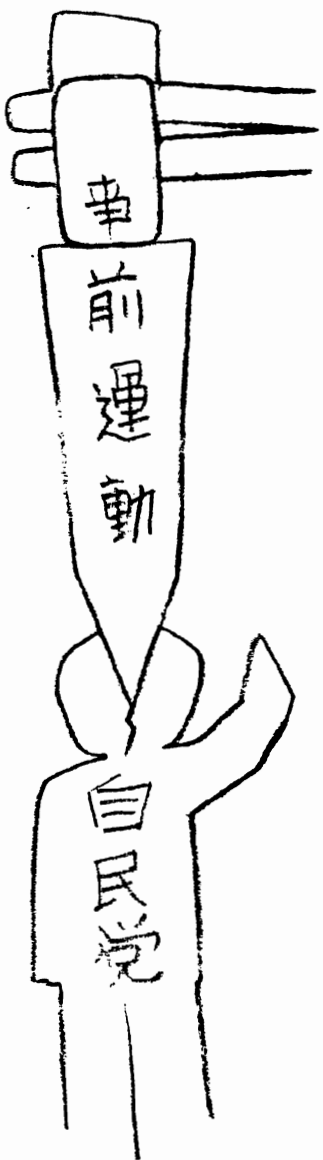
○青森現地紙にてた土地ところがし関係のニュースの紹介。「農民をだまして土地を奪った××を知事にするな」

○自民党県連ボスが金権候補にからんでいることのバクロ。「茨城を東京の植民地にしようとする全ての金権政治家どもを、茨城の地から放逐しよう」

○候補者自身の「家系（銀行一族）調査」の報告。

○最後に、「△中央△開発△を拒否する地方党を構築しよう」という呼びかけが登場する。「地方自治に生氣を取り戻すこと——これが△地方△復権です」「△闘う地方自治体を創建するために、全ての既存構造を打破しよう」

6 田舎自民党・田舎社会党の内部亀裂を拡大すること



公然たる「事前運動」の直接の「成果」は、さなきだに「団結力」が弱くなっている地方自民党（県連）にショックを与え、内部分裂を招くことである。たとえば、選挙の公認または推薦候補の選定をめぐって、すでに各地で県連の内輪もめと分裂さわぎがひんぱんに起っている有様であり、多くの地方で外からの一撃を待っている。一撃があれば自民党のボスたち相互に疑心暗鬼がはじまり、公然反旗をひるがえすものから、あなたに内通する者にいたるまで、必ず反応があると期待してよい。もちろん、ねらいをつけた人物をオ

ルグし、県連反主流派フラクションの工作をするのも、公然活動にともなうあなたの仕事である。

茨城知事選挙でも、「百人委員会」のキャンペーンと、自民党県連工作によって、県連は候補者決定のぎりぎりまでめつづけた。地方レベルだけでなく、予定候補の金権問題は、国会、全国紙および『朝日ジャーナル』のような雑誌でとりあげられたのだから、なおのことである。内通者はもちろん、反主流派が「自主的」に「地方党」系の諸文書の海賊版をつくって党内外に配布するということも起った。

他方自民党にたいするあなたの破壊活動の余波が革新にも及ぶことの証左は、なによりも地方社会党の内紛の拡大である。この党の地方本部が政策や候補者の決定にさいしてもってきた中央からの「独立性」についてはよく知られている。地方社会党は全国的労働組合（ことに官公労）の幹部とともに「田舎社会党员」から編成されており、後者は地元住民との密着度からいって田舎自民党と性格が似ているのである。したがって、地方社会党の内紛は典型的には、労組出身（協会派）と土着社会党员との間にもち上るのである。特に△第三勢力Vによる攻撃がなくとも、こうした形で分裂が起き公認候補の決定が遅れる事態が全国で発生している点でも、地方自民党と同様である。

茨城社会党の場合も、△第三勢力Vの登場とそれによる工作を受けて、協会派と反協会系とが△第三勢力Vの評価で典型的にいく違ったのである。これが、候補者を立てることすらできなかつた茨城社会党の無力を一層きわだたせたことはいうまでもない。

7 「確固たる保守派」としての日本共産党を浮きぼりにせよ

田舎自民・社会両党の有様にたいして、ますますはっきりした組織体質をみせることになるのが日共である。大体、この党は中央集権主義（自称「民主集中制」）を貫徹しうるわが国で唯一の政党である。

地方自民・社会両党にたいするあなたの事前運動が、結果として鮮明に浮きぼりにするのは「日本共産党とは何か」ということである。自民党三木派ばりの「クリーン」のお体裁からはうかがうことの出来ない日共の姿を、有権者の前にはっきりと示すことだ。

ただ誤解してはいけない。ありきたりの反共主義者がやりがちなことだが、右のことは狐の皮をかむった狼や衣の下の鎧を公衆に暴露することではない——いまの日共は衣の下に鎧など着てはいない。逆説めくけれども、保革体制——その「統一戦線」——を護持し発展させることに熱心な確固たる旧守派としての日共を暴露することである。いい代えれば、戦後保革政治を解体して登場しようとする△第三勢力Vのあなたが、まさに対決すべき確固たる既成勢力・日共である。

したがって、「職業的反共主義者」とは別のあなたにとって、この仕事は決してやさしいことではない。既成の政治をくつがえそうとするあなた自身の政治的性格と能力とが、逆に、大衆のまえに不断に暴露されることになるからだ。大衆は日共とあなた方を見比べるようになる。これはあなたにとってもキビシイことなのだ。あなたが「勝つ」としたら、



根本でこの大衆のテストに合格せねばならず、事前運動による自民・社会両党の破壊作業は、結局、このテストを受ける資格を得るための準備作業なのだと考えよう。

茨城知事選のように、社会党が候補を立てられず革新統一も不成功に終わった場合、つまり「自共対決」選挙となるときは、△第三勢力Vの登場は、この意味で即本番なのである。けれども、茨城地方党候補は7%の得票をあげ、これは自民・社会の対決選挙で日共が事実上「第三」の勢力である地方で、一般に日共が得る得票率を上まわっている。この事実、あなたがテストの本番におじけづく必要のないことを、充分に示している。

8 既成地方政治への破壊活動は

結果として第三勢力運動（候補者）を浮上させる

さて、以上のようなあなたの「事前運動」は、直接の成果として「敵」の「弱さ」を拡大する結果をもたらすだけではない。あなたとあなたの運動自身を、△第三のV政治勢力として地方政界に浮上させる結果をもたらすのだ。

ここで地方政界といった場合、自民から日共にいたる全国政党の地方版だけを考えてはいけない。住民運動からあなたの地方独特の様々な土着勢力にいたるまで、場合によって

は大きな地方権力をもっている。これらの事実上の第三勢力は、むしろあなたの「敵」ではない。それらとの共働関係の形成は最大限追求しなければならぬ。

けれども、地方政治にとっても、政治の根本からの改革という課題は、現在五年前とは比べものにならない鮮明さと緊急性をもって登場している。いいかえれば、住民運動も含めた土着政治勢力自体が、この課題をまえては、すべて多少とも旧勢力なのである。

「公害反対」の住民運動などが「反権力の実力行使」から「補償金」めあての運動や「法廷闘争」に変わってしまったことは別にしても、従来特定の目標や地方的利害にからんできた土着勢力が、そのまま、政治の根本的刷新の運動に飛躍することは、通常ありえない。これらは、新たな政治運動としての△第三勢力Vに組み代えなければ、あなたの目的にとって決してプラスになるとはかぎらない。それに戦後長いこと少数・反主流派に甘んじてきたこれらの勢力は選挙を利用してなり、ただちに、地方政界の有力な要因に上昇するという発想の転換が容易ではない。

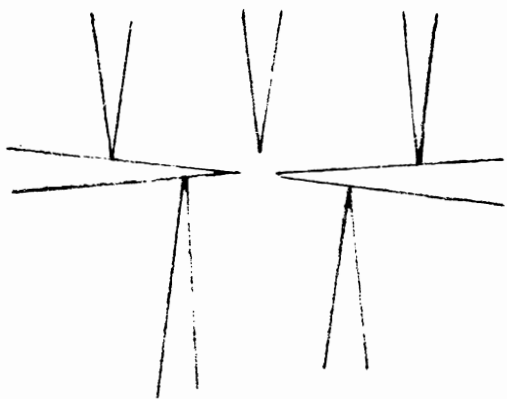
このように、あなたが解体再編しなければならないという点では、土着独立派についても、保革地方政界にたいする解体作業と根本で別の事柄ではない。あなたは、無名の少数派だからといって、特定の住民運動の「代表」だとか「推薦」だとかを安易にとりつけてはならない。それらを様々な形であなたの△地方党Vへと再編成する仕事を忘れてはならない。

9 事前運動によって「孤立無縁」となることを恐れる必要はない

あなたの事前運動は、「実弾」と「ニコボン」による運動ではないのだから、地方政界の破壊作業の結果、逆にあなたが旧勢力の全部から孤立していることをはっきりさせることになる場合が、充分にありうる。しかしこれとて、あなたがたんに鼻つまみになるのではなく、かえってすべての旧勢力とは別の△新勢力▽として、あなたを印象づけることにもなりうるのである。現在の政治状況では、これはあなたに逆に有利である。事前運動の結果として、旧来の保革構造の図柄のなかであなたの△第三勢力▽を浮きぼりにし、浮上させるという目的にかなったことだからだ。

茨城地方党の場合、もともとこれは地方のいかなる勢力の「代表」でもなかった。また事前運動によるこの登場が、前述のように地方自民、社会両党の内部亀裂を拡大することにもなった。しかし結果として、選挙公示直前の段階で、両党の反主流派が合流することはもちろん、右翼左翼の土着勢力がこれを公然と支持することも起らなかった。孤立無縁である。この事態は、むしろ地方党にとって誇るべきことではないが、しかし△第三勢力▽の選挙にとっては別に致命的なことでもなんでもない。次章以下で、その理由は明らかにするであろう。

第五章 選挙組織



1 選挙組織とは「人為的階級闘争」を闘う組織である

およそ選挙とは作られた（人為的）階級闘争であることを強調した、本書第三章を読みなおすことから選挙の組織問題を考えねばならない。選挙組織の組織としての性格は、この人為的階級闘争を闘うための高度に人為的（人工的）な集団である。

それゆえまずはじめに、従来からある日常的な組織を転用して選挙組織とすることはできないという初步的な原則を確認しよう。選挙を「目的」につくられた日常的組織、いわゆる「後援会」についても同様だ。これは狭い意味での選挙組織ではない。むしろ作られ



た選挙組織がこれら後援会組織の使い方を決めるのである。

従来からその地方で活動してきた政治諸集団とあなたの選挙組織は、したがって組織論的には相互に独立の存在である。世の中には、一つの政治集団の利益を増加するために「選挙を利用する」ということがよくいわれる。一つの大衆運動がより広い展望を獲得するために全国選挙に参加するという論理が、三里塚空港反対同盟の委員長戸村一作氏の選挙の場合にも、各地で使われた。これらのことが広く運動論的にはどのように真実でも、選挙組織はあくまでその特定の大衆集団とは別ものである。候補者について「自民党推薦」とか「共産党所属」とかいわれるけれども、自民党や共産党あるいは住民団体が、その候補者の選挙組織となったことを意味するのではない。選挙が人為的闘争として独自の法則をもつように、選挙組織も独自の法則をもつ。

結局、選挙組織とは、あなたが特定の限定された目的のために既成の諸組織を超えてつくりあげる、「ウルトラ組織」「プロジェクト・チーム」である。極端な場合には、その地方の政治集団と全く結びつきを欠き、文字通り天から降って下りた組織であってもよい。すべての選挙に、「諸派」と称せられる選挙屋が参加するゆえんである。

茨城地方党の場合にも、当初から「地元」に根があって出来た組織ではない。その前身となった「八地方V復権のための百人委員会」の部隊も、東京からやってきた若者たちであった。

2 選挙組織は一時的な実戦部隊である

それでは、選挙組織の限定させる特定の目的とは何か——いうまでもなく候補者を一定期間の運動によって「当選」させることだ。この明確な目的にすべて従属する目的集団を期限つきでつくるのが、選挙戦の第一歩だ。

通常の組織や集団は、個人的利益の優先や、家族とか村落のように一しよにしていること自体の価値を、多少とも許容している。この点では、目的集団としての選挙組織はむしろ軍隊の実戦部隊に似ている。敵を殺さねば味方が死ぬという原理に、すべての組織原則が従属している。後に述べる選挙組織の組織構成や指揮系統を理解する上で、このことは大切である。

しかしもちろん、人々は選挙戦を闘いあなたの候補者を当選させることが、それぞれの特殊な利害に有益だからこそ、選挙組織に参加し（人を出し）、組織原則に従って働くのである。当人たちは、自分の特殊利害にそった日常活動を一時期放棄してでも、選挙を優先する気になるとき、右のような選挙部隊の形成は可能になる。

3 選挙組織は第三勢力の選挙戦略の合意を唯一の条件として形成される

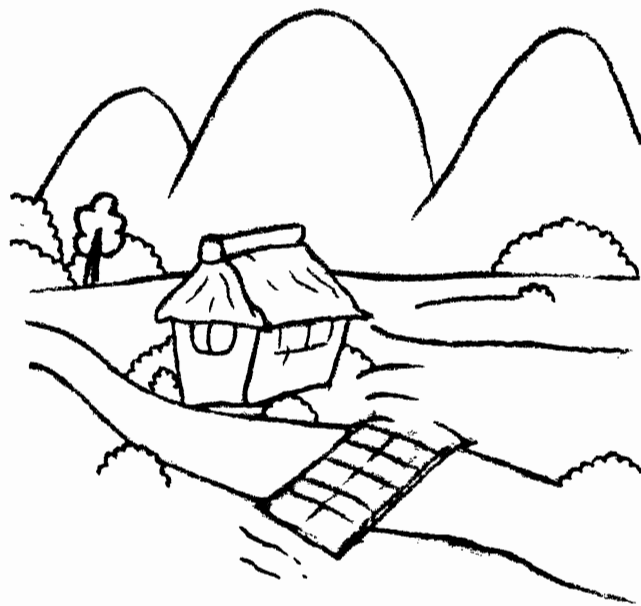
右のような実戦部隊としての組織の性格からいえば、もともとイデオロギー的宗教的信条のもとに結束してきた集団から、選挙組織を結成することが安直で有効なことは疑い

えない。日共や公明党の選挙組織の効率の良さと、アルバイト学生をやとり選挙運動とを対比してみれば、これは明白である。

けれども、一般的にいえば、あなたがこうした思想・宗教団体をあてにすることは望めない。それに大体、△地方の第三勢力▽として登場しようとするあなたの選挙戦略にとつては、既成の集団はすべて多少とも解体と再編の対象であった。

そこで、あなたの選挙組織の各構成員をして組織に結束させる理由は、いわゆるイデオロギーや宗教の一致ではない。各人の利益（政治的・経済的）の実現にとって、△第三勢力▽の選挙戦略で選挙を闘うことが有利だと判断することである。この判断の内容は問わない。地方的利権の追求と、遠大な革命戦略にもとづく判断とが同居しているのかまわないのである。

常識的にいえば、これは大変にルーズな合意条件であり、前節で述べた軍隊組織としての選挙組織の性格に全くそぐわないかに思われよう。そう思う人は、もう一度、本書第一、二章を読み返す必要がある。「選挙の時代」の選挙を闘おうとするあなたは、地方の各界各層でこのような選挙をとにも闘おうとする人士を、必ずや相当数見いだすことができるのだ。△第三勢力の地方戦略▽は、常識的なイデオロギーや「階級の見方」からすればどのようにルーズで猥雑にみえようとも、現下の政治戦略としては少しのアイマイさもないのであり、民衆は「本能的」にこのことを理解して熱狂するのである。



イデオロギー選挙を否定し、△第三勢力Vの選挙戦略を唯一の合意条件とする組織であるから、この合意のもとに組織に従属する限り、組織の各構成員がもともと何者であるか

は問うところではない。「元日共黨員」でも現に「右翼民族主義者」でもよい。地方の従来からの政治組織や住民運動団体に、現に所属していてもかまわない。地方自民党や田舎社会党から誘惑した人士でもさらによい。

また組織構成員がその地方の「地元の人」である必要も全くない。あなたは全国からあなたの目的にかなうタレントや参謀また「兵隊」をリクルートすればよい。

茨城地方党の名のもとに実際に知事選挙を担当した参謀と部隊も、実はすべて「東京からきた」若者たちだったという。一部は、いわゆる「既成右翼」にあきたらず新天地を求めて移住してきた右翼青年、他方これに加えるに、都会で育った左翼過激派の若者たちである。彼らは茨城の地で初対面であり、これに候補者自身を加えて、△地方V△第三勢力Vという戦略とこれにもとづく選挙戦略という点で、合意が成立したのである。これが、世上の風説がまびすしい「左右過激派の大接近」である。

彼らの集団による「事前運動」についてはすでに紹介した。結果として、彼らの選挙組織ももっぱら彼ら二十数名のみによる構成とならざるをえず、地元シンパの選挙運動にたいする援助・労力提供もほとんどなかったといつてよい。くりかえすが、これは彼ら地方党にとって誇るべきことではない。だが選挙組織の独自の性格という点では、理にかなっており、したがってこの点でも有効な実験だったのである。

5 「思想」も「営業活動」も各構成員にとって自由である

選挙組織の各メンバーの「思想の自由」については、もはやくりかえす必要はない。あなたの選挙戦略に合意して選挙組織のメンバーとなる人士の「出自」もまた様々である。当面第三勢力の地方戦略Vはその性格からいって、様々な利害をもった別々の階層の人間の「連合」なのだから、選挙を利用して各人がどのようにその利害追求の活動を行おうと、これを禁止する理由はない。選挙にかぎっては選挙組織の命令に従うが、それ以外従来からの日常活動（「営業活動」）は自由である。

このことは、きわめて実際的な問題である。あなたは、選挙組織をつくるとき、戦略的にも実際のにも、様々な人士の協力をあおがねばならない。とりわけ、地方の土着的独立派諸勢力（事実上の第三勢力）や、左翼・右翼の政治諸セクトに目をつけるだろう。その際選挙組織形成のためには、これら諸勢力と一種の選挙協定——選挙めあての「統一戦線——を結ぶ必要が生れるのである。

けれども、選挙めあての統一戦線は大衆運動の統一戦線とは性格がちがう。選挙戦の場面以外では、各勢力は「別個に進んで別個に撃つ」のである。各政治集団が選挙戦を利用して住民を「工作」したり、住民をその集団に加盟させるオルグをしたりする「営業活動」は、各集団の「思想」が自由であるように自由である。ただそのような営業活動が選挙（活動）ではないということを、お互いに肝に銘じておけばよい。

6 選挙組織は住民にたいする「工作者集団」ではない

いいかえれば、選挙組織は直接住民をオルグする工作者集団ではない。そのように錯覚しないようにすることがきわめて大切である。選挙には選挙の法則があるように、住民の運動にはそれ独自の法則と論理がある。選挙運動に住民や住民の中の党組織を参加させることが即選挙戦だという日共風のやり方は、まさに議会主義であり住民の自発性の軽視である。そこから、たかが選挙一つを通じて人民を工作し組織しようという錯覚と思いが生れる。

もとより、選挙という人為的熱狂が、住民大衆の政治的情熱をかきたて、自発的に様々の闘争に立ち上るきっかけを与えることは良いことであり、それがひいては選挙にいい結果を与えると期待することもできる。けれども、大衆の政治的熱狂と創意は、自発的であればあるほど、選挙一つの枠におさまるものではないし、選挙戦の期間で終わってしまうものでもない。それはかえって選挙に大衆を動員するという目的をはみでて、この目的に反することになる可能性もある。それは選挙という目的にとってマイナスであり、第三勢力V∧地方党Vの戦略にとってはこれは願ってもない良いことなのである。日本共産党の議会主義的戦略は、この二面を無理につきつまを合せようとして、結局はどちらをも生かせない。あなたの戦略は、この意味でも根本から「反日共」なのである。

7 地方政治結社としての∧地方党∨と選挙組織

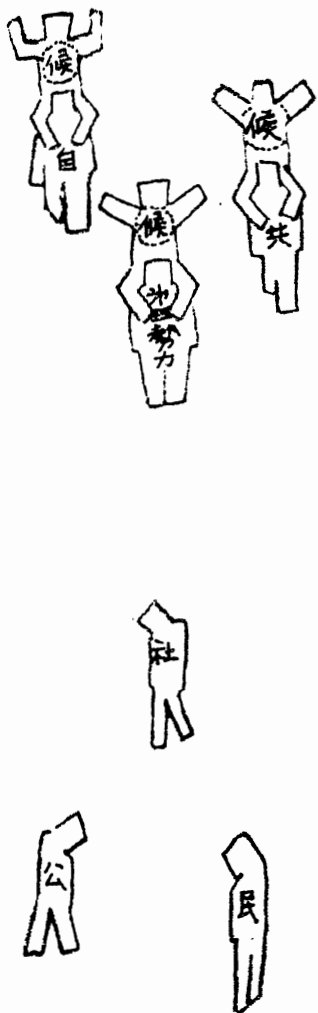
結局、地域住民（運動）にとって、選挙戦とは、その上を吹き過ぎる一過性の嵐のようなものだ。その「後遺症」や「爪あと」がどのように深くとも、過ぎてしまえば選挙は選挙なのだ。

そこで、これまでなんども強調してきた選挙と政治戦略との二面性を、ここでも思い出さねばならない。一時的な軍隊という人工的な組織が選挙組織であるとすれば、この狭く限定された組織論の枠におさまり切らず、また選挙の期間だけにおさまらない地域住民のエネルギーには、もっと広く徒党としての形を与えねばならない。これが、地方政治結社としての∧地方党∨である。

地方党は右のことをみこして、当初はたんに名前であり風聞であってよい。この名前と風聞が、あなたの第三勢力選挙を通じて地方住民の間に「神話」のように浸透していくのである。かつて、「自由党」や「秩父困民党」がそうであったように。

もともとこの地方党の組織性格は、近代組織のようにきっちりした組織ではなく、むしろ一定の志をもつルーズな徒党の方に似ている。選挙組織のもつ狭く限定された性格におさまらない第三勢力の動きとエネルギーが、すべて地方党であり、そのような神話をつくらねばならない。この神話は地方党が一方で地方政界に、他方で住民の自発的な運動のなかに浸透することによって生れるのである。

8 法定確認政治団体としての∧地方党∨



地方政治結社としての地方党の問題は、選挙問題をはみだすので、ここではこれ以上論じられない。だが、この地方党は同時に、あなたの選挙組織のためにも有利に利用できるであり、この利用の仕方にはぜひ触れねばならない。

公職選挙法には「政党その他の政治団体等」という言葉がある。別名、法定確認を受けた政治団体である。選挙期間（公示日から投票日）中は、すべての「政党その他の政治活動を行う団体」は、次のような政治活動を停止させられる。すなわち、政談演説会・街頭

演説の開催、ポスター・立看の類の掲示、ビラまきおよび宣伝のための自動車の使用である。いかえれば、政治団体の通常の日常活動が禁止され、選挙という人工的政治空間が国家によって創出されるのである（第三章の3参照）。この人工的空間で政治選挙活動を認められるためには、自民党といえどもすべての政治団体が自治大臣の確認を受けねばならない。これが法定確認団体である。

こうして、法定確認団体に所属するかその推薦を受けるかしない候補者の場合は、本人の宣伝活動しか認められないことになる。これははなはだしく不利であることはいうまでもない。それゆえ、有利な選挙活動のうえからも、あなたは政治集団を結成して法定の確認を受ける必要がある、これこそ法定確認団体としてのあなたの地方党Vである。確認団体として認められる基本的な条件が候補者をもつこと（知事および市長選挙では支持または推薦を含む）である。

茨城知事選挙の場合は、第三勢力の推薦母体として、「地方党結成準備委員会」が法定確認を受けた。これによって、候補者本人の選挙運動とは別に、地方党は独自の自動車を使って、演説をしポスターをはり街をがなりまわることができたのである。この地方党は、すでに紹介したように、「事前運動」の中でチャット顔をだしてはいるが、実際は選挙日あてに急拠つくられた「名前」であった。しかし選挙が終った後にも、第三勢力の妖怪の名前として、「地方党」は地方政界や地元諸人士の間に、今も徘徊しつづけている。

9 △地方党Vつぶしをねらった公選法を乗り越える法

ところが、あなたにとってはきわめて重大な公職選挙法上の制約がある。法定確認を受けるためには、総選挙の場合、「当該選挙において全国を通じて二十五人以上の所属候補者を有する政党その他の政治団体」であることが必要だというのである。（法第二〇一条の五①。なお知事および市長選ではこのような制限はない—法二〇一条の九①）まさに、△第三勢力V候補と△地方党Vが、各地で勝手に乱立することを阻止するねらいである。△第三勢力Vは未来の力であり、「敵」は「弱い」のだということが、ここにもあらわれている。

しかしそうはいっても、あなたはあなたの△地方党Vが法定確認を受けることができるように、何とか策をたてねばならない。そのためには、来るべき総選挙で、まさに「全国を通じて二十五人以上の」第三勢力の候補者が、選挙めあての一次的連合を組むことだ。もちろん、現状ではあなたの仲間が同じ政治戦略のもとに二十五人の候補者をたてる「力量」を欠いているものと仮定したうえで話である。実際、現在△第三勢力Vは全国を通じて「乱立する」しかないのであり、そのようなバラエティは第三勢力の政治戦略からいってもむしろ良いことなのである。

しかし他方、来るべき「選挙の時代」の選挙では、このような第三勢力が乱立する兆候は明らかにみえている。法定確認を受けるための右の「連合」は充分可能となるであろう。

もちろん、あなたのΛ第三勢力Vの戦略からいえば、この連合には雑多な勢力が合流せざるをえないだろう。場合によっては、イデオロギー選挙をする新左翼集団や既成政党からの公認もれ分子などをも含めて野合するのである。

ただ、あなたは、これが当面選挙目あての野合であり、第三勢力の真の政治的連合や「統一戦線」ではないことを、良くわきまえていなければならぬ。そして、この野合から、新左翼セクトなども含めた既成の政治勢力の色彩をなるべく抜くように、野合の際に注意することだ。実際に選挙がはじまれば、あなた方はむしろ各地で「別個に進んで別個に撃つ」のである。

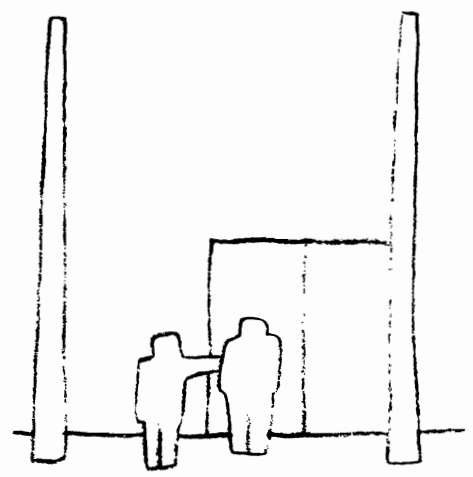
選挙目あての二十五人の連合戦線の結成は、しかし反面禍を転じて福にすることができる。それはなによりも、「第三の」政治勢力の登場を全国的に印象づけることになるからだ。マス・コミも争ってこの印象を強化してくれる。地方における無名で微力なあなたにとっては、願ってもないことではないか。第三勢力の真の政治的連合への道を、これは加速するのだ。

Λ地方党Vつぶしをねらった公選法をもとせず、これを逆用して全国に飛躍するあなたの道がここに発見された。

(なお、あなたの候補者が所属する政治団体として法定確認がえられない場合でも、その推薦団体として、推薦演説会を開くことができる。これについては第七章の公選法の解説を参照せよ。)

13 選挙事務長（「総括責任者」）および会計（「出納責任者」）

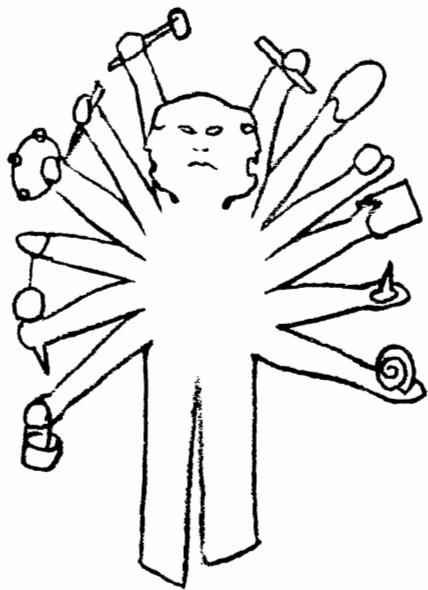
公職選挙法でいう「総括責任者」と「出納責任者」（会計係）を選任する必要がある。ことに「出納責任者」は届出の義務がある。この二人は実際にはどのように形式的なものであってもよいが、ただし「選挙違反」の罰則規定の対象者は、候補者とともにこの二人であることを忘れてはならない。



11 選挙参謀とはなにか

選挙組織とは人工的で一時的な実戦部隊であり、この部隊は地域住民の「工作者」ではなく、その「表層」を選挙期間中に吹き過ぎていく。一地域（民族）の上を通り過ぎていく蒙古騎馬民族の征服部隊にこれは似ている。

選挙参謀とは内においてはこの征服戦を組織し、かつ外（地域住民）にたいしては征服



戦のショック・アブソーバー（緩衝器）ともなるものである。かつてプロシヤ陸軍で発展したような実戦指揮官にたいするパーソナル・スタッフという意味をもつばかりではなく、自ら一定のラインの指揮をも担当するのが選挙参謀である。

組織図にあるように、選挙参謀の役割を五つに分かつ。①「副事務長」（総参謀）、②「戦略・作文参謀」、③「票田参謀」、④「やってやってやりまくる部隊長」（実戦指揮官）および⑤「兵たん部長」である。

このうち、目にみえる選挙戦の参謀が①、④および⑤であり、①の総参謀と④の実戦部隊長は兼任されることが多い。この場合は、④が②の戦略・作文参謀の参与を受けながら総参謀①の役割を代行する。

②の「戦略・作文参謀」は、選挙全体の戦略的頭脳であり、同時に候補者にとっての文書課長の役割をはたす。いかえれば、候補者の一切の対外的発言を作文しかつ監督する。

③の「票田参謀」は、地元選挙民および政界に具体的な利害と顔と人脈をもつものであり、選挙民とのこのつながりを結果として「票」の形にとりまとめる役である。候補者を「当選」させる直接の責任をもつ。選挙民と地方政界からみれば、この参謀こそがあなたの選挙の真のボス・舞台まわし・フィクサーに見えることが必要である。また事実、実戦部隊を主として担当するあなた（参謀でいえば①④⑤）からはよくその全貌がうかがい知れない「壮大な」人脈（ライン）を、この票田参謀はもっている。

12 参謀をどのように選ぶか

人為的な階級闘争（蒙古騎馬民族の征服戦）を戦う人あなたVにとっては、選挙組織は当然、地元民（原住民）によって構成される必要はない。とりわけ、総参謀および実戦関係の参謀①、④⑤は、あなたの仲間、同じ「人種」から選ばねばならない。あなたとその仲間が選挙をやるうとしてるのであり、そうである以上④と⑤の人材に欠くということもそもそもありえないであろう。あなたが、これを担当するのだ。

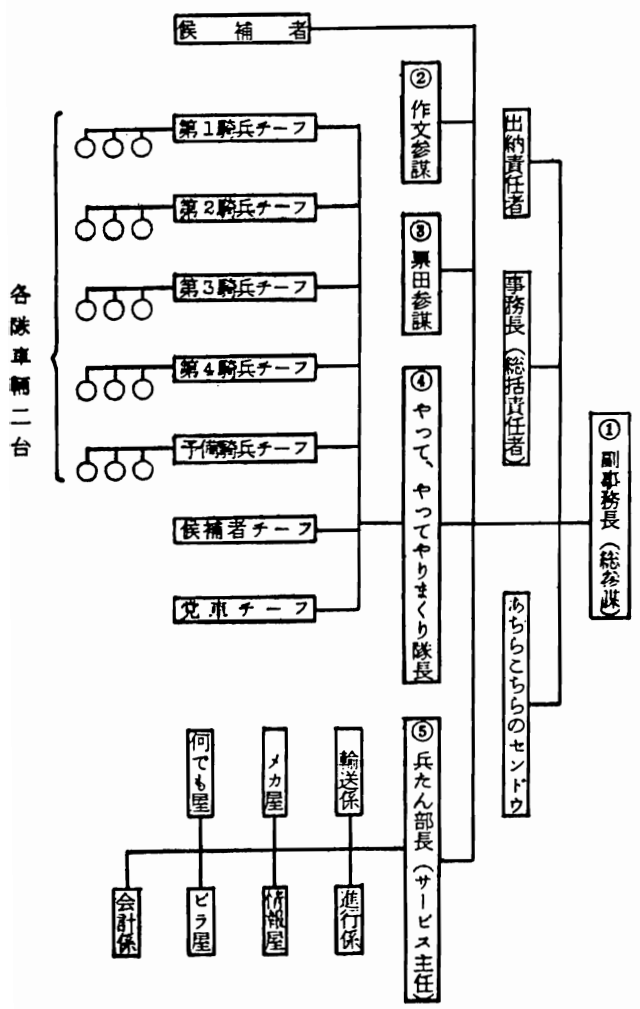
これに反して、③の票田参謀すなわち地元のボスは、当然、地元の人士でなければならぬ。②の戦略・作文参謀も、地元政界を熟知しているもの——必ずしもボスである必要はなく、タレント・スペシャリスト——でなければならぬ。

したがって、人あなたVが一つの地方で選挙をやる——やりうる——必須の条件は、地元の人士のうちから②戦略・作文参謀および③票田参謀をみいだすことであり、候補者はしかる後に捜せばよいのである。



10 組織図

あなたの選挙組織の構成を図で示し、以下これにそって簡単な説明を加えていこう。組織図はもちろん一例であり、むしろ考え方をつかむことが大切である。



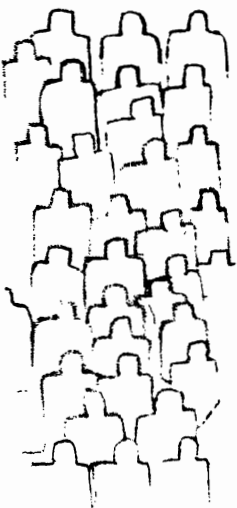
14 候補者とはなにか

世間の選挙では、「候補者が選挙をする」という誤解がまかり通っている。近年ますます、「イメージ選挙」や「タレント」候補が幅をきかすようになると、選挙における候補者の比重が増してくる。このことはタレント候補の逆をいって、特定の「政策」や「専門」に強いことをセールス・ポイントとする候補者の場合も同じことである。

けれども、あなたのA第三勢力V候補の場合には、候補者に関する右のような「常識」から発想を転換することが、ぜひとも必要である。選挙とは候補者がするものではないのである。候補者とは、あなたによって「作られた階級闘争」における、一つの要素にすぎないのである。

組織理論上からいえば、候補者とはきわめてタレント性の強い典型的なタレント・スペシャリストである。したがって組織構成上、当然「部下」をもたせてはならない（組織図を参照）。例外としてはセクレタリー（秘書）、レセプション（渉外秘書）および運転手はやむをえないが、これらもサービスマン（いわゆる庶務部門）からの出向という形をとるべきである。

ひらたくいえば、芸者、役者、学者、医者の大ぐいを考えばよい。しかしいうまでもなく「猿」は猿まわしがいなければ踊らないとはいえ、「猿」を欠いては猿まわしも猿まわしたりえないのである。



以上は、主として選挙組織の側からみたあなたの候補者の条件を定めるための基本的なことがらである。

他方、選挙民のいなく候補者のイメージという点からする条件がこれに加わる。しかしここでも、あなたの候補者がもともと持っているイメージ（タレントとか有名人とか）は、あなたの選挙にとってかえってじゃまになる。なぜなら、あなたは既成の勢力やイメージの上に選挙をするのではなく、今のところ「無名の新しい勢力」であるA第三勢力Vとして登場するのだ。候補者を通じてあなたはこの第三勢力に具体的な政治的形を与えるのであり、選挙民大衆はこの候補者に各自の第三勢力のイメージをはめこむのである。あなたの候補が「無名」であることはむしろ必須の条件なのである。候補者はあなたにとってすでに「存在」するものではなく、あなたが——そしてA第三勢力V大衆が——「作る」ものである。

以上の原則に従って、次に、選挙組織と選挙民の両面からみた、候補者の条件を列挙しよう。

15 候補者になくはならないこと

- 感じの良い人柄であり、他人を信頼し切れる大らかで闊達な人柄であること。
- ある種の理想主義者・正義漢で、人生意気に感ずる人。
- 孤立を恐れず気にせず、どんな「大物」「有名人」の前でても小さくならぬこと。
- 鼻柱だけで背のびをしない人
- 一種の「名門」の出であること。
- 「弱者」の側にたち、あるいは「強者」と闘った経歴（経験）をもつこと。昔風にいえば「俠客」であり、人民の「代言人」であること。
- 政治好きで代議士（知事・市長等）になりたい意志をもつこと。あるいは代議士になることに興味はないが、信頼する者のために何でもする——「猿まわしの猿を踊る」——という気持になれる人。
- 政治的に「無名」の「新人」、つまり△第三勢力▽候補の必要条件を満たすこと。

16 候補者にあつてはならないこと

- まず、△あなた▽自身。
 - マネージャー適性——書記長タイプ——が過度にありすぎること。
 - 組織というものの重要性を理解しすぎること。
 - すでに巨大なバックや部隊をもっていること。
 - 大衆運動の独自の展開とダイナミックスが嫌いで、これに口ばしを入れたがること。
 - 地方の諸政治勢力（住民運動）などの指導者であること。
 - 天才。
 - 政治領域に関係する有名人、いわゆるタレント。
 - 「だらしない者」という評判。
- 要するに、選挙組織からみれば、選挙の一要素にすぎないくせに選挙戦略をだいなしにしてしまうような人物を避けることである。また、選挙民の側からみて必要な候補者としての条件は、要するに何よりも「無名」であること——すくなくとも「政治業界」で無名であることだ。タレントや巨大なバックをもった有名人があなたの候補者として失格なのは、すでにその人に大衆があるイメージを固定しているからだ。△第三勢力▽は、現段階では、まだ大衆にとっては△？▽なのだから、大衆の個々人が候補者に接して、個々に勝手に△▽の中味を埋めることができるようなキャラクターでなければならぬ。それゆえに、何よりも、理想主義的な好感のもてる無名の人であることが、選挙民から見れば候補者に必要な条件である。

17 参謀相互および参謀と候補者の関係

通常「副事務長」（総参謀）①と「やってやってやりまくる隊長」④または「兵たん部長」⑤が兼任されることはすでに述べた。いずれにしても、①あるいは⑤が①を兼任した場合この⑤が、組織の要である。このもとに、「地域住民」担当の参謀「戦略・作文参謀」②と「票田参謀」③がいる。この②③の参謀は、候補者および④⑤にたいする立入調査権と参与権を持つ。つまり、各々の担当する領域において②③は①の権限を与えられているものとする。たとえば、②はその地域工作の戦略からみて、④の部隊が「やってやってやりまくる」過ぎるとか、なお「やりまくる」方が不足と判断した場合など、④の縄張りに入介入することができる。ただし、これに対し④にも反論の権限があることはことわるまでもない。

参謀は各々異なる性格と領域の仕事を担当しているのだから、選挙戦略の一致があっても戦術レベルで相互にマサツを生じるのは当然である。実戦部隊の選挙運動がどう「票」に結びつくかと考えたとき、本来これほど不確かなこともない。古くから、個人演説の会場をいっばいにした選挙民の熱狂が、全く微々たる得票にしか結びつかなかった例は、数知れずにあるのである。したがって票田参謀と実戦部隊長の対立などは日常茶飯のこととなる。

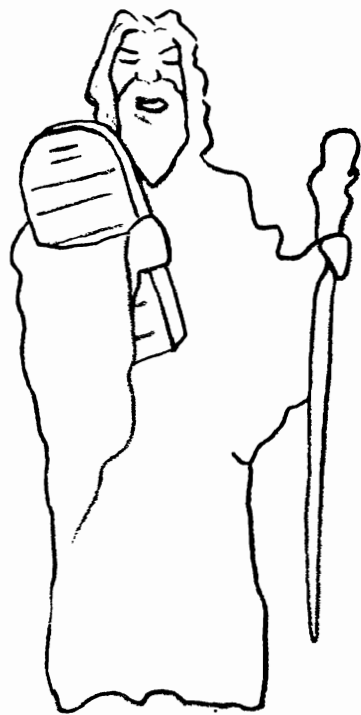
あなたの選挙の場合、その選挙の性格からいって、こうした内部問題を解決する鍵は、

やはり①↓④とつながるラインの独自性と優先性を重視することにある。この確認のもとに、①⑤の全参謀、それの場合によっては「事務長」または候補者を加えて、重要な意志決定をする「最高会議」を構成する。ただし、この最高会議のみならず、選挙戦全体における「重要人物」は、あくまで①②および③の参謀であることを忘れてはならない。

18 組織運営においては「朝令暮改」せよ

右に略記したようなことは、要するに組織の運用の問題である。はじめからしまいまで、一つの決った方式があるわけではないのである。それにもともと、最初に掲げた組織図は組織の基本性格を示しているにすぎない。

別のいい方をしよう。一定期間に明確に限定された目的を実現するための組織は、この実現の過程で組織それ自体の内部に一つのダイナミックスを生みださねばならない。むしろこのダイナミックス（相互の緊張関係）こそがその組織内部を支配する「法」なのだ。ひらたくいえば、この組織は文字通り毎日やることが違い別のレベルの仕事にとりくむのだから、組織図（構成）も組織運用もともに、日々少しずつ変更していかなければならないのである。組織運営にとって「朝令暮改」はまさに良いことであり、あなたにとって組織を運営することは、この「朝令暮改」の妙（ダイナミックス）を発揮することなのである。



「朝令暮改」の原則(?)を心得たうえで、なお一般的に守るべき組織運営上の規則を、以下に列挙しよう。

(1)「命令」とは守るべきものである。守られる見込みのない命令はだすな。

(2)「命令」は、直属の「上司」が直属の「部下」のみに与えるものである。ラインをまたいだ命令はもちろん、同じラインでも「中間職制」とび越した命令を、だしてはならない。

(3)ラインをまたいだ「兼任」を禁止せよ。

(4)権限には責任がともなう。ただしこれは権限をもつもの、つまり「幹部」にのみあてはまる原則である。

(5)「戦略・作文参謀」および「票田参謀」は、あらかじめ定められた分野では、「副事務長」として行動することができる。

(6)「会議」とは、部下を上司が集めることである。

(7)「会議」は、意志決定のために開くより、方針の周知徹底のために開催せよ。

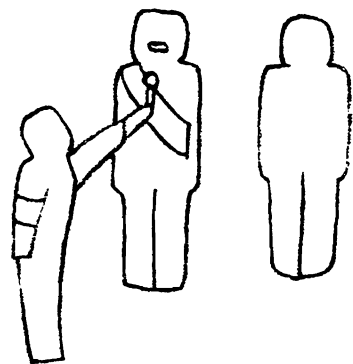
(8)メンバー全員の意見を聞くための会議を開催した場合、意志決定者は「まじめに」「すなおに」全員の意見を聞いたうえで、方針は自分一人で決定せよ。

(9)第一回全体会議だけは、全員同格・直接民主制でやり、「副事務長」(総参謀)のみを決定せよ。

(10)蒙古民族の征服戦のように、集団として結集する目的は「略奪をもっとも有効に行うために!」ということである。だから、第一回全体会議で総参謀を決定したら、以降、全員は絶対的に彼に従わねばならない。

候補者は、選挙の「顔」であり「看板」である。つまり、彼はたえず組織外の「外界」と接しているわけだ。あなたが、あなたの候補者をコントロールすることは、この外界との接し方を決めることになる。これはきわめて重要な参謀の任務である。したがって、候補者が外界に接する場面には、必ず、総参謀①（または④）、戦略・作文参謀②あるいは票田参謀③のうち、すくなくとも一人がそばに立ち合わねばならない。

たとえば、選挙期間を通じて日常不断の「外界」となるジャーナリスト。この場合、②



の立ち合いが不可欠である。次に候補者が地域まわりをして、一定の小規模な選挙民の集りに出る（村の寄合や酒席）ときは、③が同席する。そして、街頭演説から個人演説会にいたる不特定な選挙民のまえに立つとき、これはむろん①（または④）の立ち合いが不可欠である。

これら「外界」と接するための具体的なやり方については、次章で詳述する。

候補者にもなる任務とは別に、参謀のはたすべき外界工作として、周辺の政治諸勢力（人士）にたいするオルグ、いわゆる裏工作があげられる。「公然」の工作たる「事前運動」についてはすでに述べたが、参謀は、この事前運動が周辺に与えたショックとバニックを利用して、周辺諸勢力に切り込むのである。たとえば、あなたの選挙にたいして「味方」ないし「中立」の位置にたつと目される勢力にたいしては、これが「妨害勢力」に転ずることは、最低限事前に阻止しておく必要がある。選挙がはじまって、これら「中立」派を積極的な「参戦」派にまでもっていくことが、次の課題となろう。保革にたいして事実上第三の勢力として従来から存在してきた地方政界の反主流派や住民運動あるいは土着諸勢力などについて、右のような工作をすることがきわめて重要である。

「敵」となるしかないような政治勢力——つまり確信ある保革にたいする裏工作としては、その内部分裂の策動につきる。しかしこの点は、前章の「事前運動」の項と重複するので、ここでこれ以上書くことは必要ないであろう。

21 選挙にカネはつきものか

選挙にカネはつきものという。しかし、△第三勢力Vの戦略にもとづいて△選挙Vをやるうとするあなたにはカネがない。△第三勢力Vの候補者自身も、一般にはカネで選挙をしようとは思っていないはずだ。では、どうするのか。

そこで、あなたがこれから行おうとしている△選挙Vの特殊な性格にまでたちもどって、カネの問題をも考える必要がある。

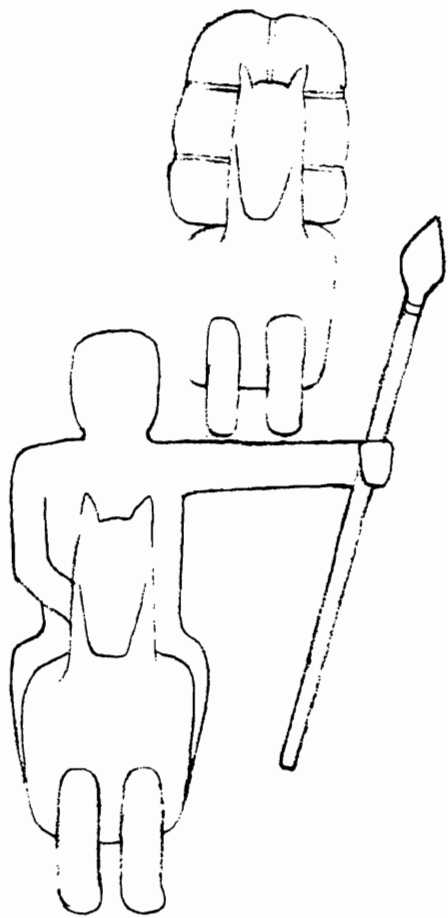
△第三勢力Vとは保革の政治体制に反対する政治勢力の呼称だから、いまのところ積極的な主張としては「各人各様」であり、全体としては△?Vである。あなたの選挙にも、かくして様々な階層と意見の人々が集まっており、人々は各自の様々な目的をもって結集してきている。△あなたVはあなたの仲間の勢力拡大のため、あるいは「全世界を獲得する」ため(?)。地元の諸人士は、現在の地方政界の支配階級を打倒するため(?)。あるいは、身につけた技術を売って自分の能力を生かし、生活と名声を高めたい(?)というスペシャリストのスタッフもいる。そして、候補者は代議士になるため(?)。

けれども、これらの人々も、自分一人ではその目的をも達成することができない——こう考えて選挙のための集団を組んだのである。だから、この集団もそのままでは、生ぐさい欲望でこり固まった亡者たちの混成集団にすぎない。そこで、亡者の一人、あなたとあの仲間が、武力と組織理論とをもってこの集団を固め、選挙戦という「征服・略奪」の戦

争を開始したのである。他の「亡者」たちは皆、あなたとその戦略に多大な期待をよせているゆえんだ。だから、がんばらなくてはいけない。

22 武器・兵糧は各自に持参させること

それはともかく、カネの話にもどろう。これはある意味で簡単である。つまり、各人は選挙による目的実現を期待しうるのだから、それぞれが「征服・略奪戦」の先行投資をす

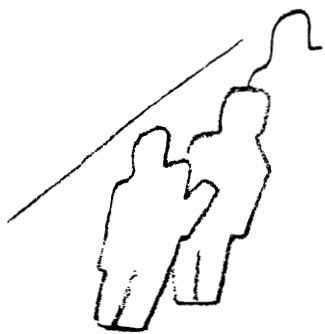


るべきなのである。選挙参加者が、おのおの自分関係のカネは自分で持ったうえで戦争に参加させるべきである。兵糧と武器を持参で戦争に加わった、かつての騎馬民族のように。たとえば、あなたは車八台（つまり武器）と選挙期間中の自分の食事の費用を持参のうえで、選挙戦にはせ参ぜよ。この選挙戦であなただが「全世界を獲得する」ことができる——少なくともそれへの絶対必要な一步をふみだすことができる——としたら、車代とメシ代など、先行投資としては安いものではないか。

このようにして、あなたもまた候補者も、「運動員」まるがかえ方式の選挙のような、カネに呪縛される選挙から解放される。そうしてこそ、あなたの選挙に独特の「迫力」もまた全面的に解放されるのだ。結果的には、固有の選挙費用は総額で法定費用の三分の一でまにあうはずである。この額は、あらかじめ候補者と「票田参謀」とで全額用意しておくものとする。そのうえで、あなたを含めた参謀①、③、④および⑤が予定選挙費用総額の二十%ずつを別に集めておけば、金は余る。

ことわるまでもなく、あなたの選挙は、市川のおばあさんのように、「金のかからない選挙」を目的にした選挙ではない。選挙を金で買わないということが、第三勢力選挙としてのあなたの選挙の迫力をうむためにも必要なのである。したがってまた、あなたの選挙でも、その本隊とは独立に、かの「実弾射撃」がおこなわれるかもしれないが、これはまた別の話である。

第六章 選挙運動操典



1 第三勢力選挙Vにとって「政策」とはなにか

あなたの選挙は、不特定の「有権者の皆様」にむかって何を訴えるのか。街頭や立合演説会で、候補者や弁士は、ところで何をしゃべるのか。

通常、候補者の名前の連呼——「トムラ、トムラ、トムラをよろしくお願い申し上げます」——以外に、選挙が有権者に訴えることが「政策」と呼ばれ、ことのほか重要視されている。かつては自民党の先生方が「橋をかけ道をひく」と訴えた。いまでは、共産党や公明党が、得意の「きめ細かな政策の訴え」をやっている。図に掲げた一例をみれば一目瞭然であろう。

「きめ細かな政策」とは別に、自らの「思想」や「イデオロギー」を宣伝することも、別の意味で「政策」である。社会党のインテリ候補などが、世界の経済状況や物価値上りのしくみについて、じゅんじゅんと説いたりする。新左翼の革命派が、日本革命の戦略を語るのもまた、それなりの「有権者」へむけた政策の訴えである。

あなたおよびあなたの候補者は、右と同じような意味で、第三勢力Vの「政策」を語ることが出来るだろうか。明らかにできないしかつ語ってはならない。第三勢力Vの土地方V戦略、つまりせんじつめていえば、保守政治を攻撃して、あなた方が第三勢力Vとして登場したこと、そしてあなたの選挙のやり方——これ自体があなたの「政策」であり、「政策」以上に強烈な有権者にたいするアピールとなるのである。



2 「政策語らず手も振らず」

すでにたびたび例としてあげた茨城知事選挙での第三勢力候補の選挙のやり方について、新聞（朝日）が右のような見出しをつけた。一部を引用してみよう。

「選挙運動には、いくつかの型がある。保守には保守流の、革新には革新なりの。どんな選挙でも、運動をみればどの陣営かわかるくらいに。それは、長年の経験と、政界の機構から出た『最善の集票方式』なのだろう。」

石川候補は「スローガンのコンクールではない」として、いわゆる政策を口にしない。そうした今回の選挙の位置づけが独特なだけでなく、運動そのものも例を見ないやり方だ。絶叫もしない。手も振らない。『お願いします』も言わない。『押しつけはしたくない。県民一人ひとりが考え、自由な意志表示をしてほしい』。

これはむしろ、良識ある新聞が誤解したがったように、たんなる「牧歌的なんびりムード」の自己満足的選挙をするということではない。すべての立合演説会で、第三勢力候補は演壇の第一、第二すなわち自共の候補者を、名ざして面とむかって攻撃した。だからむしろ、「政策語らず手も振らず」の「型やぶり」の選挙は、既成の政治勢力にたいする徹底した「否定」と迫力ある「攻撃」を特徴としていたのである。前記のドキュメントには、茨城知事選挙における新聞報道が集められているが、これらを見ただけでも、第三勢力Vの登場が、何よりも既成の地方政治にたいする挑戦であったことがうかがわれる。

3 攻撃の相手を具体的にはつきり名指すこと

「政策語らず」ということには、もう一つ忘れてはならない理由がある。それは、あなたが第三勢力Vであって、いまのところA党Vでも「思想団体」でもないというところからくる。思想はもとより政治的にも、あなたは混成旅団であり、全体としてはくりかえすがA?Vにすぎない。このA Vの中途が、一つの明確に政治的な志向によって埋められるのは、一つにはあなた方の闘いの経過によるのであり、他方はあなた方に投票する有権者自身が決めることなのである。すでに明確に決定された政見があるのなら、党派選挙をすべきであって、第三勢力Vなどとアイマイにいうことはない。

A第三勢力Vはしかし、その「否定」し「攻撃」する相手に関しては、少しもアイマイなところはない。既成の保守政治の否定という一点で、政治的には未分化な諸勢力・諸人士が第三勢力Vとして結集しているのだ。

そこで、「有権者への訴え」として、あなた方は、攻撃し解体しようとする相手を具体的に設定し、これをはっきりと名指しにしなければならぬ。保守と革新の候補者とそのバックに関しては、いうまでもない。それ以外にも、保守政治を構造的に支えてきた次のような諸勢力への攻撃を考慮して決定すべきである。

地方にはしばしば「企業城下町」と呼ばれるような政治構造がある。「市長」から労組

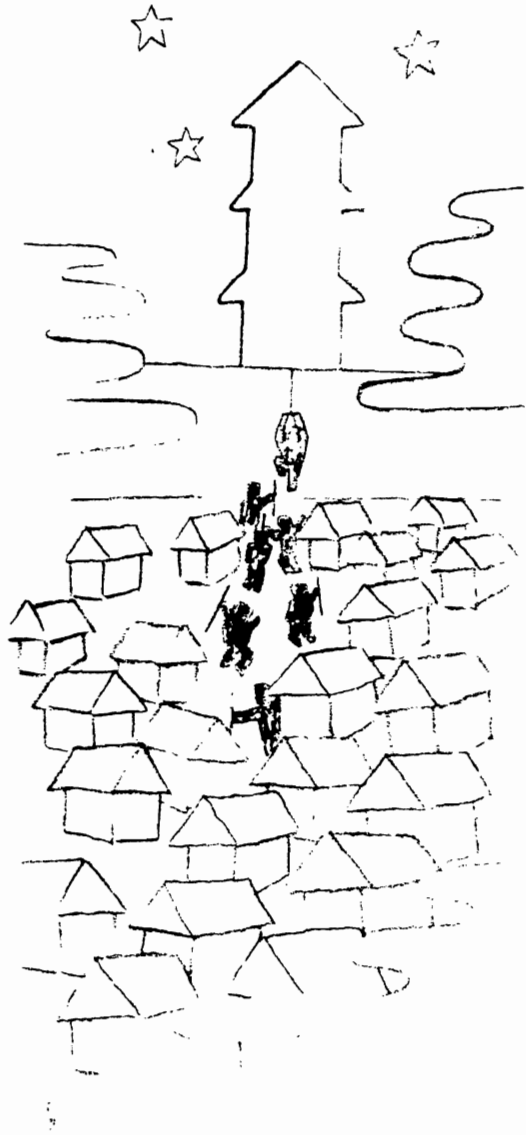
にいたるまで、この大企業が地元政治をがっちりおさえている。そして、ここでは企業とこれに正式に雇われている「正社員」とその組合との連合が、「支配階級」を形成し、そのもとに膨大な下請中小企業と下請労働者群が存在する。後者は潜在的な第三勢力であり、支配階級である労使連合を公然と攻撃することは彼らの積年の夢であり怨念である。

いまや国民多数の「弱者」におかまいなく、ストライキを打ち「大巾賃上げ」を勝ちとっている特権的労働者と化した、巨大労組を、△食い逃げ労働者階級Vと呼ぶ。

地元の農業と農民の代表というより、農協はいまや東京に本部をもつ商社であり、政府の「農政」の手先として動かされてきた。高成長の二十年にすっかり荒廃させられた農業を根本からたてなおすためには、流通機構を農協に依存する体制をくつがえさねばならない。農協を農民自身の手に取りもどせという声は各地で日増しに聞かれるようになっていく。

ソフトムードで「新しい、真の革新」の道売りものにしていく日共は、ある意味では保革政治体制の「本命」である。先にも述べたように、これを攻撃することは、あなたがたなる反共事件屋なのか、本ものの政治の刷新をめざすものなのかを暴露するはずだ。

4 攻撃目標の設定にあたって注意すべきこと



右の攻撃目標は一例にすぎないが、しかしそれにしても微力なあなた方の相手としてはまさに途方もない巨大勢力である。もしも、本気になって相手をしようとすれば、あなた方にはそれだけの「武力」が必要であり、また攻撃が一種のパニックをひき起すはずであることを、よく心得ておかねばならない。それは、企業城下町にあなたの選挙隊が切り込

んだときのことを想定してみれば容易にわかるだろう。

それに注意をもう一つ。あなたの選挙陣営には様々の利害と目的をもった地元諸人士が結集している。この利害と目的は、地方の「体制」そのものである右にあげたような攻撃目標に、常に多少とも物質的な関連をもっている。したがって、あなたが右の攻撃目標を設定するにあたっては、それがまき起す結果をも考慮して充分慎重であってよい。

もちろん、このことは地域民衆の自発的決起をおさえることを意味してはいない。民衆はあなたの問題提起を受け入れるときは、最もラジカルに受け入れるから、あなたの選挙運動がきっかけとなって、民衆が走り出すことは充分ありうることであり、すでに述べたように△あなたVにとってはこれは願ってもないことであろう。

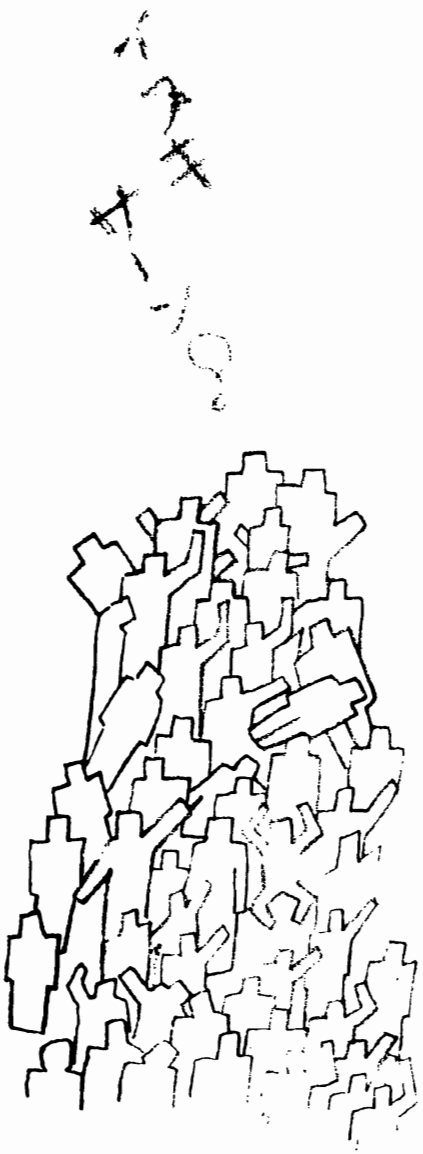
ここでも、「たかが選挙一つで何でもできる」ということと同時に、「たかが選挙一つで何ができる」という自戒が、あなたの座右の銘とならねばならぬ。

しかし、いずれにしても、他人を攻撃ばかりしていて自分の政策をいわぬという批難は、選挙期間中ずっとあなたにむけられるであろう。「政策語らず」という姿勢は存外守るのがむつかしく、だからこそこの姿勢をまもること自体が、積極的なあなたの△政策Vとなりうるのだ。攻撃目標を打倒したあとはどうするのかという問題は、たかが選挙一つで語りうることでなく、むしろあなたのいづく△革命V戦略の問題であることを忘れてはならない。

5 △第三勢力Vのスローガンを連呼すること

こうして結局のところ、候補者の立合演説や公式声明は別にして、街頭の不特定有権者にむき合ったとき、あなたの選挙はスローガンの連呼ということになる。あなたは、△第三勢力Vのスローガンをいくつか作り、これをシンボリックにあらゆる印刷物で使用し、かつ街頭で連呼するのである。

茨城知事選挙も、選挙運動としてはこのような「連呼」であった。当時の新聞の見出しから、このようなキャッチフレーズのいくつかをひろってみよう。



- 今こそ地方の息吹を
- 天下り官僚に知事の座を渡すな
- 大衆や農民||第三勢力の代表で
- 現状の茨城が敵
- 私は地方党——政策以前の問題
- 茨城を東京の植民地にするな
- ^地方Vの復権
- いまや地方の政治情勢には、保守対革新という既成の考え方では割り切れない新しい時代の波がおしよせている。地方自治権の確立のために、第三勢力の結集が必要である。
- 開発計画はすべて白紙に

○ 選挙中は候補者が保革政治の代名詞である



保革政治構造にたいするあなたの敵対は、選挙期間中はなによりも保革の候補者にむけられる。脱政党の現今、誰も彼もが体裁のよいことをいい共産党を除いて「無所属」を名るのであろう。しかしもちろん、戦後政治にたいする責任を彼らから免罪するわけにはいかない。

したがって常に名ざしで、他候補を不断に攻撃しなければならぬ。これまで選挙では候補者はお互いに紳士的に振舞い、街頭ですれちがっても「××候補の御健闘をお祈りします」などと偽善的なエールの交換をする。しかしこれは選挙が選挙にしかすぎなかった時代の風習であって、もともと選挙とはもっと「戦い」にふさわしいものだったのだ。少くとも、舌戦のうえだけでも、戦いらしくしなければならぬ。

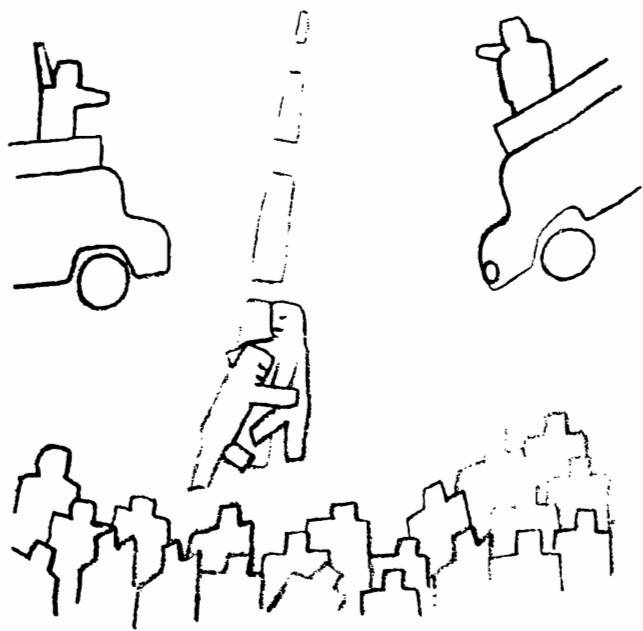
7 積極的に敵候補に接触し遭遇戦を展開せよ

それゆえ、保革の候補者と遭遇することはあなたにとって良いチャンスであり、むしろそのような機会を故意につくるべきである。ただし遭遇戦は常に人前で、つまり有権者のみている前で展開することが不可欠の条件だ。したがって、「新宿東口」のような駅前広場は舞台として格好である。街頭以外では法定の立合演説会がある。この場合、候補者の演説および会場に配したサクラのヤジによって、壇上の敵候補を容赦なく面罵しなければならぬ。その候補があなたの「事前運動」のやり玉にあげられた者ならばなおさらである。

選挙を常に上品な民主主義的風景として描きたがるマス・コミは、右のように無作法な場面は報道したくない。茨城知事選挙の場合、選挙の初日と最終日に、水戸駅前で三候補のハデな遭遇戦がおこなわれたが、新聞は次のような暗示的(?)な書き方をした。「石川候補は、さらに、『竹内候補は青森県むつ小川原で土地を買い占めたが、まだ弁明していない……』と挑発的とも受け取れる演説をはじめたが、これも竹内候補のスピーカーにかき消されがちだった」云々。

一般に、保革の候補者は、あなたの右のような「挑発」にのらないよう努めるだろう。あなた方を「泡沫」あつかいして無視したいと思うからであり、それに彼らはもう長いこと、選挙というこしらえものの風景の一コマにすぎないことになれてきたからだ。

加うるに、遭遇戦の相手が候補者の一団であるかぎり、当局はこの戦争にほとんど手をだせないと考えてよい。選挙運動に「不当に干渉し」一候補者だけを「差別すること」になるからだ。遭遇戦はあなたの一人舞台である。



8 「選挙ではマス・コミは「公正」「平等」である

現代選挙におけるマス・コミの度はずれの役割からして、これにたいする対策はきわめて重要である。あなたの候補がたたび「有力候補」の一人としてマス・コミに認められ——認めさせ——れば、あとは他候補と全く平等の紙面があなたに提供される。くりかえすまでもなく、全国紙から地方紙にいたるまで「不偏不党」という妙なタテマエを護持しているわが国のマスコミは、特定の候補だけを重視（軽視）するということができないからである。「表現の自由を濫用して選挙の公正を害してはならない」と公選法も規定している。ここに、あなたにとってすばらしい利用価値が、しかもタダで提供されるのだ。選挙という形式民主主義が、民主主義の顔を崩さないためにおちいらざるをえないパラドックス（ジレンマ）を、あなたは積極的に利用せねばならない。

けれども以上は、あくまで、あなたの候補者がマスコミに「有力候補」の一人として認定されたいという話である。一たび「泡沫候補」あつかいとされれば、選挙期間中文字通りハナもひっかけられない。ところが、「無名の新人」であるあなたの候補者が放っておいてもはじめから有力候補あつかいされることは、まず望めないと考えてよいであろう。ここで、あなたは有力候補の一人として保革候補と肩をならべらるることを、ぜひともマスコミに認めさせねばならない。「有力候補」をもう一人つくらせるのである。

9 「泡沫候補」から「有力候補」へ

まず差別させしかる後に差別を撤回させよ



形式民主主義と不偏不党のタテマエからいえば、マスコミは、あなたの候補者が「有力候補」ではなく「泡沫候補」であると、公式に認めることは口が裂けてもできないことだ。一たび「有力候補でない——泡沫候補である」といった瞬間、そのマスコミは特定候補を差別し選挙に干渉したことになる。通常マスコミは泡沫候補に関してはおたかもそんな候補者など存在しないみたいを扱いをしているけれども、問いただし公けにすれば、彼らは何の根拠をも示すことができないはずである。

そこで、あなたはあなた方を「有力候補」扱いしないマスコミにむけて、集中的な直接行動を組織せねばならない。だが、ストレートに「泡沫」扱いに抗議したのでは、「差別はいたしております」という公式主義が返ってくるだけということになりかねない。したがってまず、あの手この手で、あなたの候補が「泡沫」であるというマスコミの本音をはきださせること、つまりまず「差別」させることが大切である。一たび差別させることに成功すれば、これを鬼の首をとったようにして差別を糾弾する。この糾弾に抵抗しうるマスコミは存在しない——何人をも差別しないことが彼らのタテマエだからだ。

10 差別糾弾の実例

差別糾弾の闘いが可能となるためには、まず差別が現に存在しなければならぬ。

茨城知事選挙の場合も、第三勢力候補ははじめから「自然」に「有力候補」扱いされたわけではない。何よりもこのようにさせるための事前のジャーナリスト工作があった。しかしそれでも、実際に「有力候補」扱いをしない全国紙があることが、公示日の後にあって判明した。

そこでまず支局長にたいする運動員の抗議のための会見、相手は当然自共の候補のみが有力で、おまえのところは「泡沫」だとはいえない。むしろ「有力候補」の一人だともいえない——いってしまえば明日の紙面構成を変えねばならないからだ。つまり、有力か泡沫かとの当方の追求には何もいわない以外にないのだが、支局長は沈黙に耐えかねてついに、「報道して意味のない候補については書かない」と発言。この「差別発言」を確認したうえで、この会見の録音テープを、電話で東京本社編集局長に聞かせて直接抗議をする。これによって、この大新聞は一晩で方針を変え、翌日支局長が全面屈服して謝罪する。

同様な差別糾弾はNHKの報道に関しても大衆的抗議行動としておこなわれ、これも即日解決をみた。

最初の全国紙の例は、地方マスコミにたいする「警告」という作用をも発揮した。これ以降、例外なしに全商業新聞が第三勢力候補を自共とともに「有力三候補」の一人として、



これに平等の紙面を提供するようになった。

茨城知事選挙の場合も、候補者は右の三人につきただのではなく、もう一人いた。けれどもこの人は、差別糾弾行動をすることもなく、全マスコミによって選挙期間を通じて、あたたかもこの世に存在しないかのような扱いをうけた。

あなたにとって「有力候補」とは「なる」ものではなく「つくられる」ものなのである。

11 マスコミ対策を徹底的に重視せよ

さて右のような差別撤廃の成果のうえにたつて、あなたはマスコミ対策を徹底的に重視し、全マスコミ・ジャーナリストとまじめにつきあわねばならない。これは、あなたの選挙運動全体の任務であつて、決して候補者だけにまかせてはならない。そのために、「戦略・作文参謀」がついているのである。

選挙期間中、候補者は全マスコミの取材を受け、特定の日などは二四時間の行動に記者が同行する。また、アンケートなど文書による回答が要求される。こうした文章は必ず作文参謀がつくるか彼が手を加えなければならぬ。候補者がマスコミの取材を受ける場にも、彼はかならずたち合ねばならない。

その他、法で定められた選挙公報やピラソしてテレビの政見放送、立合演説がある。公報やピラも、作文参謀により作成され、彼が演説草稿をつくつて候補者におぼえこますことが必要になる。

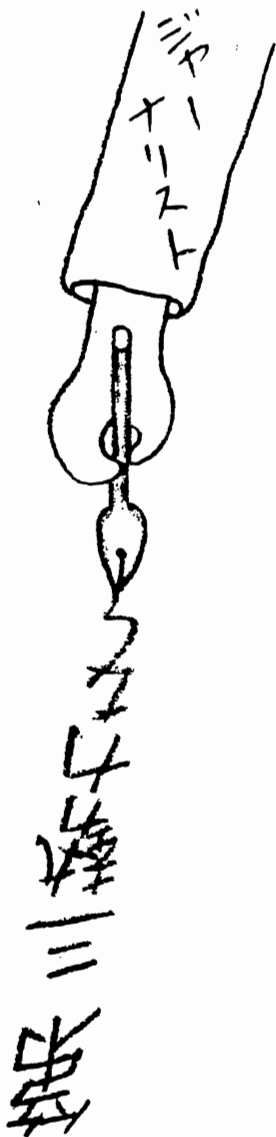
またテレビ放送の場合の候補者のメーカーキャップや演技については、作文参謀の手下にいる演出家の協力を受ける。

文字通り「きめ細く」全ジャーナリズムとつきあわなくてはならない。

12 ジャーナリズムに「友人」をつくること

ジャーナリズムとまじめにつきあうことは、反面、ジャーナリストをまじめにオルグし、あなたの味方・友人にすることである。すぐれたジャーナリストであれば、あなたの選挙と主張の「新しさ」にすぐ気づくはずであり、あなた方の主張をまじめに理解しようとする。このようなジャーナリストとのつきあいをたいせつにしよう。彼らは、あなたのジャーナリズム工作に有利であるばかりではなく、そのような利用の関係を越えて、あなたのファンとなり友人となるであろう。

実際の紙面構成にも、地方版ではことに、まじめなマスコミオルグの成果はすぐに現われる。たとえば、茨城知事選挙の告示の前日にあらわれた次のような記事をみよう。



石川次郎氏の出馬は、自身が「何の基盤も金もないのに、ドン・キホーテのようなもの」と言っているほどで、「予期せぬ出来事」と受け止められた。立候補の表明にあたって「今回の知事選を、保守と革新の争いに終らせてはならない。従来の保守、革新の色分けは、政党間の争いによるものだ。中央に支配された地方自治からの脱却こそ、一番必要なことだ」と述べている。これまで、右翼民族派が「地方独立」を掲げたことはあったが、革新系の中から既成の政党性を打ち破ろうとの主張で立つことは、知事選で初めてのことではなく、全国でも珍しい。

告示前のこの記事は、投票日翌日の次の「総括記事」と対応する——
石川氏の得票も四万票を超え、組織力のないシロウト選挙、しかも公示直前の出馬決定にしては「二、三万票だろう」という自民、共産両党の予想をつき破るほどの「善戦」だった。

以上の例は「朝日新聞」からの引用で、いささかもわかりの良すぎるほどの記事内容である。

このように、ジャーナリズムとまじめにつきあう体制が確立したうえでは、あなたの人となろうとせずあなたの方に悪意と敵意をもつジャーナリズムは、徹底して取材を拒否するなど、あなたの方から逆に差別することも必要である。候補者が特定のマスコミの取材を拒否するなど前代未聞のことであり、このように差別されまいという思いが、他のマスコミを一層あなたに近づけ、少くとも公平を装うようにさせるであろう。

13 選挙の「合法性」をとことん活用せよ

選挙期間中は通常の政治活動が停止され、人工的な政治空間が競技場のように設定される。この空間では、候補者とその法定確認団体はすべて機械的な「平等」が保証される。選挙空間内で選挙のルールに従って競技するかぎり、あなたはどんなに微力でも他候補とくらべて差別されることはない。選挙管理委員会と警察がまさに差別の番人となる。これらのことはすでに述べた。あなたはこの機械的な平等のチャンスをとことん活用しなければならぬ。

実際どのようにこれを活用して選挙戦を展開するかは、次の「戦争の仕方」篇で具体的に述べる。ここでは、当局の対応がすべて、たてまえとして、「反差別」を金科玉条にしておこなわれることを心得ておくべきだ。彼らは、特定の候補をひいきにし他をいじめていると公けに批難されるのをもっともおそれている。公選法にも「職権濫用による選挙の自由妨害罪」が定められている。一般的にいえば、選挙が儀式として無事終了するようという事なかれ主義にとりつかれているのである。

それゆえ、あなたはどのような選挙戦術を使おうと、常に当局の介入にたいして「選挙の自由を妨害する気か」というツルの一声を発しうるようにしなければならぬ。この一声を発しうるかぎり、あなたは「迫力」ある選挙戦をあくまで合法性の枠内で、自在に展開できるはずだ。

14 「暴力」はどこまで活用できるか

公職選挙法には「選挙の自由妨害罪」が定められている。選挙運動員や候補者に「暴行や威力を加え」たり、集会や演説を妨害することが、この罰則の対象となる。

けれども、候補者同士の対立の場合には、問題が微妙になる。マイク合戦や演説場所の陣取り合戦などのように、「選挙の自由妨害」はつねに相互的なものであり、一方的な妨害を立証することは常に可能とはかぎらない。したがって、あなたは、候補者をおしたてた合戦である限り、常に「選挙妨害」論議が水かけ論になるよう配慮することができるし、またそうしなければならぬ。そうすれば、あなたは合法性をまもりながら、合戦の技術をぎりぎりのところまでエスカレートすることができる。

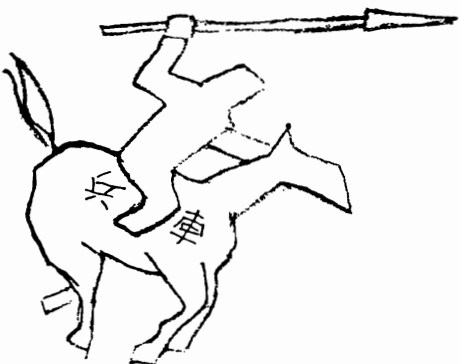
15 ゲームとしての選挙戦

選挙はきめられた競技場で公職選挙法というルールに従ってプレイされるゲームである。しかし他方、「選挙の時代」の選挙にかけたあなたの戦略的関心とエネルギーとは、このこしらえもののゲームの枠から、たえず逸脱したいと願う。この逸脱するエネルギーと法律上のルールの枠組がせめぎ合うところに、あなたの選挙独特のダイナミックスが生れる——「敵」にたいし、また組織内部において。

以下に、この選挙戦のダイナミックスを生みだす技術を展開する。法律の制約については必要なかぎりそのつど注意するが、公職選挙法の実用的な解説は次章に与えられるので、くわしくはこれを参照されたい。

16 車輻

これまでときどき選挙戦を蒙古騎馬民族の略奪戦にたとえてきた。この民族にとって基本的な戦闘の武器が騎馬であったように、あなたの征服戦の基本的武器はまさに「車輻」である。

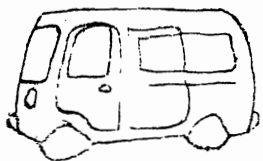


これが証拠に、公選法も車輛（船舶を含む）の使用についてはこと細かく定めている。これによれば、選挙用自動車（この上で連呼や演説ができるもの）は、総選挙（参院全国区を除く）で候補者一人につき一台が認められる。しかも昨年の法改正で、この自動車の使用料は一定額（一日五万円以内）まで国家に負担させることができるようになった（法一四一条）。

法定確認団体の使用しうる車（党車）は右のものとは別に、知事、市長選では一台が認められる。しかし総選挙では、不当にも全体で三台以内しか認められない。ただし、所属候補者の数が二十五人を十人越えるごとに一台をこれに加えることができる。ここでは、あなたが党車をも使用できるものとして話をすすめよう。

法定のいわゆる「選挙カー」である。重戦車といっても比喩的なもので、ハイエースが理想だが、実際には一三五〇〜一六〇〇〇のデリバリー・バンで充分である。党車と候補車は同じ車種でよい。両方とも法で定められた（選管による）表示をする。

装備は五〇Wクラスのアンブ装置一式、カセット・テープレコーダーおよびポケットベルを不可欠とする。



党・候補車



騎兵用

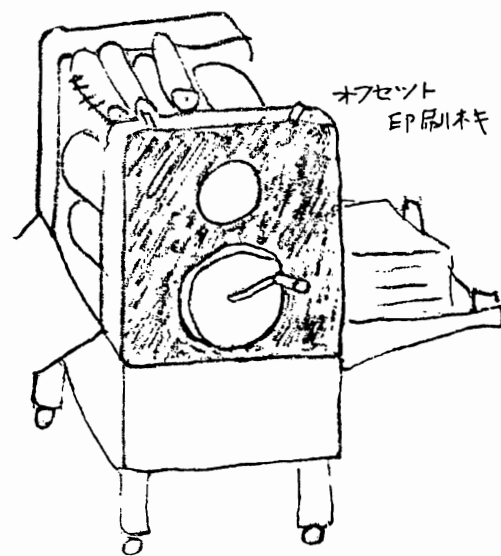
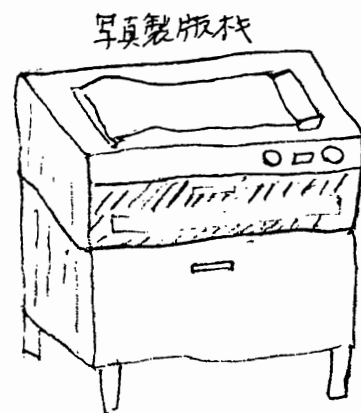


本部輸送隊

いわゆる「選挙カー」の他に、あなたの選挙戦の機動力を強化するために、「騎馬」がぜひ必要だ。車種は中古小型乗用車——要するに走りさえすれば何でもよい。台数は隊員二名につき一台、一隊四名編成として車二台を足とする。法の制限により、イラストはシンボルカラーのみとする。一〇Wクラスのアンブ装置一式とテープレコーダーを装備し、これは「テーマ音楽」または「党歌」のみを流すものである。その他、ポスター張りに活躍するために、ポスター張り用具一式、カリアスプレーを用意する。

ホロ付軽トラックを用意する。

「騎兵用戦車」と同じものを一台、いつでも出動できるように、これ用の兵二名をいつも本部に遊ばせておくこと。



学生をつくるビラとちがって、あなたは選挙用印刷物に、宣伝技術の粋を集めねばならない。豪華なものを作れというのではもちろんない。わかりやすく、ショッピングで、誰でも読むことのできるものでなければならず、それにはそれなりの装置がいる。

ことに、先に述べたように、事前運動期には、あなたが集団は通常の政治活動ができるのであり、自家製の上手なビラをつくるのがポイントとなる。

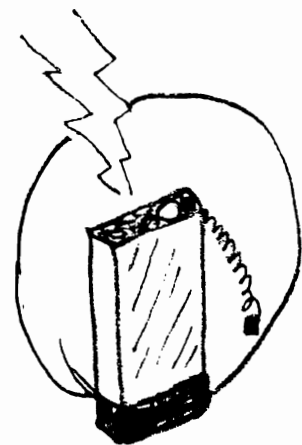
そこで、できればリコーオフセット一式、またはファックス付謄写印刷装置一式が必要である。

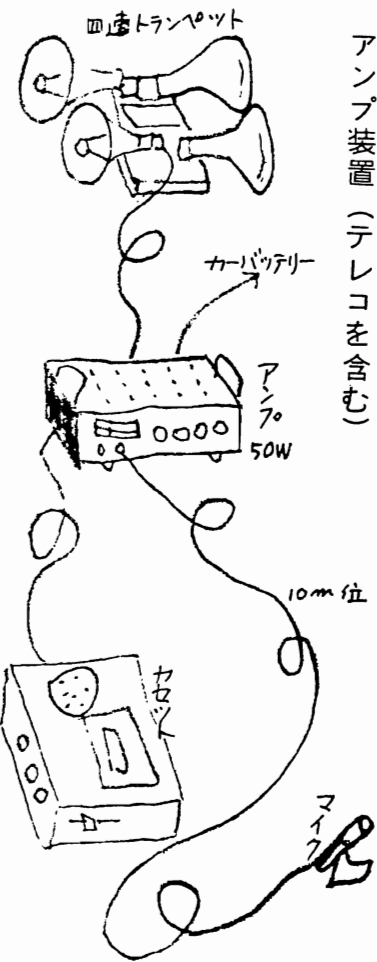
18 ポケットベル

機動戦に電話連絡というのはダメである。ポケットベルによる呼び出し方式を活用しよう。ポケットベル七台を使用できるように、電電公社に申し込もう。申し込みから使用できるまでには時間がかかるので、今すぐ申し込んでおくこと。

ポケットベル方式が使えない地方の場合は、カー無線装置を装備する。両方とも不可能なやむをえぬ場合は、運動員に「定期連絡」のやり方を、事前に徹底的に教育する必要がある。経験からいって、定期連絡をするということは決して「常識」ではない。教育なしにこれが実行できると思ったら大変なまちがいである。

くりかえすが、機動戦に相互連絡は生命である。





候補車 党車用のもの

五〇W以上、四連トランペット式、一〇メートル以上のコード付マイク二本。

テレコは、カセット式カーステレオまたはカーアンプ用デッキから出力をとってアンプに入力する方式がよい。最も望ましいのは、FM付カセット・カーステレオで、この場合はワイアレス・マイクが使用できる。

その他

一〇Wの安いものでよす。

ハンドマイク

全部で四ケくらい用意する。これは街頭における戦闘用に必要である。

20 ビラ

「事前運動」期間中

これは通常の政治運動が可能だから、もちろんだのようなビラを何枚作りどのようなように配布してもよす。

選挙運動期間中

選挙運動用の法定ビラが二種類だせる（知事選挙ではだせない）。ただし枚数と配布方法に制限がある。これ以外に確認団体が法定ビラ三種（知事選では二種）、枚数制限なし、がだせる。ただしこの場合は候補の名前を直接間接にだしてはならない。

ビラの種類や枚数の制限に加えて、あなたにとってもう一つの大きな制約事項は、ビラの配布の禁止である。認められるのは次のような場合で、これを「ビラの頒布」という。

新聞折込み、選挙事務所内、立会演説会会場の入口、個人演説会の会場内および街頭演説の場所である。

以上の制限をよくわきまえたうえで、ビラの活用方法を定め、それにあつたビラを用意しよう。

大衆むけのビラの作り方については、あなたはすでに熟知しているだろうが、昔とったキネヅカを思い出すということもあるだろうから、要点を箇条書きにしておこう。

内容のうえで――

参院補選の候補者選

黒いウラサ!?

これが
自民党県連=山口私党
の正体だ!

ここでも金が

「福岡新聞」の報道(「福岡通信」刊69号、2月2日付)によれば、自民党の参院補選の候補者選の過程で、金銭の動きがあったことが明らかになった。

同社の報道を要約すると、以下の通りである。

「(長門川口市)地方支部にも受ける前に、山口武平幹事長に相談に行ってきたところ、幹部も取崩しをしない、同時に候補者の石山、寒中地獄のポスター、チラシなどの販費平価を認めないとの条件を受け、昨年末から準備して金を使ってきた。今更にはもうかという反発が原因で、1月29日前に1区議員会としてこれが発効の運び、7人の幹部部長長川氏から「参院選金」を本音で受けたのか、と長川氏に聞いた結果、本当だと答へ(要旨の語)。

自民党のものとしては、必ず現金をめぐる黒い噂がつきまとう……。

9年前の黒い霧事件

われわれは思い出す。9年前の、かの有名な「県会議長の座をめぐる黒い霧事件」の発端も

「密約を打ち」に就任を望まれた飯村氏は、議員の座から離れたい一心から、つい血迷って本音を吐いてしまった。……「議長になるためには、いろいろな経費的負担もあつたことだし……」

この一言が、全国に知れわたった「茨城県議会の黒い霧」の発端だったのだ。

灰色の霧

われわれは知っている。そして、われわれは追及する。参院補選に立候補することを望んだ武蔵野県議が、ある日突然に辞職したことを。その不可解な前夜の裏に、「灰色の霧」があったことも。

自民党県連=山口武平の私党の正体が、全ての県民の前に

昭和50年2月27日
〈地方〉復権のための
百人委員会

明らかにされる日が、刻一刻と、近づきつつある。

- 具体的にかつ理念的に(あなたの高い理想——たとえば地方の復権——と、そこからくる具体的な物の見方を共存させる)。
- 攻撃する相手を具体的に名指す。
- 呼びかける相手がよくわかるようにする。「弱者」とはおまえのことだ、と。
- 呼びかけの主体(あなた)の「出自」ははっきりしなくてもよい。しかし、政治的には誰であるかがよくわかるように。
- ホットなニュースや暴露データを使う。
- データーと結論とを直結する。まわりくどい理屈や弁解をばぶく。
- 結論を明確に断定する。「——ではないか」という文章の場合も同様。
- 「行動の呼びかけ」を欠いてはならない。選挙の場合はもちろん、あなたの選挙への呼びかけである。
- 事態がわが方に有利に動いているという手前味噌のニュースを活用する。
- 文学趣味はほどほどに。ピラとは本質的に(?)散文的なものである。
- ひま人の趣味的な遊びみたいで印象を与えないこと。政治的な真剣さと迫力がピラの生命である。
- 「個人」の出したピラみたいな印象を与えないこと。政治は集団のするものであり、個人がするものではない。
- 「清濁あわせ飲む」迫力がほしい。

形式のうえで――

- 「見出し」を決定的に重視し、またこれにスペースをとること。
 - スローガンとして人口に膾炙するような名文句を一つは使うこと。名文句は多すぎたはいけない。
 - 迫力ある紙面構成
 - 文章は、なによりも簡潔で、断定的に。疑問符を多用するのはよいが、答が言外に明白にわかる使い方をする。
 - きれいなピラであり、日本人が読めるもの。
 - イラストやマンガを使う。
 - シンボル・マークや特許ブランドを使う。たとえば△▽の使用、△?▽、△第三勢力▽など。
- 要するに、きれいで、簡潔で迫力あるものならよいわけで、実例を図に示そう。
- (前頁を参照)

21 選挙公報および立候補声明

政治文書としての基本的技術はピラの場合に同じ。ただし、公報では短いスペースで一回限りの主張を全面展開しなければならぬので、「これだけはいう」ということを選択に注意する。この点で、立候補声明が活用できる。立候補声明の要点は告示前日のマスコミで紹介されるはずである。何よりも選挙関係者、マスコミの事前オルグとして、この声明で委曲をつくして主張を展開することが重要である。



茶屋を(中央)の権限地にするな――

- ◎ 若上体制一六年間に限らずみにまで浸透した「何事もすべて金で解決」の考え方と根拠のかつ徹底的にたたかう。
- ◎ 「土地問題」を、資本による土地利用問題にすりかえることに反対し、「土地」と「土」とを明確に分けて考えることを主張する。
- ◎ 水問題、なかんずく「霞ヶ浦問題」を「自然保護」などにすりかえることに反対し、民衆に「ミひろい」をさせるような茶番を許さない。
- ◎ 農業を「環境問題」などにむすびつけて、「緑を守る」などいながら(風変)とす差別することいっさいに、強く反対する。
- ◎ 人間を分けし、レベルをはり、選別し、差別することいっさいに、強く反対する。

(地方)の賃権を――



無所属
石川次郎
34歳

22 放送用原稿

ラジオ・テレビによる経歴放送と政見放送である。公示の翌々日までに申し込まねばならないから、事前に用意しておくことが望ましい。政見放送は、総選挙の場合一人計六回、一回四分三十秒以内である。

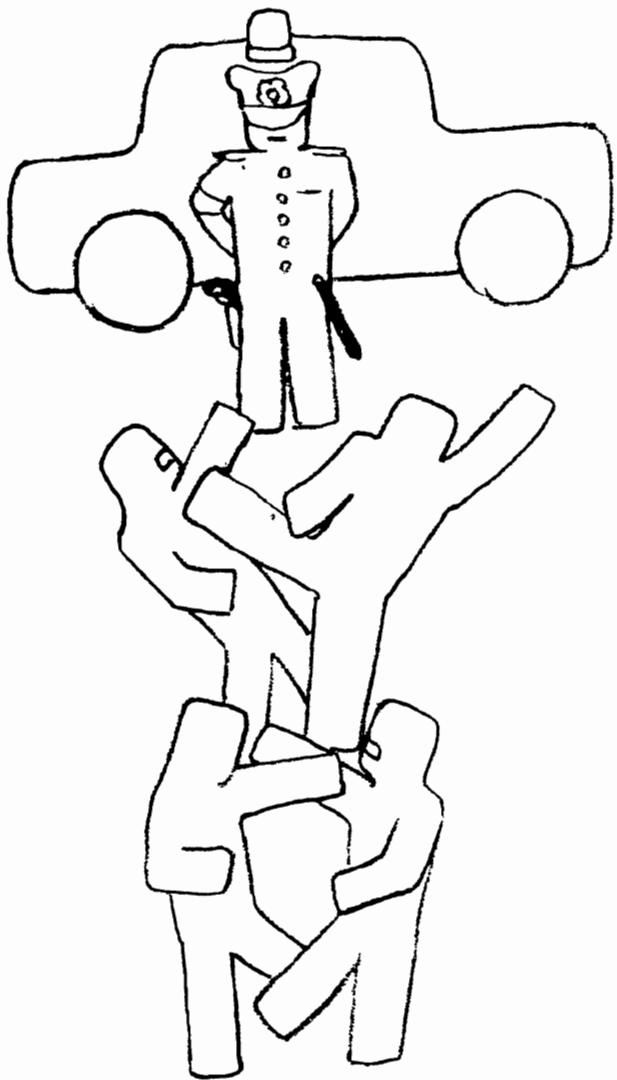
時間的制約のため、主張の量の制限は大きい。したがって、候補者が政治的に誰であるかをもっともラジカルに出さねばならない。あなたの場合には、改革の政治にあきたらないA第三勢力Vの代表であることを強く印象づけることだ。

23 新聞広告

候補者は選挙運動期間中五回（知事選挙では四回）、無料で新聞広告ができる。希望する日時とスペースを確保するためには、日数の余裕をもってあらかじめ広告原稿を提出しておくことが重要である。

これ以外に、衆参議院選挙では、確認団体が四回まで無料で「政策広告」——政策宣伝および演説会の告知——ができる。

新聞広告を無料で活用すべきはいうまでもない。広告用原稿についての注意は、前項「放送」の場合と全く同じである。



三万五千枚の葉書が無料で給付される（知事選挙ではこれ以上の枚数が出せる場合がある）。内容、差出人および差出し先に制限はない。通常の方法で葉書きを書くと思えばよい。ことに、推薦状として第三者の名前でだすことを考慮するとよい。茨城知事選挙のように、石川選挙を「注目したい」と思っています」という『遠方から』同人の推薦状（？）が、全国に発送された例がある。



東風出版の石川次郎さんが、保守アベック構想をまえる中央政変、自民・共前に対し、「地方のいぶきを」「茨城を東京の植民地にするな」のモローカンをかかて、茨城知事選挙に候補しました。おかげで県内は「自・共・地方党の三つどもえ」のナシワンのヤワギだそうです。

「保守の牙城」茨城で自民党金権候補が独走し、汚濁な（？）共産党が敗北覚悟で迎え撃つ。うるわしい自・共対決例は、石川次郎さんというシヤチカメチャカな人が飛び出し、しかも真面目に選挙活動をやり出したため、全体として仕大なファルムになりました。

保守と革新が共に「福祉」を語り、「地方の荒廃」として現われた現代の危機を公明の人事費所得政策の枠にはめこむことで合意に達し、「反ファシズム」と「自由の防衛」のイデオロギー選挙戦として、地方の危機を拡張させようと共謀しています。

この時、石川さんの投げた一石が争点を牛耳るものとなることに成功するかどうか。わたくしらは、イデオロギー選挙であった村選挙とは違って注目したいと思っています。

「遠方から」同人 正木真一

25 ポスター

いわゆる選挙用ポスターである。内容には制限がないから、演説会の告知や政策宣伝文であってもよい。しかしあなたの場合も、ポスターはポスターとして使用するのがよい。つまりスローガンと候補者名の宣伝である。図柄はクール（簡潔）かつはでであればどの様にしてもよい。そして何よりもあなたの選挙のスローガンを大書する。

26 看板など

法律でいう「掲示できる文書図画」で、選挙運動用ポスターを除いたものとして、以下のものを用意する。

- 選挙事務所用の看板類（ちようちんを含む）
 - 選挙カーに取りつける看板類
 - 個人演説会場で開催中に使用する看板類
 - 候補の使用するタスキの類
- 最後の候補者のタスキを除いては、看板類は選挙ポスターと同一のデザインにする。

27 党歌および党のシンボルマーク

これにぜひ必要である。といっても、常識的かつむつかしく考えることはない。茨城地方党のように加藤登紀子歌うところの「美しき五月のバリ」を党歌に決めればよい。シンボルマークも、たとえばナチスの卐や卐のように、奇抜で意味不明のものを創作すること。同心円を上品にライトブルーとオレンジに塗り分けるような流行のシンボルマークでは、意味がなさ。

28 選挙カーから流される「声」

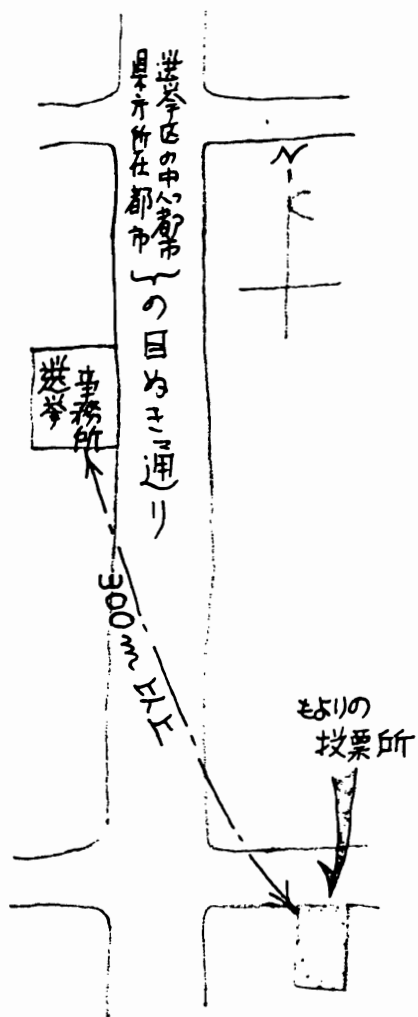
第三勢力にとっての「政策」の意味からいって、演説会場および街頭の大集会を除いては、「声」はもっぱらスローガンの連呼を主体にする。これに候補者名をつけ加える。

茨城地方党の使ったスローガン連呼の例を上げよう。

- 「自共対決」の茶番を粉碎しよう
- △地方Vの息吹で反撃しよう
- 茨城を東京の植民地にするな
- 天下り高級官僚に茨城を売り渡すな
- ふるさとを鉄とコンクリートの塊にするな
- 第三勢力を代表する県知事候補石川です

29 選挙事務所

あなたの作戦および戦闘基地である。世の中では、目ぬき通りの東むきが事務所としてよいといわれているが、あなたにはままならぬこともある。要は広いスペースと電話があればよい。



30 実弾射撃

あなたとあなたの仲間は、実弾射撃をしてはならない。あなたが民衆の清い一票の代償に支払うるのは、あくまで未来の第三勢力の前進という「夢」なのだ。民衆も、本当は一票で実弾ではなく夢を買いたいと願っている。あなたはこの民衆にもっぱら「革命債」——Λ革命Vの未来のみが決済しうる——を乱発することだ。

ただし、あなたの陣営と全く関係のないところで、勝手にカネが動くという人民の主体性まで阻止する必要はない。

31 事前運動期

これについてはすでに述べた。四隊八班、別動隊二班の編成で、街頭で連呼し、「敵」の拠点を襲撃して騒ぎ、かつピラ入れをする。

32 運動前期(立合演説期まで)

「騎兵用戦車」を総動員してポスターをシラミつぶしにすること。ポスター貼りの完全貫徹は敵陣営にあなたの陣営の兵力を過大評価させる。衆議院、参議院地方区では選挙区も狭く、作戦貫徹はむつかしくない。ポスター貼りはまた、住民にたいする斥候となり「オルグ」となる。

ポスター貼り以外にピラの「頒布」をする。

個人演説会がある場合は、その地域の「騎兵」は「候補車」と行動をとにもにする。

この間、「党車」の行動は、事前運動の延長と考えてよい。

33 立合演説期間

立合演説会会場地域に騎兵を集中して、地域の「武力制圧」をする。自民および共産党の「候補車」との遭遇戦を展開する。相手はあなたとの遭遇を避けようとするはずだが、あなたの方は相手を追跡して遭遇戦のチャンスを作るようにする。

この期間、午前中はポスター貼りとピラの頒布を会場地域にかぎって行い、午後は全部隊十二台の車輛で、一点集中戦術をとる。

34 運動後期

「候補車」プラス「騎馬」五台は、全地区を計画的にまわる。ことに個人演説会の開催を中心におき、ピラ頒布等もこれに従属する。

「党車」プラス五台は、拠点集中攻撃をする。攻撃すべき拠点をどこに選ぶかは、本章の第一部「基本戦略」篇を参照せよ。

35 運動最終日

あなたの選挙区で「新宿東口」にあたる場所を一日中制圧すること。当然敵陣営もこの場所を目をつけるから、当方との遭遇戦が一日中おこなわれる。自共ことに日共の運動員を道連れにして、あなたの騎兵隊は全員検挙されることを辞さずに、ヤッテヤッテヤリマクルこと。あなたの選挙戦に、有終の美を飾るのである。

35 農村地域のポスター貼りは農家に宿泊せよ

地方農家に一宿の恩義を受けることは経験上必ず可能である。地元の人にポスターの公営掲示板の位置をきき、そこまで案内してもらおうこと。これはつまり戦さでの斥候の古典的あり方である。

○ビラの頒布は地元にかまかせること

騎馬部隊は原則的に「拠点」とする目標に関連する民衆へのビラ頒布のみをする。

○葉書のおて名書きを運動員がしてはならない

「兵たん部長」とその部下が、「票田参謀」の協力をえて、地元のシンパサイザー、協力者にやってもらうこと。

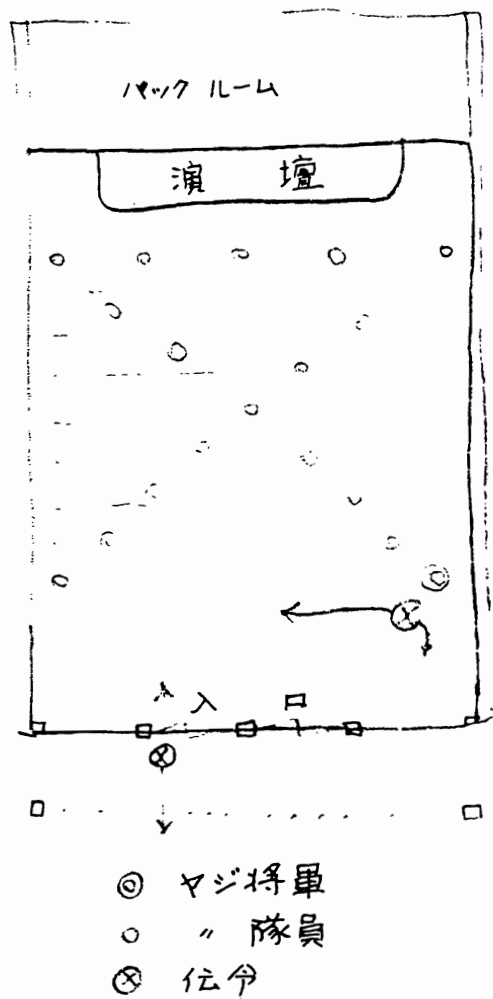
○宣伝文書の作成には全部「作文参謀」があたれ

選挙における宣伝の重要性と「戦略作文参謀」の役割については、前章および本章の「ジャーナリズム対策」の項を参照せよ。

○立合演説会場でのサクラの配置は「又字配列」を原則とせよ

又字配列および、隊長、ヤジ将軍（ヤジテーターの指揮官）の位置は図のごとし。自共候補への徹底したヤジと、こちらの候補者へのヤジにたいする報復をおこなう。こちらのヤジに相手のサクラ部隊が挑発されて乗ってきたら、合戦をエスカレートさせる。

会場見取図



○「車座の寄合い」を個人演説会とせよ

看板を会場前に立てるだけで同時に五ヶ所まで「個人演説会」を開催できる。候補者が出席しなくとも、また弁士なしでテーブルコーダーに録音した演説を聞くだけでもよし。お座敷を個人演説会にしてもよし。

○「拠点集中攻撃」の実例

対象拠点としては、ジャーナリズム地方支局、官庁、農協、企業城下町、工場、開発地帯、大労組、大工場、大企業オフィス、特定個人、政党（特に自共）オフィスなどがあげられるが、これらの内から考慮の上対象を定める。特にジャーナリズムは「武装包囲・制圧」に大変弱く、政党オフィス、特定個人とともに、期間中臨機応変に攻撃する。運動期間中、警察当局への攻撃はしてはならない。

対NHK攻撃

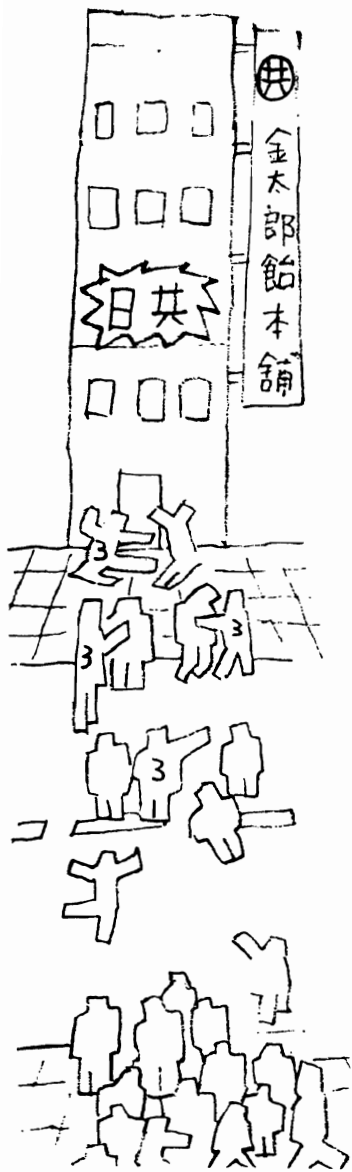
NHKの「自共対決」という茶番のみに限定したラジオ報道に対して嚴重抗議。「差別報道をやめろ！」という包囲部隊の怒号のなかで、代表団が抗議。「いや選挙へ一般的に認知されている（？）標準をもって報道しているだけだ」との回答。しかし十時間後、支局長事務所を訪れて全面謝罪。当方の意向をくんで再報道することを確約。



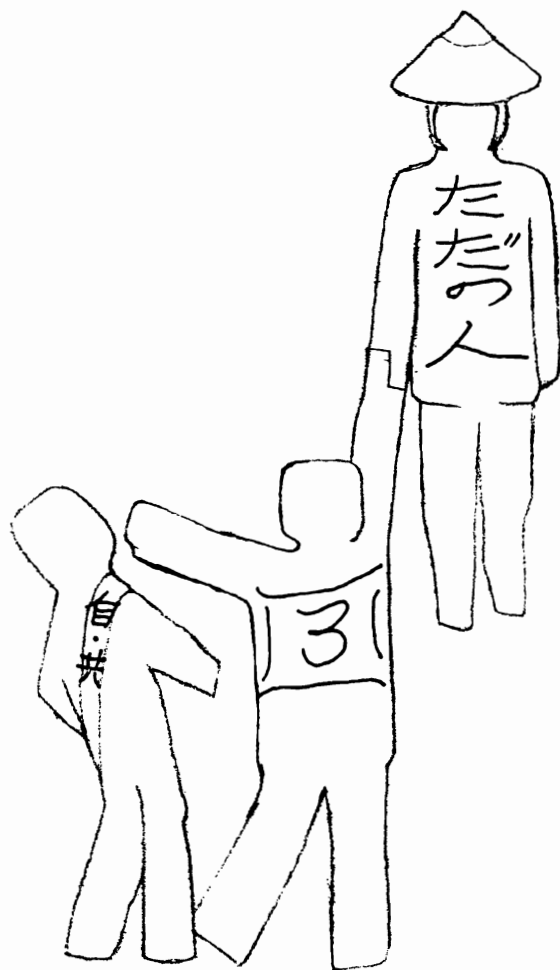
対日共選挙事務所攻撃

「石川候補は革新票をかすめとり、保革対決の意義（？）をぼかし、結果的には自民党県政を擁護する立場にある」という日共県委員長の発言（新聞報道）への抗議としておこなわれた。最初は「警察を呼ぶぞ」と抗議し、それがだめとみると、近所の家々へ民青を回して、「気狂いのようなことを、根も葉もないことを、我々に向かって言っている。大変迷惑をおかけします。あのような候補には決して投票なさらないように」といひ回る。それも効果なしとみると、カメラ、テープレコーダーを持ち出して、テープに録音しはじめる。同時に選挙管理委に「妨害活動をやめさせよ」と連絡。

以降、日共は「石川側の挑発にのるな」という指示をだす。
以上二例とも、石川選挙事務所日誌より抜粋。



自共の候補者の運動にたいしてのみ展開せよ。「一般市民」等を相手とすべからず。素手でこすき、こずかれる。マイクのコードをちぎり、敵の「候補車」にかけ上る。相



手に「暴力」をふるわせ、「敵は暴力を使った、暴力糾弾！」と、ハンドマイクで民衆に呼びかける。

このような遭遇戦は一班が相手の「候補車」にしつこくつきまといえ「自然に」生れる。一たん遭遇戦がはじまったら、司令部を通じて全班を動員する。

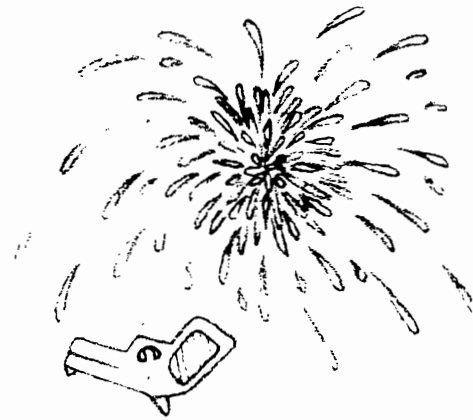
○「武闘」は人前でやること 実例（石川選挙日誌より）

立合演説会場へ候補車・党車が向っている途中、竹内（自民党候補——註）の「大名行列」に出会う。竹内側、妨害されると思ったのか、我々の行手をさえぎるといったきわめて危険な妨害行動に出てくる。竹内が街頭演説で停止したところに、嚴重なる抗議バクダンを落とす。竹内の選挙参謀とおぼしき男現われ、全面謝罪。さらに追求し妨害した車を運転していた男を連行させ、この男も土下座でもするように謝罪する。「大名行列をやめさせよ！」

○地区「武装制圧」の方法

まず騎兵の車が、時速二〇kmでくり返し地区のメインストリートを走りまわる。次に時々停車して騒ぐ。特に交通妨害をすることなく、メインストリートの交通全体がマヒする。むしろ「選挙妨害だから交通整理せよ」とお巡りさんに要請する。たまたま敵候補者（車）にぶつかったら遭遇戦に移ること。

第七章 公職選挙法摘要



1 公選法も日本語ではない

選挙という人工的な政治空間を設定しそのルールを定めるのが公職選挙法である。このルールを知るにはむろん六法全書をひもとけばよいことだが、公選法の場合も残念ながら日本人の理解できる文章で書かれていない。これを通読しても、ことにあなたの選挙戦のイメージはわいてこないだろう。

そこで、あなたの選挙戦のイメージをあらかじめふくらませるために、公選法の抜粋を提供する。したがって、以下は法律の規定をすべて網羅するものではない。実際に選挙にとりくむ段になったら、もちろん一つ一つこの法律の原文にあたり、法律そのものを熟知しなければならない。

公職選挙法は昭和五十年に大改正（主に選挙運動に関して）され、今回は改正後はじめての総選挙となる。法律解釈上の問題、政令、施行規則にわたる説明については、次の「参考書」をみるとよい。

自治省選挙部編『衆議院選挙の手引』（九〇〇円）

新選挙制度研究会編『大改正 選挙運動の手引』（八八〇円）、日本情報センター刊。

自治省選挙部編『改正公職選挙法解説』（一六〇〇円）、政経書院刊。

2 立候補者の資格および制限

- 被選挙権は選挙の期日に次の要件をそなえていなければならない（法一〇、一一）
- 日本国民であること。
 - 年令満二五才以上（参議院、知事は三十才以上）であること。
 - 次の者は被選挙権がない。
 - 禁治産者
 - 禁固以上の刑に処せられその執行を終るまでの者
 - 禁固以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（執行猶予中の者を除く）
 - 選挙犯罪で禁固以上の刑に処せられた者は執行猶予中の者も被選挙権はない。
 - 選挙犯罪で被選挙権を停止されている者。

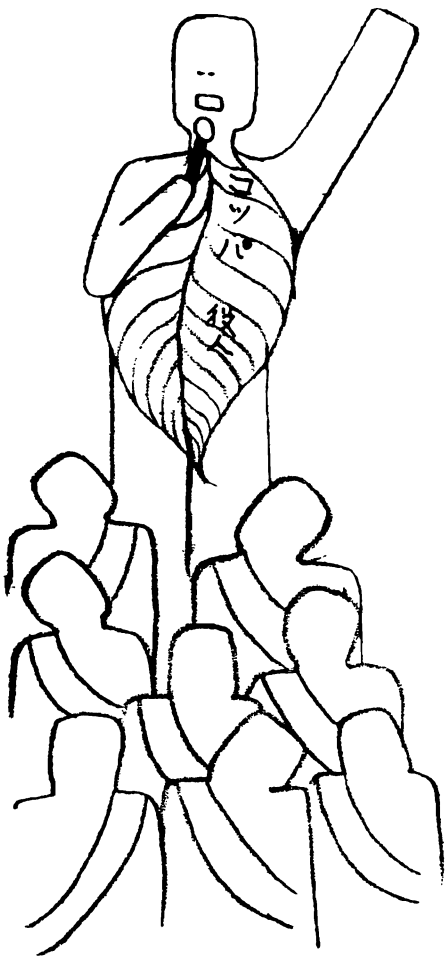
3 立候補の制限

国または地方公共団体の公務員は、特別に規定された者以外は、在職のまま立候補することができない。特別の規定とは、内閣総理大臣などで、法八九および令九〇をみられたらう。

右の公務員が立候補する場合には、同時にその公職を失う（法九〇）。

4 立候補の届出

どの選挙でも告示のまえに立候補予定者むけの説明会がおこなわれ、届出関係用紙が配布される。候補者本人が出席する必要はないので説明会にはあなたが必ず出席すること。なお、届出書の事前審査がおこなわれることもある。こうした当局の処置に従っておれば、立候補届出書の不備は事前に防げる。



立候補届出書

選挙の期日の公示日およびその翌日の二日間に選挙長に届出する。郵送は不可。届出書には、「党派名」を記載するが、この場合はその政治団体の所属証明書がある。これがないと「無所属」となる。

供託書

候補者本人の立候補届出の場合は本人が供託する。供託金は、今度の改正で大巾に引き上げられ、衆参（ただし地方区）および知事選挙の場合は一〇〇万円である。

通称使用申請書

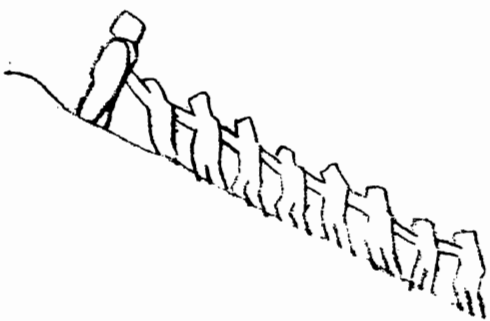
本名の代りに選挙用に呼称（たとえばひらがな書き）を使用するときはそのむね申請せねばならない。この場合、その通称がすでにひろく通用しているものであることを候補側で証明しなければならぬ。戸籍名の漢字を当用漢字などに書き代えることはこの通称には属さず、候補者の自由である。

その他の届出

立候補届にもなって、出納責任者の選任届出（法一八〇―一八三）、および選挙事務所設置届出（法一三〇）をすませる。これがないと、選挙運動が実際上スタートできな
5。

5 後援団体

政治団体が特定の候補者（候補者となろうとする者を含む）の政見を支持し、彼を推薦あるいは支持することを主な活動とするとき、これを後援団体という（法一九九の五）。このような後援会を事前に組織することはできるが、公衆むけに「××後援会事務所」のように看板などをかかげることは細かく制限されるようになった（法一四三⑭、⑮をみよ）。なお演説会の告知用ポスターを電柱に貼るようなことは自由である。該当する法律をよく調べて後援会活動を展開しなければならない。



6 事前運動

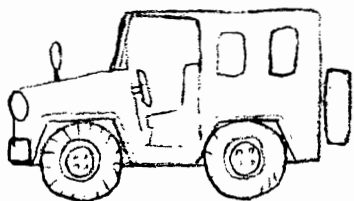
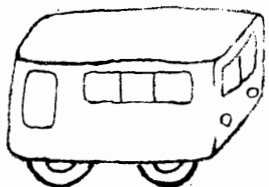
「事前運動」という規定は法律にはない。本来してはならないことと考えられているためである。しかし、経験的に可能とみなされる「事前運動」として、次のようなことが活用できる。

- 特定の人の政治活動を支持するために後援会をつくる。
 - 後援会への加入を友人・知人に勧める
 - 後援会、立候補者に対して寄付をする。ただし、いくつかの制限がある。候補者に対しては法一九九の二③を、後援会に対しては法一九九の五の③を参照のこと
 - 立候補予定者から政策をきくこと
 - 立候補者を推薦すること
 - 講演会、懇談会を開き、参加を勧めること
 - 公選法および同政令の禁止事項以外のすべてのこと。
- なお、本書、第四章で述べたあなたの選挙の「事前運動」については、これらと考え方やり方を異にしていることはいうまでもなく。

7 選挙用自動車

候補車

(台数と種類)



いわゆる ジープ

候補者一人につき一台が拡声機一そろえつきで使用できる。使用できる自動車は、いわゆる宣伝カー式のものだめで以下の三種に限られる(くわしくは、法一四一③、令一九の二を参照)

(a) 定員十人以下の乗用自動車(ただし、オープンカーやオープンカー式に改造したものは不可)

(b) 定員四人以上十人以下の小型貨物自動車(いわゆるワゴンスタイルの4ナンバーの車)

(c) 四輪駆動式自動車で車輛重量二トン以下のもの(いわゆるジープ)

● 候補車のデコレーション

ポスター・看板・ちょうちんの類がとりつけられる。それぞれ大きさの制限があるだけで、枚数内容は自由(ただしちょうちんは一個だけ)。シンボルカラーに車体を塗ること

は自由。(以上法一四三、①、⑧)。

●乗車できる人員

候補者、運転手一人以外に乗車用腕章をつけた運動員四人までで、これ以上の乗車は禁止される。

●候補車の無料使用

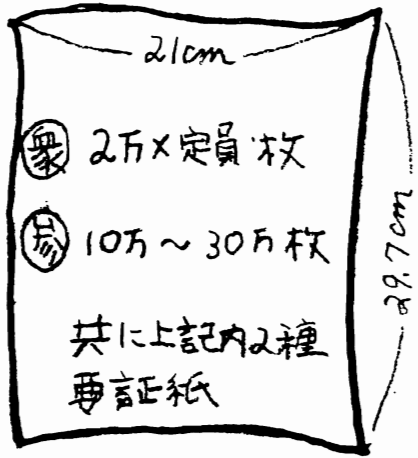
衆参両院の選挙の場合は、選挙公営のためから、一定限度額内(といっても最高一日五万円)で候補車の使用料を当局が支払うこととされている。ただし、法定得票が得られず供託物を没収される候補については、これは適用されない(法一四一④)。あなたはもちろん、法定得票が得られるものとして右の適用がうけられるよう手続きをすべきである。手続きの仕方については前記参考書をみられたい。

党車

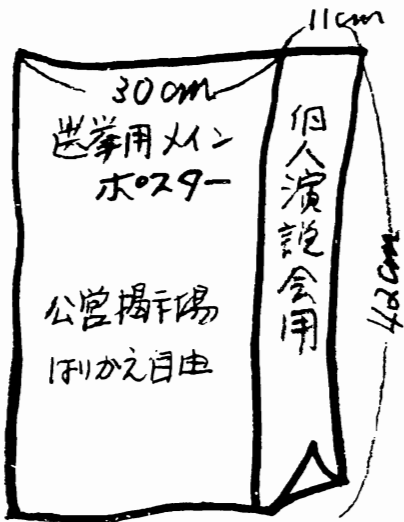
確認団体はその本部支所を通じて一定台数以下の車を使える。衆参(地方区)議院選では三台以内(ただし、衆院選では所属候補数が二十五人を越える場合は十人増すごとにプラス一台、参院地方区では同十人を越える場合は十人増すごとにプラス一台)。知事選では一台。したがって、全国選挙でA地方党Vが使える党車はせいぜい3/25台で、事実上使用が困難である。地方選挙で活用されたい。なお、党車は政治宣伝のためだから、所属候補者の名などを記したデコレーションはできない。(以上、法二〇一の五①、六①、九①)。

8 ビラ

衆参両院の選挙の場合は、法定ビラが候補一人につき二種類だせる。枚数は合せて二万枚Xその選挙区の定員(衆院)、十万~三十万枚(参院)までである(法一四二①⑤)。ビラの規格は長さ二十九・七cm X 巾二十一cm以内、また選管交付の証紙をはらねばならない。



候補者の法定ビラ



なおビラ作成の費用については、衆参両院選につき、自動車と同様な無料制度がもうけられている（法一四二⑦）。ビラのまき方については前章をみよ。

党のビラ

衆参両院選で三種、知事選で二種の「党のビラ」が発行できる。いずれも、自治大臣または県選挙管理委へととける。確認団体のビラについては、その選挙区での特定の候補者の氏名等を記載できない（以上法一〇一の五）。衆参両院選挙では、党車の使用と同様、党のビラについても、自由な活用は事実上できない。

9 ポスター

個人演説会告知用ポスターと選挙ポスターとがある。これらは公設のポスター掲示場以外にはすることはできない。（衆参および知事選の場合）ので、枚数は掲示場の数による。もっとも選挙期間中はり替えは自由である。大きさは、選挙ポスターが長さ四二cm、巾三十cm、個人演説用は長さ四二cm、巾十cm。掲示板はこれらを同時に並べてはれるスペースになっている。（法一四三および一四四）。

法定得票を得た場合は、ポスターの作成は無料となる。（法一四三⑬）。

衆議院選挙では、一選挙区ごとに長さ八十五cm、巾六十cm以内のものを千五百枚（知事選では千枚）まで、党の宣伝ビラが使用できる。ただし、ビラの場合と同様、候補者の名前などは書けない。

党車やビラと違い、党のポスターは各地方ごとに自由に活用できるから、△第三勢力V！等、スローガンを大書してぜひ使うべきである。（以上、法二〇一の五①、六①、九①参照）。

10 葉書

候補一人あたり三万五千枚の法定葉書が使用できる。ただし、参院地方区、知事選の場合、その選挙区内の衆議院選の選挙区が二つ以上あるとき、その一つにつき五千枚ずつ増加できる。これらの葉書は無料で給付される。また、前に述べたごとく、通常の使用方法は、この葉書を誰がどこに（選挙区外でも）だしてもよいから、あなたの党の観点で活用できる（以上法一四二）。

11 選挙公報

選挙期日の公示または告示のあった日から四日間に、掲載文を添えて申請する。

字数も二千字まで書け、選管によって選挙人の全世帯に配布されるから、もちろんあなたにとっても不可欠である。（法一六七）。

12 政見および経歴放送

ラジオとテレビによるもので無料である。一回四分三十秒、全部で六回（衆院）できる。（法一五〇）。申し込みは公示のあった日の翌々日までで、この期日までに申込みをしないう候補者は政見放送ができないから注意すること。その後放送局で録画がおこなわれる。

13 新聞広告

候補者が、選挙運動として新聞を利用できるのはこの公定広告のみである。選挙期間中五回（知事選で四回）、いずれか一つの新聞に広告ができ、無料である。どの新聞に何回のせるかの選択は候補者の自由である。

手続きは、掲載希望日の前、余裕をもって希望する新聞社へ、広告原稿とともに提出する。（法一四九）

なお、自分の広告ののった新聞を多量に購入して選挙人にばらまいたり、掲示したりすることはできない。

党の政策広告

衆参両院選で、党（確認団体）の政策広告を、いずれか一つの新聞に四回まで無料でだせる（法二〇一の一五）。△第三勢力▽代表の「二十五人同盟」の登場を、全国的に知らせるのに利用するとよい。

14 機関紙誌

党の機関紙誌については、実際問題として地方選挙以外には利用することがむづかしいが、一応記しておく。

選挙期間中、政治団体の本部で直接発行し従来からの通常の方法で頒布する機関紙誌は、自治大臣、選管に届け出たもの各一種に限り、選挙に関する報道・評論を掲載して発行しうる。ただし号外、臨時号など特別の方法で出すことは不可。また、継続して発行している期間が六ヶ月に満たないものは、政談演説会でしか頒布できない。（法二〇一の一四）

15 選挙期間前に（ある場合には期間中に）用意した文書類を適宜使用することについてはあらためて述べない。

16 選挙運動員

法的に選挙運動に従事することを禁じられている者がある。

まずは公務員。国家公務員は地域のいかんを問わず、また地方公務員はその所属する関係区域内で、選挙運動ができない。さらに、これら公務員および教員は、その地位を利用する選挙運動ができない。教員の地位利用禁止は地域のいかんを問わず、また国公立と私立とを問わない。ただし、私立学校の教員の一般選挙活動は禁止されていない（法一三六）。

最後に、未成年者（満二十才未満）は一切選挙運動ができないことになっている（法一三七の二）。ただし、たんに選挙運動のための労務に使用することはかまわない。腕章をつけた選挙カーの乗員などになれないわけである。

17 氣勢を張る

「何人も、選挙運動のため、自動車を連れ又は隊伍を組んで往来する等によって、氣勢を張る行為をすることができない（法一四〇）。これは、たんに往来することではなく、不特定多数人に威圧を加える示威運動をすることをさしている。今後入第三勢力選挙Vが一般的になればなるほど、この条項による規制は強まってくるだろう。よく注意して、この規制にひっかからないように「氣勢を張ろう」。

18 連呼する

選挙運動のため連呼行為をすることができる。ただし、演説会場および街頭演説の場所、および一定制限のもとに選挙カーの上からする場合に限られる。

○演説会場とは、個人および立合演説の会場をいい、会場内で演説の前後、合間に連呼することができる。ただし窓から外に向ってはできない。

○街頭演説の場所で演説の前後またはその合間に連呼できる。また停止した自動車上から街頭演説をする場合、この車上からも連呼できる。ただし車上では連呼者は候補者以外は腕章をつけていなければならない。

街頭演説は、午後八時～翌朝七時まで禁止されているので、これにともない連呼もできない。



○映画の幕間、工場の休憩時間等を利用した演説（たんなる演説）の場でも、連呼できる。時間の制限はなく、午後八時以降でも演説にともなうかぎり許される。

○「流し連呼」は、午前七時から午後八時まですることができる。

以上、大いに入第三勢力Vのローガンを連呼しよう。ただし、次の場所では、連呼が禁止されている。

①立会演説の開催予定時刻の二時間前からその終了予定時刻の二時間後までの間、その会場から三〇〇メートル以内の区域。

②国、地方公共団体、国鉄、電電公社などの管理する建物（公営住宅は除く）。ただし、この建物を立合、個人演説会に使うことは禁止されない。

③汽車、電車、バス、船、停車場その他鉄道敷地内。

④病院など療養施設。

19 演説する

選挙管理委の交付する標旗を掲げて街頭演説をする。屋内から街頭に向って行い演説もこれに含まれる。標旗は候補者一人につき一本交付される。もちろん、候補者以外も演説できる。

道路を歩きながらや、走行する自動車の上からする演説（「流し演説」）は禁止される。街頭演説する場所に、ポスターや立看をたてることも禁止されている。

その他、街頭演説できる時間は午前七時から午後八時まで、学校などの施設付近では静穏を保持するよう努めねばならない。

街頭演説において選挙運動に従事する者は候補一人につき十五人を越えてはならず、これらの者は法定の腕章をつける。この腕章には、自動車の乗員用のものが準用できるので、街頭演説用腕章は十一枚交付される。（以上法一六五）

街頭演説の場所では、選挙用ピラを頒布し（法一四二③）、また連呼できる。また知人や通行人に路上で「よろしく頼む」ということ（「個々面接」）も、禁止されていない。

以上は、計十五人の運動員が街頭で「騒ぐ」ための基本形態であるから、「敵候補」との遭遇戦などで充分活用しよう。

なお、党による街頭政談演説もできる。ただし、前述の「党車」で、停止しているもの車上およびその周辺に限る。（法二〇一の五、二〇一の一〇）

20 立合演説会

立合演説会は、選挙管理委が計画し実施する候補者の演説会である。この開催計画は、公示の日から二日以内に告示される。

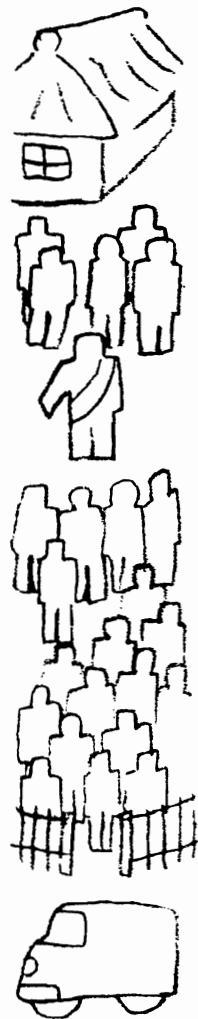
立合演説は、班別編成によらないものとするものがある。班別編成によらない立合演説会に参加する場合は、開催予定の会場ごとに参加希望をあらかじめ選管に申出る。

班別編成による立合演説会では、参加候補者を各班別にわけ、班ごと同じ顔ぶれで各会場を一巡する。この場合参加の申出は、各会場ごとの参加ではなく、ただ「立合演説に参加したい」旨申出ればよい。

立合演説会での演説の順位は重要であるが、班別編成によらない場合は各会場ごと参加候補者間のクジで決められる。班別編成の場合は、最初の会場でクジで決め、以降は順ぐりに順序を繰り上げる。（法一五六）

立合演説会で演説できるのは候補者本人であるが、本人が演説することができないときは、一会場につき一人を限って、代理人が演説できる。（法一五四）
立合演説会場の入口で、法定ピラを頒布できる。

21 個人演説会



個人演説会は候補者が主催して開催する演説会である。同じ時間帯で同時に五ヶ所まで開催できる。候補者本人以外、誰が演説してもよいし、また録音装置で演説をきかせることも可。(法一六一―一六四の四)。

個人演説会には、学校、公民館など公営施設も使用できる。同一施設ごとに一回限り無料であり、使用時間は五時間以内、予定日前二日までに選管委に申出る。

個人演説会の開催は、選挙ポスターや葉書で通知するほか、街頭演説の機会に口頭で告知することもできる。演説会場前には、選管から交付される表示板(計五枚)をつけた看板(たて二七三cmよこ七三cm以内)を、一つ以上必ず掲示し、これ以外の文書図画は一切掲示できない。

個人演説会場内では、看板・ちょうちんが掲示でき、またビラの頒布もできる。

22 推薦演説会

衆参両院選挙の場合、推薦団体の演説会が開催できる。(法二〇一の四)

この場合、候補者は法定確認団体に所属する者以外のものとされる。推薦団体は、この候補者の同意書を添えて、選管委に申請して確認書の交付を受けねばならない。

推薦演説会は、その推薦する候補者の選挙区で、推薦候補者数の四倍の回数まで開催できる。

推薦演説会を知らせるためのポスター(選挙ポスターと同一規格)は、一つの演説会場について五〇〇枚以内掲示できる。ただし、その選挙区の特定期候補者の氏名(氏名が類推されるような事項を含む)は記載できない。演説会の会場外には一会場につき、立看の類を二個まで使用することができる。

23 政談演説会

確認政治団体はその所属する候補者数の四倍(衆議院選)、あるいは衆議院の選挙区ごとに二回(参院地方区、知事選)の政談演説会が開催できる。この演説会では、所属候補者の宣伝はできるが、個人演説会ではなく政談演説会であることに注意。

政談演説会は、党車の街頭演説、ポスターで通知する。また演説会場には立看類(規格の規制なし)が五個まで使用できる。(法二〇一の五①、六①、九①)

24 選挙犯罪のうち、選挙妨害罪にあたる規定を、

とくに△あなた▽に必要なかぎり抜粋しておこう

● 暴行、威力を加える

選挙に関し、選挙人（有権者）、候補者、候補者となろうとする者、選挙運動者、または当選人（選挙終了後を想定）に対し、暴行もしくは威力を加え、またはこれを拐引することが罪に問われる。ここで拐引とは、投票所へいく選挙人を力づくで連れ去ることなどを指す。（法二二五―）

● 交通、集会、演説を妨害する

交通もしくは集会の便を妨げ、また演説を妨害すること。（法二二五Ⅱ）

● 利害関係を利用して威迫する

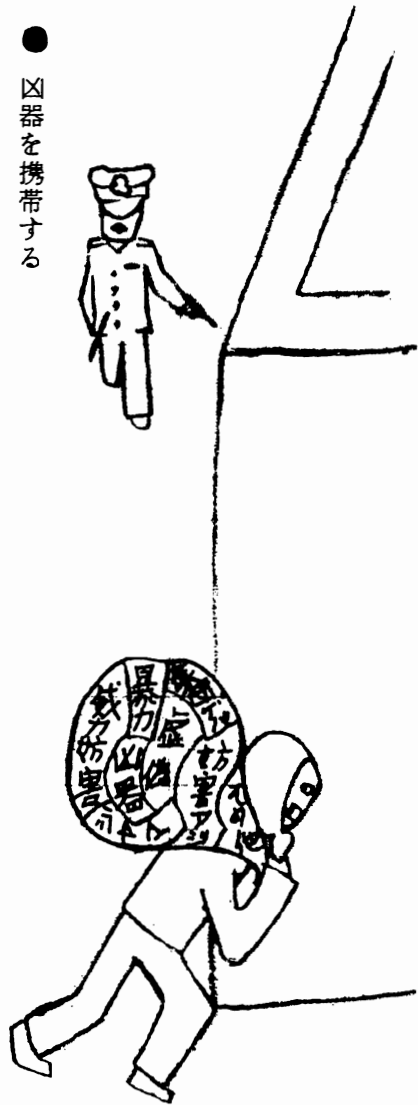
たとえば 小作関係、用水権、債権などの特殊な利害関係を利用して、選挙人等を威迫すること。（法二二五Ⅲ）

● 多衆で暴行する

多衆集合し、前記暴行・威力を加える、もしくは拐引すること。（法二三〇①）

● 多数集合して解散しない

前記の罪（法二三〇①）を犯すため、多数が集合し、暴行するにいたるまえ、官憲から三回以上解散命令をうけても解散しないこと。（法二三〇②）



● 凶器を携帯する

選挙に関し、鉄砲、刀剣、棍棒その他、人を殺傷するに足るべき物件を携帯した者は、これにより、なんらの暴行をするにいたらずとも、また必ずしも暴行の目的をもたなくとも、これら物件の携帯だけで、本罪は成立する。（法二三一）

● 選挙妨害を煽動する

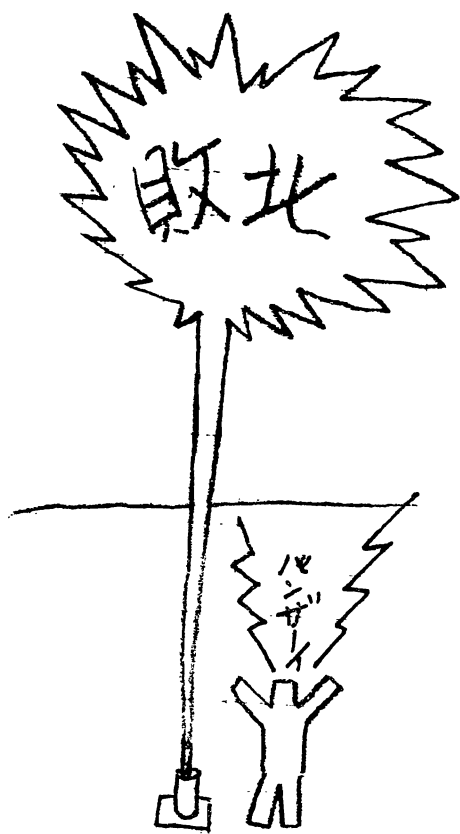
演説、新聞、雑誌やピラなど方法を問わず、前記の選挙妨害を煽動すること。（法二三

四）

● 虚偽事実を公表する

他候補の不利益のために、手段のいかんを問わず、また他候補者に関する事項のいかんを問わず、虚偽事実または事実をゆがめて公表すること。（法二三五②）

第八章 「敗北」の後に



1 選挙統計の読み方

さて、△あなたの選挙戦▽は終わった。
開票結果、あなたの候補者が当選するにしても落選するにしても、△選挙の時代▽の選

挙にとりかかったあなたとしては、選挙統計を真剣に読まねばならない。

これまで、新左翼のイデオロギー選挙などは、せっかく選挙をしながら、自分の得票率も含めた選挙統計から、意味のある「調査結果」を引き出すことができなかつた。これは、しかし、選挙統計の「読み方」がまちがっていたり、わからなかつたりしたためではない。それらの選挙が、そもそも選挙にすらなっていないかからであり、だとすれば、自らの得票率やその分布に、たいして意味のあるはずがない。「得票率など問題外」というやつだ。

けれども、来るべきあなたの選挙の結果もかくのごときであれば、それはあなたが選挙を「まじめに」やらなかつた証拠であり、△選挙の時代▽の選挙を過少評価したからにほかならない。そうでなければ、あなたは選挙統計から、あなた自身についての評価を主とした意味のあるデータを、必ず読みとることができるはずである。

むしろ、選挙統計から読みとりうる直接のデータは、選挙という人工的政治空間と人為的階級闘争に限定されたデータである。レーニンが、選挙とは人民の階級意識のバロメーターだといった、かどうか知らないが、選挙統計から「革命」の現実性（非現実性）を論じることなど、よほど特殊な時期でもなければ意味のないことだ。あなたは、選挙統計から、△選挙の時代▽——△第三勢力▽および△地方党▽の時代の到来を確認することだ。



本書では、これまでにしばしば昨春の茨城知事選挙での△第三勢力代表▽の登場を、例としてひきあいにしてきた。これは、本人たちが「政治実験」と呼んでいるように、△第三勢力▽のほんのハシリにすぎなかった。今では、選挙に関するかぎり、状況は急激に進んでいる。それゆえ、以下に彼らの選挙統計の読み方を引用するが、これは、第三勢力流統計の読み方のほんの一例にすぎず、あなたはこれにない、またこれを批判し、さらにずつと意味のある結論——あなたの選挙に関する当面の結論をだすことができるだろう。（以下、同選挙の資料集——『遠方から』第四号——より引用）。

2 得票率の意味

まず第一に、得票率である。全国的な第三勢力登場の勢いのなかで、あなたの得票率をこの勢いを示すものとして読もう。茨城の場合には事実上の第三の候補（民社・日共）との比較がなされている。

茨 城		東 京	
石川	竹内 海野（日共）	赤尾	美濃部 石原 松下
四万票	四四万票 一〇万票	一・二万票	二六九万票 二三四万票 二七万票
七%	七四% 一八%	〇・三%	四四% 四四% 五・八%

「都知事選挙とくらべてみると、茨城における石川の得票は大政党・大労組（民社・同盟）に支えられた松下候補の得票率を同じく三位でありながら、はるかに上まわっているのである。

また面白いことに、三位の候補はともに5%を超えており、三位までの得票が同数（東京九八%強・茨城九八%）となる。赤尾以下の何十人かの候補の合計得票は2%に達せず、茨城のもう一人の「ぼりまつ候補」の分に近いといしか言い得ない。

知事（今回）確定得票		
＜長野県＞		
当	753,474	西沢権一郎 無保現
	286,253	村沢 牧 無革新
	131,532	宇留賀行雄 共 新
＜福井県＞		
当	344,510	中川平太夫 無 現新
	72,446	牧野 藤宗 共 新
＜和歌山県＞		
当	465,523	大橋 正雄 自 現新
	126,342	米田 実 共 新
＜島根県＞		
当	237,730	恒松 制治 無 新
	232,013	山野 幸吉 無保新
	18,970	官田 安義 共 新
＜大分県＞		
当	376,501	立木 勝 無保現
	277,479	田尻 一雄 無革新
	33,100	堀 仁 共 新
＜宮崎県＞		
当	443,277	黒木 博 無保現
	126,326	山口 靖 無革新
	31,616	坂田 実 共 新
＜鹿児島県＞		
当	645,304	金丸 三郎 自 現
	179,617	川原新次郎 無保新
	73,542	久留 義蔵 共 新

東京ばかりでなく、全国の対比可能な県ともくらべてみよう。前頁左側の表は、今回の知事選挙で「地方政界」では一種の「第三勢力」である共産党候補が立候補した選挙区のデーターである。「自共対決?!」構造をねつ造して社・公票をさらった選挙区（福井・和歌山両県）以外では唯一長野県の日共候補のみが石川候補の水準（七%）を越えているにすぎない。要するに、総じて日共は全国的に石川に敗けたのである。

だから、島根・大分・宮崎・鹿児島等の諸県で、もしA第三勢力V候補が立候補していたら、かなりおもしろかったはずだ。要するに無自覚ながら茨城における「石川」は全国地方「保守」県における大政党日共の水準を抜いたのである。」

3 地方政治地図を塗り変える

「次に茨城県の過去をふりかえってみよう。表（茨城県知事選得票の移り変り）を見てもらいたい。これは「岩上与党」であった日共が野党にまわり候補を立てはじめてから四回の知事選記録である。表を見ればわかるとおり、第六回の日共候補・大塚のみが今回の石川とほぼ同率だがその他は全て石川の率にはるかに達していないことがよくわかる。

また、かすかに石川に勝った大塚は、この回は事実上の「自共対決」なのだからこの

茨城知事選得票の移り変り

<第5回>	38.4.17		77.64%
岩上 二郎	816,388	(興・社・自)	89.6
官田 裕信	49,581	(事件屋右翼)	5.4
沼田 秀郷	45,184	(共産)	5.0
<第6回>	42.4.15		46.49%
岩上 二郎	532,810	(興・社・自)	91.7
大塚 正	41,646	(共産)	7.2
飯島新太郎	6,402	(ホウマツ)	1.1
<第7回>	46.4.11		53.61%
岩上 二郎	485,548	(興・自)	63.7
石野 久男	226,311	(社)	29.7
高山慶太郎	26,381	(共産)	3.5
山田 健二	18,152	(事・右)	} 3.1
飯島新太郎	6,180	(ホウマツ)	
<第8回>	50.4.13		38.65%
竹内 藤男	441,231	(無新)	74.3
		(自推薦・民支持)	
海野みきお	106,821	(共新)	18.0
石川 次郎	40,485	(無新)	6.8
新屈 恵	5,740	(無新)	0.9

三倍は得票して、はじめて今回の海野と同率となるわけだから比較の対象にはならない。この局面でも比喩的な意味で「第三勢力」である日共を我々の石川はやぶっている。あのかがかしい日共茨城県委員会の戦後史を、石川はこのような型で「越えて?!」しまったのである。」

4 得票率の地域偏差

「次に、石川自身の得票の地域的偏差について若干の分析をしてみよう。

茨城県は大略国道六号線(又は国鉄常磐線でもよい)にそって「大」都市がならんでいる。東京に近い取手・土浦・石岡・水戸までは石川の得票率は全県のそれである七%をこえることはない。水戸以南の六号線沿いはむしろ「運動」にかなり力をいれた地域であるにもかかわらずである。

ところが、水戸の北境である那珂川をすぎ勝田・日立・常陸太田・北茨城と全ての市が七%を越す得票となる。特に日立・北茨城の二市では三候補の得票はグッとちぢまる。六号線沿でない地区においてもこの傾向——つまり東京寄地区がきわめて低い得票率であり逆に農村部・「過疎」地区での得票率が高い。△地方▽問題は地方共同性解体の度合に反比例して受入れられるという絵に書いたようなパターンが成立するのである。

特に注目すべきは、日立の得票率が水戸の三倍を越えているというおどろくべき事実についてだ。少くとも日立では我々の日立製作所労資に対する直接的批判という、茨城戦後史の一貫したタブーを破る主張が受け入れられたのである。

また県南地方における例外として、鹿島郡における高率得票も無視することができないだろう。言うまでもなく、△開発▽問題についての我々の見解に対する理解と、開発落差・地域共同性のドラスティックな解体に対する住民のうめきだろう。」

第九章 あと書きに代えて

本書で例としてもっぱらひきあいにだした茨城県知事選挙に取りくんだグループが、今年四月に「共同声明」を発表した（松本礼二——「遠方から」編集委員会、石川次郎——「東風」編集委員会）。「返待つ、汝の志を語れ」と題したこの声明は、本書の格好の「あと書き」になり、また、本書に従って来るべき入選挙Vに取り組もうとする人あなたVへの、時期にかなったアピールとなると思われるので、以下、本書の「あと書き」に代えて、全文引用させていただこう

声明 返待つ、汝の志を語れ

一九七六年四月三〇日 遠方から編集委員会

東 風 編集委員会

私たちは、昨年の統一地方選挙で「茨城地方党」の知事候補（石川次郎）の選挙戦に、ともに参加したものである。けれどもこの「共同声明」は、過去の私たちの経験の報告ではなく、現在と未来とへむけた私たちの一つの「呼びかけ」である。

（一）「茨城地方党」における私たちの関心がほかならぬこの国の八地方Vを舞台としていたように、私たちのこの呼びかけもまた「地方」にむかつて発せられる。「中央」の政治権相殺や有名人士にむけてではない。私たちはさしあたって、彼らの活躍する「中央」の政治から「何か」が生れることを全く期待していないからだ。

昨年の地方選挙では、茨城の地だけでなく全国各地でたしかに新しい政治の動きの兆候がみえはじめた。地方社会党が内部の混乱から候補者を立てえないまま体裁のいい「自共対決」になるかにもえたり茨城知事選で、突然入第三勢力Vを名のる集団が自共と肩を並べて登場した。農業界佐賀で、農協青年部が公然と造反するようなどとも起った。革新勢力が地方農村に波及していくという予想に反して、投票率が八割を超えながら保守派の圧勝に終わった秋田県知事選のような場合もある。

明らかに、戦後三十年常識となってきた地方の政治地図に或る変動がはじまっている。この変動を「保守逆転」へむかうものとみるのは全く恐ろしいことだ。世の中には「保守」と「革新」しかなく一方が滅れば他方が増えるという単純な思考法では、地方政治の混線や流動を理解することすらできないだろう。農村であれ都市であれいま八地方Vがなされている確率の危機に、保守と革新の従来の

政治構造が対応しえないところに、地方の政治地図の「混乱」が起因しているからだ。

政府の減反政策は全国の農村に深い爪あとを残した。一ヘクタール前後の土地をもつ中規模農家が農業を離れる傾向がこのために加速された。けれども、農業を離れていわずに「土地持ち労働者」の仲間入りをした彼らにたいしては、経済高成長の終りと長期不況とが直撃している。地方（誘致）企業の倒産や出稼ぎ難、それにリターン労働力の増加があいまって、兼業農家の物質的・精神的なルンペンプロレタリア化は深まっている。「土地」でも「賃労働」でもなく、彼らは他の例を探すと心のより所にして生きていくのか。他方少数の「専業農家」にしても、農業経営が成り立って来たのは根本で高度成長のおかげであったことを、良く知っているはずである。これまでなら、保守派の政治家の票田となる見返りに、この先生方が国や県から補助金や公共事業を取ってくることを期待することもできた。だが不況と地方財政危機のいま、これらの先生方は別の何を取ってきてくれるだろうか。

それなら、労働者階級と彼らの革新政党が助けてくれることを地方農民は期待しているだろうか。春闘のたびごとに、「弱者救済」や「労働問題」の必要を絶叫自らが唱えている。しかし現にたとえば公務員労働者の賃上げが、人件費の率を雪だるま式に増大させて自治体財政を危機におとしめていることは否定できない。最近この問題ほど、労働者階級の「階級利害」と「地方住民」の利害との裂け目をみせたことはない。周知のように、自治体労働者に自治労脱退を迫る「住民運動」までが、この問題をめぐって発生した。こ

の種の「住民運動」は往々にして、反動的あるいは「官製的」な側面をもっている事実だけをとりえて、教条的に「反労働者の体制の陰謀」ときめつけることは必ずしも今日の△地方Vの真態を正しく把握していることにはならない。

地方財政危機問題で、政府ばかりでなく住民の側から自治労にたいする風当たりが強まったことは、いま地方民衆の間に生まれている様々な利害対立の一端をはからずも明らなされた。だからこそ、その後の各地の経過が示すように政府も労働組合も、対立を決定的にすることを注意深く避けたのである。政府は自治体労働者の賃上げにたいする住民の反感を利用して、自治労と革新自治体の総攻撃に乗り出すことはあえてしなかった。これに対応して、自治労の側も「労働組合の権利」をとり下げて「大幅賃上げ」を自願したことはいく知られている通りである。

このうるわしい保守革新のアップク劇は、では、地方の機軸を救済するための双方の自己犠牲であったか——そうではない。この問題をめぐる保守の対決が泥試合となれば、両者の厄援団以外のいかなる△第三勢力Vが住民の中から飛びだしてくるか知れたものではないことこそ、保守双方が本能的に察知していたからにはかならぬ。このような事態になれば、さきに述べた地方政治地図の混乱はさなきだに拡大するはずだからだ。事態は保守と革新の対決激化とつた風に、常軌の進みはしなかつたであらう。

別のいい方をすれば、保守と革新という戦後三十年の政治を支配してきた二大勢力は、いまでは、国民全体をそれぞれのもとに二分割するような「代表」では全くなくなっている。両者とも、何の

ことかわけのわからない「住民」や「地方」を気にしながら政治をうたねばならないのが現状なのだ。このような「地方住民」を対象とした両者の合意の政治を、私たちは「保守体制」「保守連合」と呼んできたのである。また、さきの地方選挙で「茨城地方党」があらえて自ら△第三勢力Vと名のつたのも、この保守体制が、まさに政治を私物化しているいまの支配体制にはかならないと考えたからである。

むろん私たちは、いたすらに「平和」に構えたいすらに政治の「混乱」を好むものではない。だが世の中に保守と革新しか存在しないと思ひこませる現代の政治が、地方住民の真実の「自治」や政治的思惑を涵養させている点だけは、見のがすことができないと私たちは考える。

自治体労働者の賃上げにたいする住民の反感にしても、たんに権力に利用されたもの、あるいは貢すれば貢する式の逆恨みとみなすことはできない。保守と革新とを問わず自治体の地方行政がたんに「中央」政治の下働きとなつてはいては、保守連合による食ひものになつてきた事実を、人々は良く知っているからに他ならない。自治体財政の全般的な逼迫がこの食ひ逃げの現場を全国的に世間に浮き彫りにしたといふべきでない。

なるほど、ここ数年の住民パワーの覚醒のため、自治体はいずれも「住民」むけの「福祉行政」を掲げている。だが、本質的な政治の革新なしにおこなわれる△福祉Vとは、所詮は住民にたいする施しであり、福祉という名の住民の管理である。実際、公務員や大企業の組合員を除いて、農民をはじめとして大部分の民衆が雑多なルン

ペンプロレタリアと化しつつあるとき、地方行政は保守体制による「大」施設院、「失対事業」と化してはいないか。

私たちは、地方の住民がどのように名実ともに「弱者」に成り下つたとは信じない。△地方Vとその民衆の力を復権する自前のエネルギーが、かくまで涸渇しつくしたとは考えない。ただ、地方が目前で活力をとりもどし馬鹿力を発揮する方向と方法とが、なお明らかになされていないということだ。活路をみいだしえないままに、保守と革新の従来の政治に、白け切つてゆきつつある、というにすぎないことだ。

私たちは、いま茨城地方党の選挙戦は、以上のような△地方Vの政治状況に関する「調査」と「実験」の意味をもつていたことを明らかにする。

(二)

ここ数年間、「地方」を舞台にした多様な「住民パワー」が全国各地で取生し、これは今も消えてはいない。いうまでもなくこの住民パワーの政治的特徴は、従来の保守あるいは革新が組織したものであるとはいふ点にある。伝統的な保守政治の地盤でしかも地元の保守派にリードされながら、共産党下部組織の運動部員へのラシカハな住民パワーを展開した例なども、別にめづらしいことではなかった。

これら住民パワーは、保守の政治が住民全体からみてたんに部分的私的なものとなつており、したがつて前述のような従来の政治地図の混乱がひき起されていることを示す、端的な例とみることがで

きる。住民パワーは、全体として、また事実上、保守政治にたいして第三の勢力であった。

私たちはここであらえて「事実上第三勢力であった」と過去形を使つた。住民パワーは、新しい政治的な勢力としては明らかに現在全国的に一頓挫を余儀なくされていると、私たちは考えるからである。

しかし、住民運動がいわゆる「住民エコ」の追求にはかりきりさゆりとして、「民主的な革新」の道に自覚めようとしなかつたから、私たちはかくいうのではない。また、ことに最近では、「補償金」目当てに保守にも革新にも身売りをする無節操ぶりが目立つことを、非難しているのではない。保守と革新の双方が、各々の、そして共通の、エコの追求で合意しているとき、誰が「住民」の自己防衛と自己利害の追求を非難できよう。むしろ、保守と革新のみせかけの「対決」などなく、住民の各グループがつつみ隠しなく自らの利害を追求する時代の方がはるかに健全であり、また民衆の「活力」を示すものだと思ふべきである。

私たちが、あらえて住民運動の一頓挫というのは、もつぱら政治的な判断にもとづいている。住民運動は、各地で、保守の従来の政治構造には属さない、はつきりした新しい政治勢力として自らを形成しえていない、ということである。

誤解のないようにことわつておくが、住民パワーが政治に目覚めなかつたとか、個別の私利害の追求ばかりに熱心で全国的に「結合」しなかつたから、とかいふのではない。△地方Vを舞台とするかきり、事実上の第三勢力たる住民パワーを前提に独自の政治勢力が結集するならば、ただちに、地方の権力問題に接近できるのだといふ

「自信」と「情勢認識」が、住民運動の指導者たちに欠けていることを私たちは何よりも指摘したいのである。現在の地方政治の混迷のもとでは、「第三の党」は地方自民党のみならず田舎社会党・共産党に切り込んで、はっきりした影響力を行使し、これらを自らの影響下におくことが可能となっているのである。茨城地方党が、この地どころかの住民運動の「代表」ではなく、しかもいきなり知事選挙に「有力候補」の一人として出てきたとき、この政治的「実験」が私たちに教えたことがこれであった。問題はほんとうならば、地方の保守政治の枠の外で、新しい政治勢力をつくらうとする者の政治的意志いかんによるのだということが出来る。

したがって、私たちはさしあたって、「中央」を意識した「地方主義」や、いうところの地方の「草の根民主主義」運動には興味をもっていないと、あえて表明しておく必要があるだろう。

全国の各地で、個々の住民運動の頭打ちを何とか打開せねばと心をいめている住民運動の指導者がいる。また、これまでの地方政治にあきたらぬと感じる様々の「政治好き」の人士が、「元自民党」であらうが「元日共」であらうが、また現に「右翼」であらうと各地で様々に抬頭してきていることを、私たちは知っている。私たちはこれらの人々に向けて、保守政治の混乱に乗じてあたりに地方権力をとりたたまえ、権力をとるための地方結社をつくらへばと、あえて呼びかけたかと思う。私たちは、諸君の政治結社こそが、保守政治に見捨てられ衰弊の度を加えている地方Vと住民Vを代表するものだ、といったお言葉をいうつもりはない。しかし少くとも、地方VとA住民Vに根ざし、これを援助しかつこれと対決しながら、自らをもA地

方・住民Vをも鍛えていくA政治は、このような意識的勢力なしにはありえないのではあるまいか。新しい政治のためには、個々の異議申し立てだけでは不十分であり、かつ、「保守遊転」の下動きでもだめであり、このシレンマにいまA地方Vは解決を与えねばならないではないか。

—このような地方のA第三勢力Vや地方結社について、むしろ私たちは先の先までのことを語ることはできないし、むしろそれは必要ではあるまい。とんでもない利権集団になったり、既成政党に切り込みこれを解体するどころか逆に利用されることになりかねない。既成勢力から「右翼」や「ファシズム」とレッテルを貼られることもあるだろう。しかし私たちがさしあたって期待しうることは、これらの諸勢力が全国的に乱立することによって、保守の政治の私物化に反対する潮流をつくっていくことである。維多に乱立する諸勢力がお互いにつつきあひ、また連合しあうことが、自分たちを鍛え自分の手で新しい政治をつくっていくためにせひとも必要な条件である。保守から与えられる政治に賛否の投票——すなわち同意の意思表示をする時代は終った。政治が、A地方VとA住民Vにたいする新鮮な挑戦であり決然となる時代をつくらねばならない。こういうことは、あらゆる変革期に共通する民衆決起の様式であることを想起しよう。

したがってまた私たちは、A中央Vの政治や有名人士、あるいはマスコミが、新しい政治勢力の抬頭に敏感に目をつけて、これを手つとりはやくイデオロギー的に規定し、はては全国的に「結合」させようとおせっかいの手をさしのべることには、あらかじめ充分な注意をはらうべきだと思う。全国新聞が「茨城地方党」を「新しい

右翼運動」などと勝手にきめて、はては右翼再編の「全国展望」まで予想したりするようになることが、すぐにおこるのである。ここ数年の「公害反対運動」や「住民運動」が、マスコミと既成の党派政治によってどんなあつかい方をされたか思い出してみよう。

しかしだからといって、くりかえすが、個々の運動が自分の穴を埋めるだけで不十分だ。ラジカルな住民運動や公害反対闘争が実際にそうであったように、「権力」や「国家」というものに住民がじかに手を触れ、また住民相互間の利害をもつつみ隠すことなくぶつけあひものでなければならぬ。自立、乱立、そして融合・連合が、私たちの運動の性格となるだろう。

もしも、いま私たちの運動に名前が必要だとすれば、保守の政治私物化に反対する「国民運動」と総称してあげたい。かつて戦後民主主義の大衆運動が「国民運動」と呼ばれたことにも、それなりの理由があったように、この名称はありままで便宜的なものではない。労働者・学生そして市民も、いまのようにたんなる階層や身分の名前ではなかった。各々戦争と敗戦の衰弊から立ち直り、自分と生活を再確立しようとする国民的なエネルギーの名前であった。各人(各グループ)の経済的・社会的利害の追求という動機が、「民主主義」というような倫理的大義の追求と同居することができたのである。各人各様の運動が、一つの「国民運動」として融合・連合しえたのも、全くのところこの理由によつたのである。

戦後「国民運動」の敵はただ一つ、日本と世界を戦争にたたまこんだ「反動勢力」であった。「国民運動」は多種多様な分野でこれら「反動勢力」の頭を抑え、孤立させまた影響下におくことを通

じて、徐々にこれを解体させたのだ。たしかに、これは「高度成長」と「高度消費社会」の達成を支える国民的エネルギーともなり、このエネルギーにのる形で新しい自民党の官僚政治が確立された、後になつてみれば指摘することができる。だが、資本家階級が「利用」する結果を許したとしても、そのゆえにかつての国民運動のエネルギーをわらうことなど、今の私たちにどうしてきよう。

またつけ加えれば、現状の改良ではなく根本的な変革を求める様々な急進派革命主義者が戦後に育つたのも、まさにこのような国民運動のなかでこれと融合することによつてであった。彼らが結局のところその目的を達成しえず敗れ、結果として高度消費社会の成立と現状のような頹廢と衰弊をもたらしたとはいえ、それは戦後「国民運動」のせいではなく自らのせいであった。だから「ラジカリズム」たちが今日の事態のすべてを「前衛党」の真切りのせいにすることに私たちは同意しない。

(三)

さて今回のロッキート・スキャンダルは、各地の民衆にどのよう

に受けとられているであろうか。私たちはその有様を知りたいし、「調査」もしたいと思う。

私たちがさきに述べた地方政治の混乱と流動にこの事件が拍車をかけたことは、多くの地方に共通しているだろう。茨城の地でも、「高官」の嫌疑をかけられている大物政治家の地盤に動揺がはじまり、もう一人の大物には日本共産党の集中攻撃がかけられるといった状況が進行している。

ては、来るべき「ロッキード選挙」は、「保守逆転」の勢いを一挙に加速するという結果になるだろうか。そんなことはない。私たちはこの選挙に最大限の注意を払らうのだ。だが、注目すべき点は保守の逆転などではないと私たちは考える。すでに昨年の統一地方選挙でみられたような新しい政治勢力の抬頭が、一年後のロッキード・スキャンダルのなかでどのような動きをするかが、私たちの注目するところである。

すでに何年もまえから、総選挙のたびごとに有権者の最大部分は私たちのいう「日本棄権党」に投票——つまり棄権——してきたという周知の事実がある。また調査によっても、「支持政党なし」と答える有権者が都市部で五割以上、全国平均で四割に達している。このような日本棄権党の人々が識者のいう「無関心層」などでなく、このうち「積極的」な棄権・支持政党なし層が全有権者の三割を越え自民党支持者を上まわっている事実もまた知られている。この棄権党の人々は今度こそ「革新」に投票するために腰を上げるであろうか。

たしかに、ロッキード・スキャンダルにたいする国民の関心は全国的に異常に高い。しかし同時に、寄合いの席でこの話題がきまると「悪い奴ほどよく眠る」という白け切った気持を人々に残して終るといふ事実も、私たちは知っておいてよい。それはいまの政治が、「救民・救国」という政治の初心と大義を忘れ切っていることになり、民衆のニヒリズムの表明である。

このさい、革新のなかにも「高官」がいるかもしれないといったことは、枝葉末節のことからである。戦後三十年の保守政治は同時

に「万年野党」としての革新政党の三十年だったたのであり、今回の汚職はこの戦後政治の構造に根ざした文字通りに「構造」なものだからだ。戦後の保守政治が、「経済復興」と「国民運動」というそれぞれの民衆的な基盤をすてに失い、国民や住民や地方にたいして政治を私物化するものとなっていた事実こそが、今回の汚職を一大スキャンダルとして表面化させた真の理由である。

これが事実には反するならば、保守も革新もどうして汚職を大胆に切開しそこから起死回生の策を民衆に提示しえなうのか。中央政治でも、保守・革新双方の両輪狼狽と混乱だけがいたらずに時間を空費しているということがどうして起るのか。「財界」の支持のもとに「指揮権」でも何でも発動して事態を乗り切るのだが、いまの自民党にはできない。かつてのように数十万の大衆動員で国会を包囲し、議員の総辞職を賭けて結束し、自民党を一挙に追いつめることが、いまの革新政党にはできない。昔日の自信と活力が、双方に欠けているのである。ただ事態をひきおろし、民衆が白け切ってしまったのを待ち、次の総選挙では民社等を保守双方が食いあって「保守伯仲」の趨勢に若干色をつけた結果に終ることを、彼らは期待するしかないのだ。

もし、ロッキード・スキャンダルがこのような結果に落着いたらと、後に残る大多数民衆の膨大なニヒリズムを、保守政治はどうするつもりであろうか。彼らはこの後もっと大きな責任をとりされる羽目におちいるかも知れない。しかしいずれにしても私たちはスキャンダルの発覚から総選挙にかけて、事態が以上のように推移することは現在だまってお見越すことができなう。この国の民衆の

活力がそこまて落ちていゝると、私たちは信じない。

「救国と革新」の日本共産党の一大攻勢があるといわれるかも知れない。たしかに、「自主独立」を掲げ、また最近では、「プロレタリア独裁」を掲げ、「マルクス・レーニン主義」を掲げるという日共の政策——社会民主主義派の修正主義——が、たんに選挙目当てのみせかけたとは私たちは思わない。こうして日共の変貌は宮本喜八長のいうように「この十五年間の発展」の成果なのだからだ。マルクス・レーニン主義の「皮切り」だと非難してもせんないことだ。レーニンの文句の「ウチ」でやっつけられるような党では、この党はもはやないのである。この意味で、日共の攻勢が彼らのいう「国民Vや」地方住民Vをどのようにつかみうるかは、私たちとしても注意を促してはならないと思つ。

しかし、日共の野望は「我が国の皮をかぶった」ものではないかという、この国の民衆の疑念は「本能的」な警戒心が根柢のなすものではない。私たちは決して思わない。民衆の警戒心は、この党の活動スタイルにたいする根本的な不信に根ざしているからだ。あらゆる階級・集団から党を迎え入れて党勢を拡大しても、「一枚岩」の党として内部の自由な討論と反対意見は決して消さない。また、外部の民衆にどのようによびを売ろうとも、彼らの欲する大衆とはあくまで党に従順な大衆である。マルクス・レーニン主義あるは「スターリン主義」を掲げると公言しようも、国際共産主義の悲しき伝統は、この点でだけは少しも捨てられてはいない。党がいま永遠の反対派をやめ、政権に近づくといい危い橋をわたりはじめようとする勇気は、私たちもこれを評価する。けれどもだからこそ一層

党の内外にたいする活動の規制は強化されるのである。

日共の考える「地方問題」もまた彼らの「大衆」に対する性格規定に対応していることを注意しよう。「革新自治体」の普及を彼らがかどようにもち上げようも、地方とは日共にとつてあくまで「中央V」に對しての「地方V」である。革新自治体の「福祉行政」なるものも、地方住民を「養護院」化するものだと私たちはさきから断定したのである。私たちは全国的に、また地方の内訌で、このような「中央V」と「地方V」の構図に無効を宣言したい。

日本共産党は、さも根本的に、また他の身成政党的どころよりも本能的に、民衆にたいする「管理の申請」を特約として、身成の保守政治が国民の多数者にたいする統治力を失ったいま、日共の攻勢が一段と自立したのもこのためなのだ。私たちは判断している。彼らはいま誰よりも「救民」をいらい、「救国」をいらい「労働者階級」の利益に反して「住民の福祉」を強調する。だがこの「住民」が自らの利害追求に羽目をはずしたり、住民内訌に異なる諸勢力が「孤立」したり、総じて民衆が自前の活力をとりもたし自分の判断で決起することを、日共指導部はなによりも恐れている。これは逆説的なことだが、この十五年間に党が様々な急進主義者や、あるいは自然発生的な住民運動に對してきたやり口をみてきた民衆は、この党の「住民」路線を真剣に信じこれに身をあずけることはしないのである。

私たちがまたこれを信じない。日共と反対に、地方の民衆がいま自前の勢力を乱立させることこそ、新しい政治のはじまりとして私たちは求めるものだからだ。

主として地方住民の諸利害をめぐって闘われた昨年の地方選挙とちがひ、次の「ロッキード選挙」は、政治の理念的倫理的な目標を追求するものとなるだろう。誰も彼も、我こそはクリーンだと主張し、主張からする保守と革新の相違はこれまで以上に見えにくくなるはずだ。スローガンのうえても保守の違いは消えるが、これも彼らの合意の体制にふさわしいことだ。空虚なスローガンが白けた民衆をまえに上滑りしていく。

クリーンか否かなどは、ことわるまでもなく主要な問題ではない。論点をここにしぼることは既成の政治の陰謀である。けれども、私たちは本当の意味で政治の倫理的な目標がいま、問われていることを見通してはならないと思う。救国・救民という政治の初心が問われている、私たちは前に歩いた。各地に乱立すべき民衆の自前のエネルギーが、具体的な利害の追求であると同時に、一つの新しい国民運動の潮流を形成するものもこの時なのだ。

戦後民主主義と保守政治の三十年にあつても、地方に土着し地方の民心に根ざした政治の志向の水脈が、各地で固れることなく続いてきたことを私たちは知っている。これらは地方の民心に土着するゆえに各地で孤立し保守政治のもとでは華々しく中央政治に登場することはなかった。戦前日本ファシズム権力の弾圧で各地に潰えた資本主義や民族主義の志向、あるいは戦後のにぎやかな政治運動に背をむけた文化革命の志向などを、いまも私たちは見失うことはない。彼ら先輩人士の軌跡が、地方政治のからみのなかで、また様々の住民運動のなかで、思いもかけず表面に出てくるのを、私たちはいまに発見するのである。私たちは卒直に、これらの人々と政治の

初心を共有したいと思う。

実際、なによりも政治の倫理的品格を重視したはずの運動の潮流のなから、今日「右翼」児玉善士夫を生みだしたことに象徴的ではないか。ロッキード・スキャンダルにおける児玉の役割は、たんに保守政治の黒幕であつたにとどまらず、世界資本とアメリカ帝國主義CIAの手先ということであつた。彼らが長年共産主義者に投げつけてきた「売国・売民」の非難がそっくり自らに投げ返される。今日日本共産党などに「救国・革新」の字面を奪われてしまつているところに、この国のナショナリズムの深い頹廢がある。

(四)

私たちのみるどころ、ロッキード・スキャンダルをめぐる政治流動と来るべき総選挙は、民衆の政治志向に「第三勢力」としての形を与えるための、得がたい機会である。すでに何年も前から保守政治をおびやかしてきたわが幻の「日本電機党」に、ふさわしい名前と形を与える闘いをいまこそ開始するべきではないか。

私たちも両者それぞれに、一茨城の地でおこなつた「調査」と「実験」にもとづいて、A地方Vの挑戦・A地方Vへの挑戦をさらに追求していくことを表明したい。もとより、A中央Vからあれ他のどこからあれ、「電機党」の人士の結集を号令するようなり口は無益であり私たちの原理にも反する。私たちの呼びかけは、さしあつて、地方結社・地方第三勢力の全国的な乱立にむけていっている。今回はとりわけ、保守政治が用意してくれる選挙という政治舞台を見通してよいはずがない。地方の保守・革新の動揺と自信喪失につけてこんで、これを解体し自らの影響下におくことのできる政

治舞台を、先方が準備してくれるのである。とりわけ田舎自民党と田舎社会党の混乱と動揺は、この両党が戦後地方の民衆にそれなりに根を下してきた事実の卒直な反映であり、もちろん私たちは敬意をこめて「田舎」と呼ぶのである。たとえば社会党がいくつもの地方で公認候補者の選定をめぐって内部対立をさらけだしている実情をみよう。これらは、協会派という「労働者階級」一辺倒の教条スターリン主義者にたいする土着社会党の抵抗に起因している。協会派は中央から号令を下す「労働者階級の党」として、社会党のもつA地方Vの根を断ち切らざるをえないのである。保守の政党が一階級の「私的」利害の擁護者として純化しA地方Vから事実上離れていく趨勢の、典型的一例がここにある。地方社会党の内紛が「左派」と「右派」の対立だなどという「理解」の仕方には、何の意味もない。

ひるがえつてみれば、保守政治はその名のとおりに、政治における「右」と「左」の固定的な境界線をもつくりあげてきたが、いまではこの区分もほとんど何の意味ももつていない。A地方VやA第三勢力Vは、従来の左右のどちらかにつくものでも、新しい右や左をつくりだそうとするものでもなく、戦後政治の左右の境界線に無効を宣言するものである。それゆえ、地方に「土着」してきたがゆえにいま内部の危機にままわれている地方自派と地方社会の両党に切り込んでいくことは、各地の第三勢力の飛躍にとって必須の条件となるであろう。地方の第三勢力にとって問題はただちに「権力問題」だと、さきに私たちが書いたものごとである。

私たちは、中央からの「第三勢力の号令」などは拒否するが、しかし、民衆の新しい政治志向が、各地で一つ一つ成長するものだと考へる

ものではない。各地の第三勢力の乱立は全国的に一つの潮流を形成することが必要である。来るべき選挙の舞台が、衆議院の決起の潮流を期せずして形成し、その波及力と影響力が再度各地の第三勢力にかえつてくるというダイナミクスが、新しい政治の成長そのものに必要とされている。そして、選挙後の政治状況は、保守政治との対決を神した地方第三勢力の競合と連合によって、伝統的な保守と革新、右と左の政治構造を、根本から組みなおしていくものとなるであろう。私たちはこれこそが、変革期にふさわしい政治のあり方だと確信する。

私たちはともに、茨城の地におけるA地方Vの政治実験に協力し、またその意図と経緯を、雑誌「東風」および「連方から」を通じて各々つつみ隠すことなく明らかにしてきた。また私たちは、多くのものから投げつけられた悪罵にも、治安当局IIマスコミの共同作業として行われた「検右・懐左の接近」という大合唱にもただだまらなかつた。私たちははしかし同時に、この試みが現在「地方にとどまるといふ境界を痛切に感じている。私たちが同じような政治的志向が、各地で芽ばえていることを確信すればこそなおのことである。したがって、私たちのこの呼びかけは、未知の地方の未知の人々をたいして、文字通り経験を交流し、来るべき総選挙へむけた政治状況のなかで「別個にすすんで別個に撃つ」準備をするよう期待するものである。

「返答つ、汝の志を語れ」。

この本は、私を支持する無名の革命的労働者諸君の無償労働によって創り出されたものである。もし、この本が日本を何らかの形でかえることに資するとすれば、それは、この諸君たちの栄光である。

その諸君達とはY・I・S・O・H・A・S・M・Tらの人々である。

1976年8月20日 S・オルフェウス

<第三勢力>の選挙教程

リバイアサンをわが手に

保革政治にどう勝利するか—————

著者 S・オルフェウス

発行 源流社

1976年9月1日

川崎市幸区河原町3-218

電話 044-555-3414

定価 1,000円
